

令和 6 年第 1 回定例会

保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 1 令和 6 年能登半島地震に係る福祉部関連の人的支援等の状況について… 2
- 2 障害児等療育支援事業及び発達障害者支援センター運営事業に関する
消費税の取扱いについて…………… 5
- 3 教育・保育施設等における送迎バスに対する
安全装置の整備状況について…………… 6
- 4 福祉部所管プランについて
 - ・茨城県地域福祉支援計画（第 4 期）に係る計画期間の延長について… 7
 - ・第 9 期いばらき高齢者プラン 21 の策定について…………… 9
 - ・第 3 期新しいばらき障害者プランの策定について…………… 11
 - ・茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定について…………… 13

令和 6 年 3 月 15 日

福 祉 部

令和6年能登半島地震に係る福祉部関連の人的支援等の状況について

福祉部

1 国から本県への派遣要請

厚生労働省等から本県に対し派遣依頼があり、以下(1)～(2)のとおり対応。

(1) 災害派遣精神医療チーム (DPAT)

派遣期間	1 / 6～23
派遣者数等	・ 1チーム4～5名(精神科医、看護師等) ・ 概ね1週間ごとの交代で計4チームを派遣 ・ 延べ18名を派遣
派遣先	金沢市、七尾市、珠洲市、輪島市
活動内容	被災者に対する精神医療の提供、情報収集やDPAT派遣の調整等

(2) 災害派遣福祉チーム (DWAT)

派遣期間	2 / 15～3 / 3
派遣者数等	・ 1チーム3名(介護福祉士、社会福祉士等) ・ 6日間ごとの交代で計4チームを派遣 ・ 延べ12名を派遣
派遣先	七尾市・穴水町の避難所等
活動内容	避難所での要配慮者(高齢者・障害者など)への福祉的支援(相談・生活支援等)

2 国等から団体への派遣要請

(1) 社会福祉施設等に対する介護職員等の応援派遣

厚生労働省・こども家庭庁からの協力依頼に基づき、県内福祉関係団体等を通じて、福祉施設等に対し派遣可能な介護職員等の登録を依頼している。

派遣期間	1 / 17～(随時派遣)
登録者数	63名(3 / 13時点)
派遣者数	12名(3 / 13時点) ※厚生労働省等と登録者が直接調整
派遣先	石川県内各地の福祉施設・避難所等
活動内容	福祉施設での介護支援、避難所での要配慮者等相談支援等

(2) 社会福祉協議会職員の派遣

全国社会福祉協議会等からの要請を受け、県社協が災害ボランティアセンター設置・運営の経験がある県社協・市町村社協職員等で構成したチームを派遣。

派遣期間	1/24～2/11、2/16～2/22、3/11～3/17
派遣者数等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1チーム3～6名 ・ 1週間ごとの交代で計6チーム ・ 延べ25名を派遣
派遣先	輪島市、珠洲市、能登町、内灘町、かほく市、穴水町 等
活動内容	災害ボランティアセンターの開設準備や運営の支援

3 義援金に係る募金箱の設置

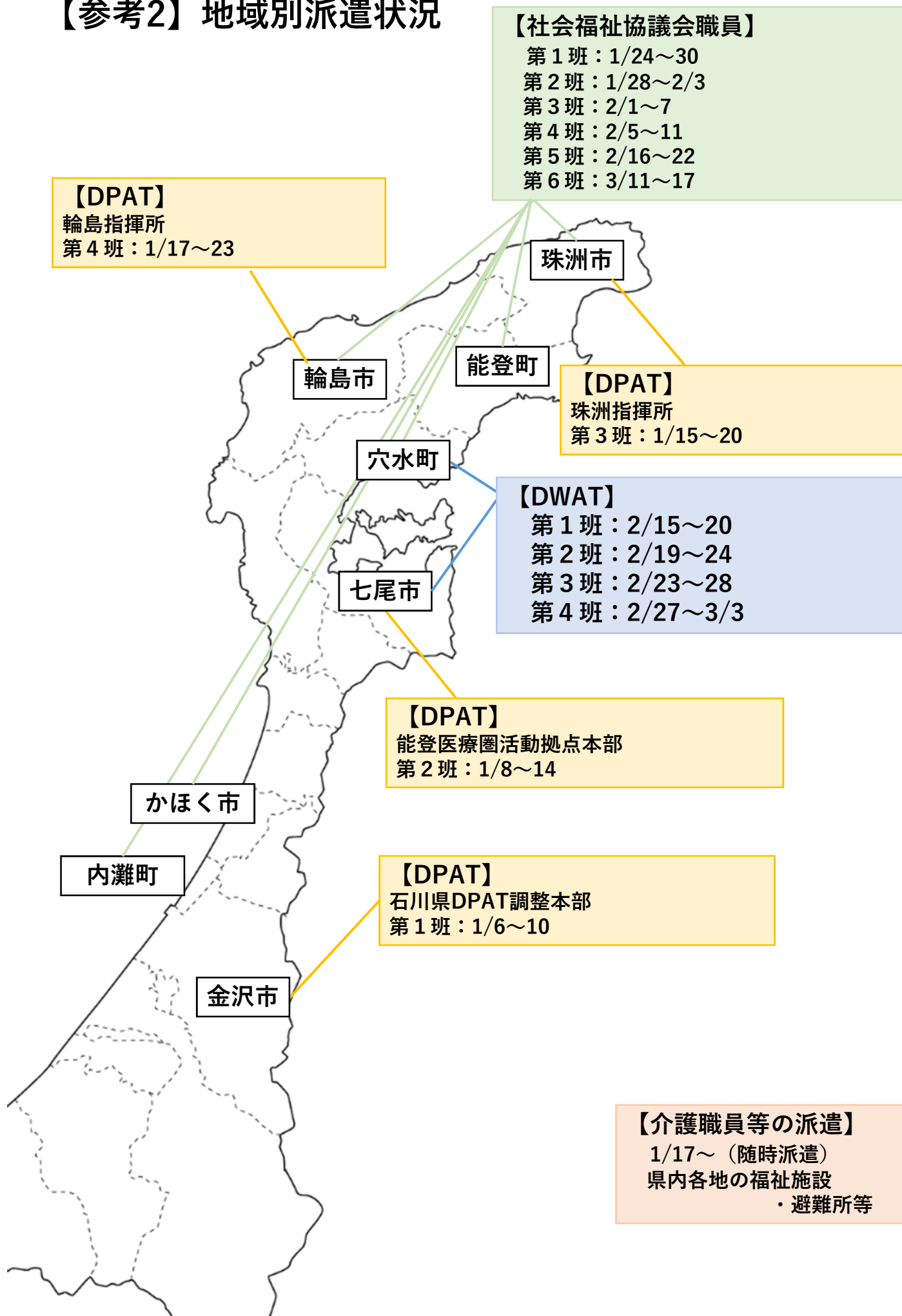
1月4日に県庁舎、合同庁舎（水戸・常陸太田・鉾田・土浦・筑西）及び三の丸庁舎に募金箱を設置。集めた義援金については、日本赤十字社・共同募金会を通じて被災地に送付予定。

※日本赤十字社は1月4日から、中央共同募金会は1月5日から義援金受付を開始。

【参考1】時期別派遣状況

	1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
DPAT	1/6～23								
DWAT					2/15～3/3				
介護職員等	1/17～（随時派遣）								
社会福祉協議会職員			1/24～2/11		2/16～22			3/11～17	

【参考2】 地域別派遣状況



障害児等療育支援事業及び発達障害者支援センター運営事業に関する消費税の取扱いについて

福祉部障害福祉課

1 事案の概要及び経緯

- 令和5年10月4日付け事務連絡で国から障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業等については、消費税の課税対象であることが示された。
- 通知に基づき確認したところ、障害児等療育支援事業及び発達障害者支援センター運営事業について、消費税を非課税として取り扱っていたことが判明し、当該事業を受託していた社会福祉法人（3法人）において、過去5年分の消費税について税務署への納付等の対応が必要であることから、その費用を県が負担する。

【上記事業の実施状況及び県負担見込額】

事業名	委託先	事業費 (過去5年分)	県負担見込額 (消費税+延滞税等(過去5年分))
障害児等療育支援事業	1法人	395,772千円	49,022千円
発達障害者支援センター運営事業	2法人	246,226千円	30,310千円

※障害児等療育支援事業：在宅の障害児等やその家族に対して訪問又は外来による療育支援、相談を行う。併せて障害児保育を行う保育所等の職員に対し療育に関する技術の指導を行う。

※発達障害者支援センター運営事業：発達障害者やその家族に対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供を行う。

2 原因

- 課税・非課税の取扱いについては、これまで国において明確に周知されておらず、対応も一貫したものではなかった。
- 社会福祉事業は非課税とされており、当該事業が該当すると誤認し、県が支払う委託額に消費税相当額を含めていなかったため。

3 再発防止策

- 今後、委託料に係る消費税の取扱いについて非課税とする場合には根拠法令等を確認するとともに、事業を所管する省庁や消費税を所管する税務署等に照会を行う。
- 併せて今後課税に係る取扱いについて、受託者と十分な確認や情報共有を徹底する。

【参考】

【国からの通知(R5.10.4付)の概要】

- 消費税法において社会福祉法上の社会福祉事業については、消費税が非課税とされているが、自治体を実施する以下の事業は、社会福祉事業に該当せず消費税の課税対象である。
 - ・ 障害者総合支援法に基づき市町村が行う障害者相談支援事業
 - ・ 障害者総合支援法に基づき都道府県が行う障害児等療育支援事業、発達障害者支援センターを運営する事業 など
- 上記事業を委託する場合には、委託料に消費税相当額を加えた金額を支払う必要がある。

教育・保育施設等における送迎バスに対する安全装置の整備状況について

福祉部子ども政策局 子ども未来課
福祉部 障害福祉課

1 福祉部所管施設における安全装置の整備状況（県調査結果）

令和4年9月に静岡県で発生した、送迎バスの児童置き去り事故を受け、令和5年4月から送迎バスの安全装置の整備が義務化[※]されたため、本県において、早期の整備について働きかけをおこなった結果、令和6年3月1日時点で福祉部所管施設については約96%が整備済となっている。

※経過措置あり：本年3月末までの整備

（令和6年3月1日時点）

区分	対象施設	送迎バス実施施設・事業所数	送迎バスの運行台数 A	整備完了台数		
				B	整備割合 (B/A)	
教育・保育施設	保育所	56	66	66	100.0%	99.8%
	認定こども園	167	362	362	100.0%	
	私立幼稚園	50	129	129	100.0%	
	地域型保育事業	1	1	1	100.0%	
	認可外保育施設	14	27	26	96.3%	
障害児通所支援事業所 ※1	児童発達支援センター	3	4	4	100.0%	92.7%
	指定児童発達支援事業所	106	220	200	90.9%	
	放課後等デイサービス	168	396	371	93.7%	
計		565	1,205	1,159	96.2%	

※1 中核市（水戸市）分を除く。

2 未整備の主な理由と今後の対応

（1）未整備の理由

- ・ 障害者通所支援事業所では、新規開所の事業所などで整備が遅れているため

（2）今後の対応

- ・ 未整備の施設に対しては、3月末までに整備するよう、再度働きかけを行う
- ・ 整備済の施設に対しては、引き続き、バス乗降時の確認や登園管理の徹底について指導する

茨城県地域福祉支援計画（第4期）に係る計画期間の延長について

福祉部福祉政策課

1. 地域福祉支援計画策定の理由・根拠

社会福祉法第108条の規定に基づき、本県の地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を目的に策定

【参考】計画（第4期）の概要

○基本目標

「地域に暮らす一人ひとりが地域の担い手として、ともに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくり」

○基本目標を実現するための3つのチャレンジ

I 「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ

II 支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ

III 福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジ

2. 計画期間の延長について

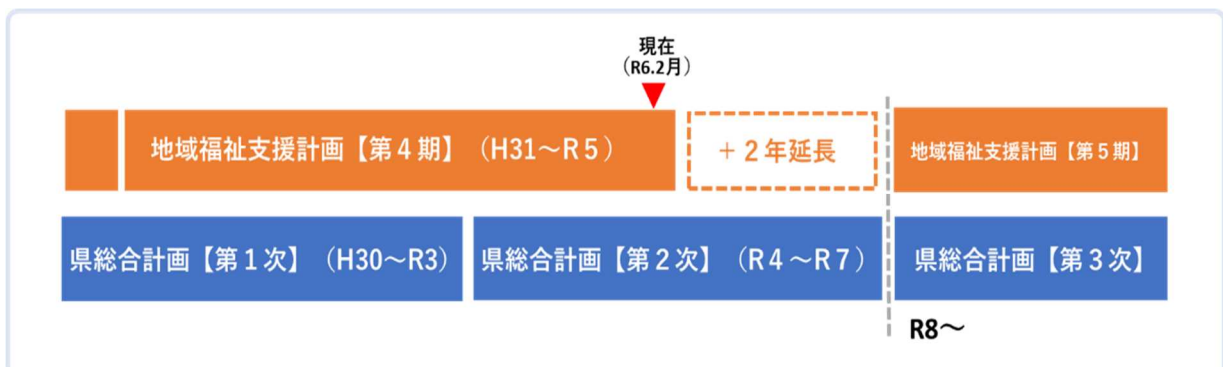
（1）計画期間延長の趣旨

現行の地域福祉支援計画（第4期：H31～R5）は、計画期間が今年度をもって終了となるが、計画期間を2年延長して令和7年度までとするもの

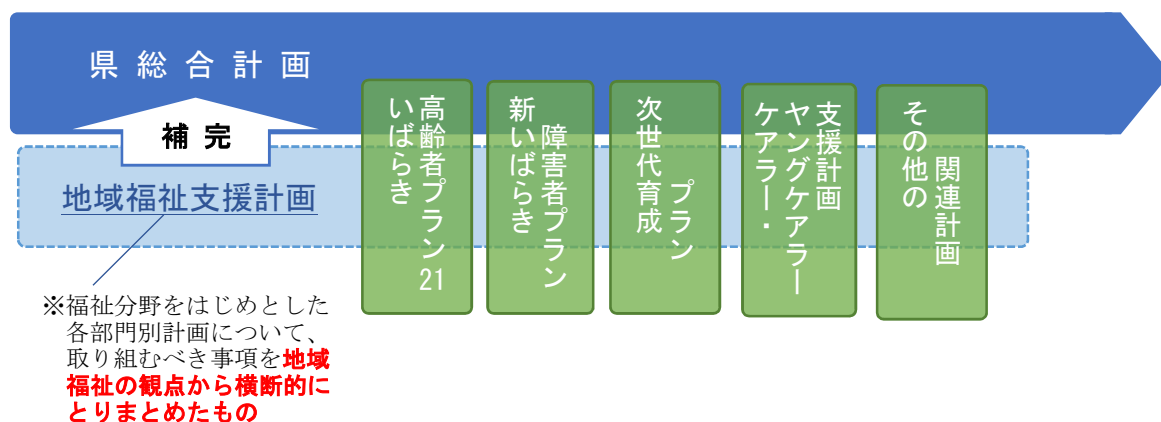
（2）計画期間延長の理由

地域福祉支援計画は、高齢者、障害者、子ども・子育てなどをはじめとした福祉分野を中心に、取り組むべき項目を地域福祉の観点から広く横断的にとりまとめたものであり、県総合計画を補完する福祉の部門別計画としての性格を有していることから、次期の県総合計画と始期・期間を合わせ、内容の整合性を図ることで、県総合計画と一体的に地域福祉に関する施策を推進していくため

<県総合計画と地域福祉支援計画の始期調整>



<地域福祉支援計画と他計画との関係（イメージ）>



（3）延長期間における計画の取扱い

①施策の方向性

- ・現行計画の内容を引継ぎ、原則として変更しない。
- ・ただし、現計画の策定後に制定や改正された法律や条例等に基づく必要事項の追記（困難女性支援法、県災害ボランティア支援条例等）や、数値等の更新、状況の変化等を踏まえた部分修正等を加えた。

②数値目標

- ・現行計画の数値目標を引継ぐが、既に目標を達成済みの場合など、特定の事情がある場合には、2年後に向けて目標値を再設定する。

第9期いばらき高齢者プラン21の策定について

福祉部長寿福祉課
保健医療部健康推進課

項目	内容
1 策定の理由・根拠	<p>○ 本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づく以下の2つの法定計画を兼ねたものであり、3年間を計画期間として、一体的に策定しているもの。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">「都道府県老人福祉計画」(老人福祉法第20条の9第1項) 「介護保険事業支援計画」(介護保険法第118条第1項)</p> <p>○ 現計画である「第8期いばらき高齢者プラン21」の計画期間(令和3年度～5年度)が今年度末をもって終了するため、「いばらき高齢者プラン21推進委員会」(委員長:茨城大学 教育学部教授 瀧澤利行)における審議等を踏まえ、新たに策定するもの。</p>
2 計画(案)の内容	<p>本計画の趣旨は、本格的な超高齢社会に的確に対応するために、本県が目指すべき基本的な政策目標を定めるとともに、その実現に向かって取り組むべき施策の方向を明らかにすることであり、主な内容は次のとおり。</p> <p>(1) 計画の目標 「健康長寿日本一」 ※ 第2次県総合計画の政策7と同様</p> <p>(2) 計画の概要</p> <p>○ 施策の柱は、第2次県総合計画の政策7「健康長寿日本一」における以下の各施策。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">施策(1) 人生百年時代を見据えた健康づくり (生活習慣病・介護予防、生きがいづくり等) 施策(2) 認知症対策の強化 (県民への理解促進、医療介護従事者育成等) 施策(3) がん対策 (早期発見・治療促進、患者・家族支援充実等)</p> <p>○ 上記施策に関連する「目標項目」及び「介護サービスの見込み量」等を設定。</p> <p>(3) 計画期間 令和6年度から8年度(3年間)</p>
3 施行時期	令和6年4月
4 その他	<p>本計画(案)に係るパブリックコメント 【実施期間】令和6年2月5日(月)～2月29日(木) 【意見数】16件</p>

「第9期いばらき高齢者プラン21」の概要

参 考

計画期間	令和6年度から令和8年度(3年間) 令和6年3月策定予定
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 老人福祉法と介護保険法に基づく法定計画 ■ 「団塊の世代」全てが75歳を迎える2025年や、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年を見据え、重点的に取り組むべき施策を本格化させる計画 ■ 市町村計画の円滑な推進を支援する計画 ■ 超高齢社会に対応するための総合的な計画

政策目標	「健康長寿日本一」
------	-----------

施策の柱と主な取組	<p>施策(1) 人生百年時代を見据えた健康づくり</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県民総ぐるみの健康づくりを推進するための、健康経営に取り組む企業等への支援、スマートフォンを活用した健康管理 ● 生活習慣病やその重症化を予防するための、県民の減塩意識の醸成などによる食生活の改善や運動習慣の定着 ● 高齢者の介護予防や重度化防止等を図るための、地域リハビリテーションネットワークの構築等の推進と、要介護・要支援状態に応じたサービス提供促進 ● 高齢者が持つ知識や技術の活用を促進し、社会参加活動を通じた生きがいを図るための、人材バンク等による地域高齢者の活躍の支援 ● 要援護者が適切で質の高い医療、介護を受けられるための、茨城型地域包括ケアシステムによる切れ目ない支援や地域で支え合う体制づくりの支援 <p>施策(2) 認知症対策の強化</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症、若年性認知症への県民の理解を深めるための、普及啓発・本人発信支援と、市町村における認知症予防の取組促進 ● 認知症の人が役割と生きがいを持って生活ができるよう、社会参加を支援する環境を整備するとともに、相談窓口の運営等により、介護する家族の生活の質の向上を支援 ● 容態に応じて適切な医療・介護・生活支援を受けられるよう、医療・介護従事者等の人材育成や、地域の多様な主体が連携した支援提供体制の構築 <p>施策(3) がん対策</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● がんの早期発見、早期治療を推進するため、がん検診推進強化月間(10月)における重点的な啓発等を通じた、がん検診受診率の向上 ● 患者・家族への支援の充実を図るための、相談室の運営や、がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターなど関係機関と連携した取組 ● 質の高いがん医療を提供するための、医療機関や大学などの関係機関と連携した、がん専門の医療従事者の育成 <p>※ 上記施策に関連する「目標項目及び目標値」(全61項目)を設定</p> <p>※ 計画期間及び2040年を見据えた「介護サービスの見込み量」を設定 (居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに係るもの)</p>
-----------	--

第3期新しいばらき障害者プランの策定について

福祉部障害福祉課

項目	内 容
1 策定の理由・根拠	<p>○ 障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、以下の3つの法定計画を兼ねたものであり、6年間で計画期間として策定しているもの。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「都道府県障害者計画」(障害者基本法第11条第2項) 「都道府県障害福祉計画」(障害者総合支援法第89条第1項) 「都道府県障害児福祉計画」(児童福祉法第33条の22)</p> </div> <p>○ 現計画である「第2期新しいばらき障害者プラン」の計画期間(平成30年度～令和5年度)が今年度末をもって終了するため、「茨城県障害者施策推進協議会」における協議を踏まえ、新たに策定するもの。</p>
2 計画(案)の内容	<p>○ 障害者施策推進の基本的方向や目標を明らかにするとともに、障害福祉サービスの提供体制に関して計画的な整備を進めるための方策を定め、障害者施策の総合的な推進を図る。</p> <p>(1) 計画の目標 障害のある人も暮らしやすい社会 ※第2次県総合計画の政策8と同様</p> <p>(2) 計画の概要 施策の柱は、第2次県総合計画の政策8「障害のある人も暮らしやすい社会」における以下の施策。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>施策1 障害者の自立と社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の地域生活への移行の促進 ・ 地域における相談支援体制の充実 ・ 障害児支援の提供体制の整備 ・ 権利擁護の推進 など <p>施策2 障害者の就労機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労の促進 ・ 福祉的就労の促進 など </div> <p>上記施策に関連する「成果目標」を設定するほか、障害福祉サービス見込量を設定するとともに近年の法改正等を踏まえた記載等を追加。</p> <p>(3) 計画期間 令和6年度から11年度まで(6年間)</p>
3 施行時期	令和6年4月
4 その他	<p>本計画(案)に係るパブリックコメント</p> <p>【実施期間】 令和6年2月5日(月)～2月29日(木)</p> <p>【意見数】 47件</p>

第3期新しいばらき障害者プラン(案)の概要

計画期間	令和6年度から令和11年度（6年間） 令和6年3月策定予定
------	-------------------------------

計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法に基づく法定計画 ■ 障害者施策推進の基本的方向や目標を明らかにするとともに、障害福祉サービスの提供体制に関して計画的な整備を進めるための方策を定め、障害者施策の総合的な推進を図る計画
-------	--

政策目標	「障害のある人も暮らしやすい社会」
------	--------------------------

施策の柱と 主な取組	<p>施策（１） 障害者の自立と社会参加の促進</p> <p>【主な取組】</p> <p>障害者の地域生活への移行の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援拠点等の整備による障害者を地域全体で支える体制の構築 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実 <p>地域における相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの設置による総合的・専門的な相談支援体制の確保 <p>障害児支援の提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 難聴児支援のための中核機能を有する体制の整備 ・ 医療的ケア児とその家族への支援体制の構築 ・ 障害児施設に入所している18歳以上の入所者の成人としての生活への円滑な移行支援 <p>権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の改正に伴う障害者に対する差別の解消に向けた取組の推進 ・ 精神科病院における障害者虐待の防止に向けた体制の構築支援 <p>障害者文化芸術活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術活動に関する相談への対応、情報提供、支援する人材の育成
	<p>施策（２） 障害者の就労機会の拡大</p> <p>【主な取組】</p> <p>一般就労の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用の拡大に向けた支援 ・ 地域における障害者の就労支援における関係機関との連携 <p>福祉的就労の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工賃の高い業務への転換支援
	<p>※ 上記施策に関連する「目標項目 及び 目標値」（全25項目）を設定</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターの設置※複数市町村による設置も可能 ・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ・ 福祉施設から一般就労への移行者数 <p style="text-align: right;">等</p> </div> <p>※ 計画期間前期（令和6年度～令和8年度）における「障害福祉サービスの見込量」を設定（訪問・日中活動系、居住支援・施設系、相談支援、障害児入所・通所支援に係るもの）</p>

茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

項 目	内 容
1 策定の理由・根拠	<p>令和6年4月1日に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県に策定が義務付けられる「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」について、本県の計画を策定するもの。</p>
2 計画(案)の内容	<p>本計画の趣旨は、女性の抱える問題が多様化・深刻化するなか、こうした問題を抱える女性の立場に寄り添い、こまやかな支援を実施するために、本県の基本的な目標と取り組むべき施策の方向性を明らかにすることであり、主な内容は次のとおり。</p> <p>(1) 計画の目標 「女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる県」の実現</p> <p>(2) 基本目標 ○困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくり ○回復と自立に向けた支援体制の整備 ○計画の総合的な推進</p> <p>(3) 計画期間 令和6年度から8年度（3年間）</p> <p>(4) 一体的に推進する県計画 令和4年3月に策定した「茨城県 DV 対策実施計画」と本計画を一体的に推進する計画に位置づける。 計画期間の整合性を図るため「茨城県 DV 対策実施計画」の計画期間（令和4年度～7年度）を令和8年度まで1年延長する。</p>
3 施行時期	令和6年4月
4 その他	<p>本計画(案)に係るパブリックコメント 【実施期間】令和6年2月3日（土）～2月29日（木） 【意見数】38件</p>

茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画（案）の概要

計画の目標	「女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる県」の実現
計画期間	令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3年間）
計画の支援対象者	性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で 困難な問題を抱える（おそれのある）女性
計画のポイント	<p>○新たな女性支援の枠組みとなる新法の成立 女性を巡る課題がDV、性暴力に加え貧困や孤立など複雑化、多様化。売春防止法に基づく従来の支援から脱却した新たな枠組みとして「困難女性支援法」が施行。（R6.4.1～）</p> <p>○本人の意思を尊重した支援（支援調整会議の実施） 女性一人一人の抱える問題や置かれた状況を把握し、本人の意思を十分に尊重した支援方針を検討するため、関係する機関や専門家による支援調整会議（ケース会議）を実施。</p> <p>○民間団体との連携・協働 女性支援の豊富な民間団体と関係機関が、協働して支援を実施。（民間団体のシエルトターの活用や、民間団体による相談窓口の設置を検討。）</p>

施策体系		
基本目標	施策の方向性	主な取組
I 困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくり	(1)県における相談体制の強化	・民間団体との連携・協働の推進 ・多様な相談体制の検討
	(2)市町村における相談体制強化の支援	・市町村の相談体制整備や計画策定に向けた支援
	(3)相談窓口の周知・広報	・相談機関の認知度向上に向けた取組
II 回復と自立に向けた支援体制の整備	(1)精神的・心理的ケアを必要とする女性への支援	・専門機関との連携構築
	(2)経済的困難を抱える女性への支援	・生活困窮者やひとり親家庭への支援
	(3)困難な問題を抱える若年女性への支援	・民間シエルトターでの一時保護制度導入
	(4)女性の孤独・孤立防止のための支援	・居場所づくり(ピアサポート・自助グループ事業)の支援
III 計画の総合的な推進	(1)関係機関の連携体制構築	・支援調整会議の開催
	(2)相談支援に携わる相談員や職員の資質向上	・相談員や職員向け研修の充実
	(3)性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実	・性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実

主な数値目標

目標項目	R4（現状）	R8（目標）
女性の悩みに関する相談窓口の認知度	41.4%（R5値）	80.0%
市町村における女性相談支援員の配置	4市	10市町村
一時保護委託先の施設数	3カ所	5カ所
市町村の 女性相談支援員・女性支援担当職員 向けの研修会の開催	3回	5回

令和6年第1回定例会 保健福祉医療委員会資料

令和6年度組織改正の概要（福祉部関係）

令和6年3月15日

福祉部

Ⅲ 福祉政策業務体制の再編

- ・ 災害ボランティアや福祉人材確保等の増加する福祉政策の諸課題に、迅速かつ的確に対応するため、福祉部福祉政策課を「福祉政策課」と「福祉人材・指導課」に再編。

R 5 現行

福祉部（6課）

部長 — 次長

福祉政策課

部内企画調整

地域福祉、災害ボランティア、ケア
人権施策、性的マイノリティ

生活保護、生活困窮者支援、
福祉人材・外国人介護人材確保、
社会福祉法人・施設等監査

R 6 改正

福祉部（7課；+1課）

部長 — 次長

福祉政策課

部内企画調整

地域福祉、災害ボランティア、ケア、
人権施策、性的マイノリティ

福祉人材・指導課

生活保護、生活困窮者支援、
福祉人材・外国人介護人材確保、
社会福祉法人・施設等監査

令和 6 年第 1 回定例会

保健福祉医療委員会資料

- 令和 5 年度補正予算・条例
- 令和 6 年度当初予算・条例

令和 6 年 3 月 1 5 日

福 祉 部

目 次

令和5年度補正予算・条例等

【補正予算】

- ・ 第73号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第8号）…………… 4
- ・ 第80号議案 令和5年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）…… 5

【条例等】

- ・ 第95号議案 茨城県健やか子ども基金条例の一部を改正する条例…………… 9
- ・ 第105号議案 権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）…………… 10

令和6年度当初予算・条例

【当初予算】

- ・ 第1号議案 令和6年度茨城県一般会計予算…………… 11
- ・ 第8号議案 令和6年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算…………… 11

【条例】

- ・ 第42号議案 茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… 25
- ・ 第43号議案 介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例…………… 26
- ・ 第44号議案 旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例…………… 27
- ・ 第45号議案 社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… 28
- ・ 第46号議案 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例…………… 29
- ・ 第47号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 30

・ 第 48 号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき 指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例	31
・ 第 49 号議案	社会福祉法に基づき女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例	32
・ 第 50 号議案	茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	39
・ 第 51 号議案	茨城県青少年の健全育成等に関する条例の一部を改正する条例	40
・ 第 52 号議案	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例	41
・ 第 53 号議案	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例	42
・ 条例改正議案	新旧対照表	43

令和5年度補正予算・報告

第73号議案

令和5年度 茨城県一般会計補正予算（第8号）

○ 一般会計補正予算（福祉部分）

〔歳 出〕

（単位：千円）

	5年度当初	補正前の額	今回補正額	最終予算額
福祉部予算額	90,366,210	96,038,278	740,982	96,779,260
7款) 福祉費*	88,885,213	94,372,214	1,095,598	95,467,812
15款) 教育費 (私学振興費等)	1,480,997	1,480,997	△248,055	1,232,942
16款) 災害復旧費	-	185,067	△106,561	78,506

※保健医療部分を除く。

〔繰越明許費補正〕

（単位：千円）

	補正前の額	補正額	計
福祉部合計	—	5,405,910	5,405,910
7款) 福祉費	—	5,404,110	5,404,110
1項) 福祉政策費	—	5,200	5,200
3項) 障害福祉費	—	1,086,464	1,086,464
4項) 長寿福祉費	—	3,901,615	3,901,615
5項) 児童福祉費	—	410,831	410,831
15款) 教育費	—	1,800	1,800
1項) 教育総務費	—	1,800	1,800

〔債務負担行為補正（変更分）〕

事項	区分	事業内容	期間	限度額
茨城県立あすなろの郷建設工事請負契約	変更前	茨城県立あすなろの郷セーフティネット棟の建設に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度から令和6年度まで	10,950,788千円
	変更後	同上	同上	11,780,090千円

[地方債補正]

(単位:千円)

起債の目的	補正前限度額	補正額	補正後の限度額
放課後児童クラブ整備事業	304,500	△214,600	89,900
単独災害復旧事業	61,400	△36,600	24,800
児童福祉施設整備事業	123,800	△53,800	70,000
老人福祉施設整備事業	390,300	△21,400	368,900
障害福祉施設整備事業	3,866,600	△266,800	3,599,800
総合福祉会館整備事業	12,200	△2,800	9,400
(合計)	4,758,800	△596,000	4,162,800

第80号議案

令和5年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

[歳入歳出予算の補正]

(単位:千円)

	補正前の額	補正額	計
歳入	314,774	32,718	347,492
歳出	314,774	32,718	347,492

○福祉部の主な事業

【令和5年度補正予算】

- ・ 処遇改善関連事業..... 7

主要事業等の概要（案）

福祉部 長寿福祉課、障害福祉課

事業名又は議案の 名 称	処遇改善関連事業							
1 予 算 額	955,509千円							
2 現況・課題	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、医療・介護・障害福祉分野の賃金が低水準であることを踏まえ、必要な人材を確保するため、介護職員、障害福祉職員の更なる処遇改善が示されたところ。							
3 必要性・ねらい	介護・障害福祉職員等の収入を一定程度引き上げるため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、医療機関や福祉施設等に必要な費用を補助する。							
4 内 容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔事業概要〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%; padding: 5px;">事業名 (予算額)</th> <th style="padding: 5px;">補助対象者等 ① 補助単価(月額/人) ②対象者数(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">介護職員処遇改善事業 (679,850千円)</td> <td style="padding: 5px;">介護サービス施設等に勤務する介護職員 ① 6,000円相当 (サービス種別毎に交付率が異なる) ② 27,500人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">障害福祉職員処遇改善事業 (275,659千円)</td> <td style="padding: 5px;">障害福祉サービス施設等に勤務する障害福祉職員 ① 6,000円相当 (サービス種別毎に交付率が異なる) ② 9,800人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">(1) 対象期間：2024年2月～5月まで（計4カ月分）</p> <p>(2) 補助率：国10/10</p> </div>		事業名 (予算額)	補助対象者等 ① 補助単価(月額/人) ②対象者数(見込み)	介護職員処遇改善事業 (679,850千円)	介護サービス施設等に勤務する介護職員 ① 6,000円相当 (サービス種別毎に交付率が異なる) ② 27,500人	障害福祉職員処遇改善事業 (275,659千円)	障害福祉サービス施設等に勤務する障害福祉職員 ① 6,000円相当 (サービス種別毎に交付率が異なる) ② 9,800人
事業名 (予算額)	補助対象者等 ① 補助単価(月額/人) ②対象者数(見込み)							
介護職員処遇改善事業 (679,850千円)	介護サービス施設等に勤務する介護職員 ① 6,000円相当 (サービス種別毎に交付率が異なる) ② 27,500人							
障害福祉職員処遇改善事業 (275,659千円)	障害福祉サービス施設等に勤務する障害福祉職員 ① 6,000円相当 (サービス種別毎に交付率が異なる) ② 9,800人							
5 参考事項	6月以降は、介護報酬・障害福祉サービス等報酬の改定により反映される予定							

処遇改善関連事業（新規）

【R5最終補正予算額 956百万円】

福祉部 長寿福祉課 介護保険指導・監査G (029-301-3343)
障害福祉課 自立支援G (029-301-3363)

介護・障害福祉施設等職員の収入を一定程度引き上げるため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、福祉施設等に必要な費用を補助します。

【補助対象等】

対象	補助率	補助単価 (月額/人)	対象者数 (見込)	補助先
介護サービス施設等に勤務する介護職員 【680百万円】	国10/10	6,000円相当 (サービス種別毎に 交付率が異なる)	27,500人	福祉施設等
障害福祉サービス施設等に勤務する 障害福祉職員 【276百万円】				

【対象期間】 2024年2月～5月まで（計4カ月分）

6月以降は、介護報酬・障害福祉サービス等報酬の改定により反映される予定

第 95 号議案

条 例 (案) の 概 要

福祉部 子ども政策局 子ども未来課

条例の名称	茨城県健やか子ども基金条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正） の理由・根拠	安心して子育てができる環境の整備を図るため、対象事業の実施期間が令和6年度末まで延長されたことに伴い、所要の改正を行う。
2 制定（改正） の目的	基金条例の有効期限を1年延長することで、安心して子育てができる環境の整備等が図られる。
3 背景・必要性	女性の就業率の上昇等に伴い、仕事と子育てを両立できる環境づくりや多様な保育ニーズへの対応が緊急の課題となっている。
4 内 容	条例の有効期限を延長する。 現 行 令和6年3月31日まで 改正案 令和7年3月31日まで
5 効果・影響	保育所等の施設整備に対する補助事業を継続することにより、安心して子育てができる環境整備が図られる。
6 施行日	公布の日
7 参考事項	

第 105 号議案

権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）

1 議案の内容

時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準に該当する債権について、権利の放棄を行う。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金	平成9年度	922,600円 及びこれに 係る違約金	神栖市土合本町四丁目9809番 地124県営住宅6棟104号 府馬 愛子 千葉県銚子市西小川町307番地 シングルス西小川105 府馬 且典	回収不能のため、権利を放棄するもの ※権利の放棄の基準（1）に該当

2 収入未済額の推移

（単位：千円）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
収入済額	118,892	116,524	107,183	110,257	109,241
不納欠損額	0	662	5,133	3,758	2,744
収入未済額	107,168	98,837	86,340	75,446	42,980
対前年度比	△8,865	△8,331	△12,497	△10,894	△32,466

3 主な未収債権対策

- ・借受人や保証人に対する十分な説明及び口座自動振替の推進による滞納の未然防止。
- ・文書、電話、訪問等による継続的な納付催告。
- ・生活困窮者への生活状況（所得、課税状況）の調査及び個々の状況に応じた対応。
- ・悪質な債務者への法的措置の実施。
- ・弁護士法人への債権回収業務委託による効率的な回収。

4 参考 「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」（抜粋）

主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの。

- （1）当該債権につき消滅時効が完成し、かつ債務者がその援用をする見込があること
- （2）債務者である法人の清算が終了したこと
- （3）債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれること
- （4）破産法第 253 条第 1 項、会社更生法第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと
- （5）当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、知事が勝訴の見込がないものと決定したこと

令和6年度当初予算・条例

第1号議案

令和6年度 茨城県一般会計予算

○ 一般会計予算（福祉部分）

〔歳出〕

（単位：千円）

	6年度当初予算	5年度当初予算	増減	前年度当初比
福祉部予算額	94,001,848	90,366,210	3,635,638	4.02%増
7款) 福祉費	92,710,006	88,885,213	3,824,793	4.30%増
15款) 教育費 (私学振興費等)	1,291,842	1,480,997	△189,155	12.77%減

〔地方債〕

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
放課後児童クラブ整備事業	114,100	債券発行 又は 普通貸借	年利5.0% 以内	30年以内
保護施設整備事業	35,600			
児童福祉施設整備事業	210,800			
老人福祉施設整備事業	473,400			
障害福祉施設整備事業	6,370,000			
総合福祉会館整備事業	136,000			
(合計)	7,339,900			

第8号議案

令和6年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

〔歳出〕

（単位：千円）

	6年度当初予算	5年度当初予算	増減	前年度当初比
予算額	360,264	314,774	45,490	14.45%増

○福祉部の主な事業

【令和6年度当初予算】

- ・ 介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業…………… 13
- ・ 在宅ケアハラスメント対策推進事業…………… 15
- ・ あすなろの郷再編整備関連事業…………… 17
- ・ 児童手当負担金…………… 19
- ・ 出産・子育て応援事業…………… 21
- ・ こどもの権利擁護環境整備事業…………… 23

主要事業等の概要（案）

福祉部 福祉政策課

事業名又は議案の 名 称	介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業
1 予 算 額	35,730千円
2 現況・課題	人口減少と超高齢社会が進展する中、介護人材を安定的に確保し、県内定着を図るためには、外国人介護人材の確保が不可欠な状況であるため、外国人材の受入れ促進や定着に向けた取り組みを強化する必要がある。
3 必要性・ねらい	介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、海外の日本語学校から県内の介護福祉士養成校への修学ルートを開拓するとともに、外国人留学生が安心して学習・生活できる受入れ環境の整備を図る。 また、外国人介護人材の受入れ強化・加速化のため、受入れ施設とのマッチング支援に取り組む。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>(1) 介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業 【事業費】10,450千円 【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の日本語学校において学生募集の説明会及び面接会を開催 ・留学希望者へ介護の体験授業の実施 ・就職後の留学生サポート体制の構築 <p>(2) 外国人留学生奨学金貸付支援事業 【事業費】21,280千円 【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：外国人留学生に対し、学費や生活費等の奨学金を貸与する介護施設等 ・補助基準額：日本語学校の学費 年額60万円以内 日本語学校・養成校の生活費 年額36万円以内※ ※補助基準額を超えて積極的に支援を行った場合に限り加算あり ・補助率：3分の1 <p>(3) 外国人介護人材マッチング支援事業 【事業費】4,000千円 【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ施設募集、外国人介護人材と県内介護施設のマッチング ・受入れ環境整備（異文化理解研修、定着支援等）
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	



介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業

【R6当初予算額 36百万円】
(R5当初予算額 9百万円)

福祉部福祉政策課福祉人材確保室 (029-301-3197)

介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、海外の日本語学校から県内の介護福祉士養成校への修学ルートを開拓するとともに、外国人留学生が安心して学習・生活ができる受入れ環境の整備を図ります。
また、外国人介護人材の受入強化・加速化のため、受入施設とのマッチングを支援します。

- 1 介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業 (11百万円)
 - ・ 海外の日本語学校において学生募集の説明会及び面接会を開催
 - ・ 留学希望者へ介護の体験授業の実施
 - ・ 就職後の留学生サポート体制の構築
- 2 外国人留学生奨学金貸付支援事業 (21百万円)



・ 補助対象：外国人留学生に学費や生活費等の奨学金を貸与する介護施設等

- ・ 補助基準額：日本語学校の学費 (年額60万円以内)
日本語学校・養成校の生活費 (年額36万円以内※)
- ・ 補助率：1/3 ※補助基準額を超えて積極的に支援を行った場合に限り加算あり



- 3 外国人介護人材マッチング支援事業 (4百万円)
 - ・ 受入れ施設募集、外国人介護人材と県内介護施設のマッチング
 - ・ 受入れ環境整備 (異文化理解研修、定着支援等)

主要事業等の概要（案）

福祉部 長寿福祉課、福祉政策課、障害福祉課
保健医療部 健康推進課、医療人材課

事業名又は議案の 名 称	在宅ケアハラスメント対策推進事業【新規】								
1 予算額	11,820千円								
2 現況・課題	<p>厚生労働省では、介護等における「労働環境の整備」を図るため、令和3年度介護報酬改定において、すべての介護サービス業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることを義務づけている。</p> <p>特に、近年問題視されている「在宅」という密室での環境における介護・看護等に従事する職員が受けるハラスメント行為について、労働環境の確保及び介護等人材の離職防止の観点から、新規事業として実施するもの。</p>								
3 必要性・ねらい	在宅介護・看護等の現場における職員に対する利用者等からのハラスメント行為への対策を講じることで、安心して働き続けることができる体制を構築する。								
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>(1) 相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員による電話、メール等による相談受付や地域ケア会議への連絡、調整等（必要に応じて事案に応じた専門団体と調整） <p>(2) 困難事例に対する専門職の派遣調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所、在宅現場、地域ケア会議への専門職（ケアマネジャー、看護師等）の派遣 <p>(3) ガイドラインの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント発生時の対応をまとめたガイドラインを作成するとともに、関係団体に周知 <p>(4) 各種広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント撲滅キャンペーンとして県民に対する普及啓発の実施 ・相談窓口設置の周知のための事業所向けポスター等の作成、配布 								
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p><他都道府県の取組事例></p> <p style="text-align: right;">(R5.5 長寿福祉課調べ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">取組内容</th> <th style="width: 50%;">実施する都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指針の策定</td> <td>2 県（滋賀、兵庫）</td> </tr> <tr> <td>チラシの作成、 配布</td> <td>5 都県（埼玉、東京、兵庫、高知、福岡）</td> </tr> <tr> <td>相談窓口の設置</td> <td>10 都府県（山形、群馬、埼玉、東京、 神奈川、愛知、三重、大阪、兵庫、岡山）</td> </tr> </tbody> </table>	取組内容	実施する都道府県	指針の策定	2 県（滋賀、兵庫）	チラシの作成、 配布	5 都県（埼玉、東京、兵庫、高知、福岡）	相談窓口の設置	10 都府県（山形、群馬、埼玉、東京、 神奈川、愛知、三重、大阪、兵庫、岡山）
取組内容	実施する都道府県								
指針の策定	2 県（滋賀、兵庫）								
チラシの作成、 配布	5 都県（埼玉、東京、兵庫、高知、福岡）								
相談窓口の設置	10 都府県（山形、群馬、埼玉、東京、 神奈川、愛知、三重、大阪、兵庫、岡山）								

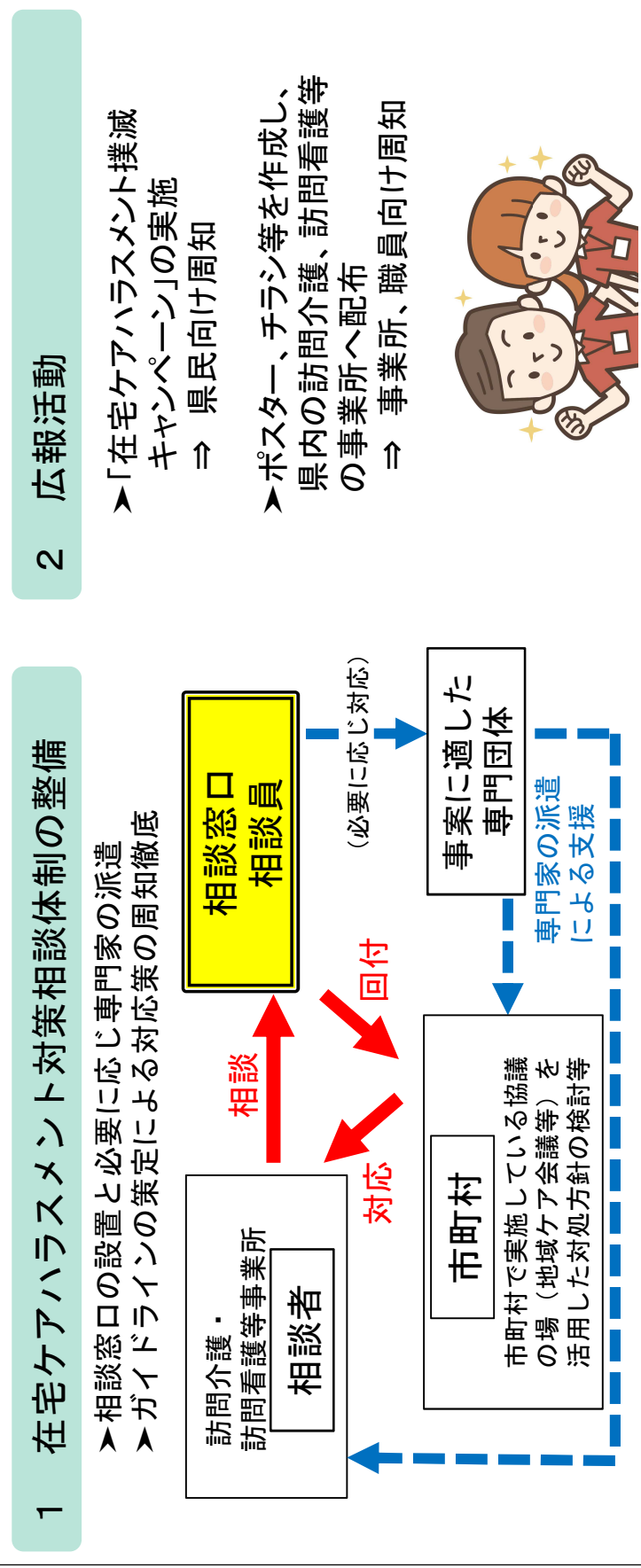


在宅ケアハラスメント対策推進事業（新規）

福祉部福祉政策課福祉人材確保室	(029-301-3197)
同 長寿福祉課介護基礎整備G	(029-301-3321)
同 障害福祉課自立支援G	(029-301-3363)
保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室地域支援・在宅医療G	(029-301-3332)
同 医療局医療人材課人材育成G	(029-301-3151)

【R6当初予算額 12百万円】

在宅介護・看護等の現場における従事者に対するハラスメント対策を講じるため、相談窓口を設置するなど、安心して働き続けることができる体制を構築します。



主要事業等の概要（案）

福祉部 障害福祉課

事業名	あすなろの郷再編整備関連事業																								
1 予算額	7, 580, 202千円																								
2 現況・課題	あすなろの郷は開設から50年以上が経過しており、利用者が居住する施設が老朽化・狭隘化していることが課題となっている。																								
3 必要性・ねらい	民間施設では処遇が困難な強度行動障害のある方や医療的ケアが必要な方などの最重度の障害がある方に対し、県立施設として質の高いサービスを提供するため、新たにセーフティネット棟を整備する。																								
4 事業の内容	<p>○事業内容 新たなセーフティネット棟の整備に向けて、建設工事を進める。（工期：令和5～6年度）</p> <p>【令和6年度当初予算】</p> <table border="0"> <tr> <td>・セーフティネット棟建設に係る費用</td> <td>7, 414, 853千円</td> </tr> <tr> <td>・再編整備関連事業費（周辺整備等）</td> <td>165, 349千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">7, 580, 202千円</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※セーフティネット棟の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所定員：障害者入所施設：200名 医療型障害児入所施設・療養介護事業所：50名 ・延べ面積：約18,500㎡（地上2階建て鉄筋コンクリート造 一部地上1階建て木造） </div> <p>【セーフティネット棟建設に係る費用の債務負担行為限度額】 セーフティネット棟の建設工事については、令和5～6年度の2カ年にわたる債務負担行為の限度額を設定している。 昨今の建設業界の深刻な人手不足による人件費の高騰や円安による建設資材の値上げにより建設費の増額が必要となっているため、当初設定した債務負担行為の限度額を変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">変更前 (R4・4定)</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th></th> <th>変更額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債務負担行為限度額</td> <td>10,950,788千円</td> <td>11,780,090千円</td> <td>829,302千円</td> </tr> <tr> <td> R5当初予算</td> <td>4,365,237千円</td> <td>4,365,237千円</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td> R6当初予算</td> <td>6,585,551千円</td> <td>7,414,853千円</td> <td>829,302千円</td> </tr> </tbody> </table>	・セーフティネット棟建設に係る費用	7, 414, 853千円	・再編整備関連事業費（周辺整備等）	165, 349千円	計	7, 580, 202千円		変更前 (R4・4定)	変更後			変更額	債務負担行為限度額	10,950,788千円	11,780,090千円	829,302千円	R5当初予算	4,365,237千円	4,365,237千円	0千円	R6当初予算	6,585,551千円	7,414,853千円	829,302千円
・セーフティネット棟建設に係る費用	7, 414, 853千円																								
・再編整備関連事業費（周辺整備等）	165, 349千円																								
計	7, 580, 202千円																								
	変更前 (R4・4定)	変更後																							
			変更額																						
債務負担行為限度額	10,950,788千円	11,780,090千円	829,302千円																						
R5当初予算	4,365,237千円	4,365,237千円	0千円																						
R6当初予算	6,585,551千円	7,414,853千円	829,302千円																						
5 参考事項	<p>○あすなろの郷の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：水戸市杉崎町1460 ・開設時期：昭和48年 ・指定管理者：（社福）茨城県社会福祉事業団 																								



あすなろの郷再編整備関連事業

【R6当初予算額 7,580百万円】
(R5当初予算額 4,422百万円)

福祉部障害福祉課企画 G (029-301-3357)

開設50年以上を経過し、施設の老朽化・狭隘化が進むあすなろの郷については、官民の役割分担を明確化するとともに老朽化した施設の建設整備を行います。

あすなろの郷再編整備関連事業 【7,580百万円】

○県は、民間事業者が提供する障害者支援施設等の利用が困難な重度の障害がある方への支援に特化した施設を整備する。

○整備スケジュール

R3	R4	R5	R6	R7
基本設計	詳細設計	工事	工事	供用開始

○セーフティネット(S)棟建設費等

内 容	R5	R6	R5-6計
S棟建設工事費等	4,422百万円	7,580百万円	12,002百万円

・セーフティネット棟建設工事費用 ・受水槽設置工事費用



主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 少子化対策課

事業名又は議案の名称	児童手当負担金																										
1 予算額	5, 830, 030千円																										
2 現況・課題	2022年の全国の出生数が初めて80万人を下回るなど、少子化は極めて深刻な状況にある。 国においては、次元の異なる少子化対策の実現に向けて昨年12月に「こども未来戦略」を決定し、今後3年間の集中的な取組として加速化プランを示したところである。 当該プランに基づき、「すべてのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援」として、児童手当が抜本的に拡充される。																										
3 必要性・ねらい	所得制限の撤廃や高校生年代までの支給期間の延長、多子加算の増額（第3子以降3万円）など、児童手当の抜本的拡充により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。																										
4 事業の内容 （事業フロー、年次別・全体計画等）	(1) 拡充時期 2024年10月分以降（初回支給は同年12月） (2) 主な拡充内容 ・所得制限を 撤廃 ・ 高校生年代まで延長 （拡充前：中学校修了まで） ・ 第3子以降は月額30,000円 （拡充前：月額15,000円） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">支給金額</td> <td style="text-align: center;">3歳未満</td> <td style="text-align: center;">3歳～高校生年代</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1子・第2子</td> <td style="text-align: center;">月額15,000円</td> <td style="text-align: center;">月額10,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3子以降</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">月額30,000円 ※多子加算のカウント方法を見直し</td> </tr> </table> (3) 費用負担 ・支援納付金※：3分の1、国：9分の4、県：9分の1、市町村：9分の1 等 ※「全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える分かち合い・連帯の仕組み」として、公的医療保険料に上乘せして徴収するもの。						支給金額	3歳未満	3歳～ 高校生年代	第1子・第2子	月額15,000円	月額10,000円	第3子以降	月額30,000円 ※多子加算のカウント方法を見直し													
支給金額	3歳未満	3歳～ 高校生年代																									
第1子・第2子	月額15,000円	月額10,000円																									
第3子以降	月額30,000円 ※多子加算のカウント方法を見直し																										
5 参考事項 （過去の実績、他県の状況、関連データ等）	出生数の推移 （単位：人） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年次</td> <td style="text-align: center;">2017</td> <td style="text-align: center;">2018</td> <td style="text-align: center;">2019</td> <td style="text-align: center;">2020</td> <td style="text-align: center;">2021</td> <td style="text-align: center;">2022</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全国</td> <td style="text-align: center;">946,146</td> <td style="text-align: center;">918,400</td> <td style="text-align: center;">865,239</td> <td style="text-align: center;">840,835</td> <td style="text-align: center;">811,622</td> <td style="text-align: center;">770,759</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本県</td> <td style="text-align: center;">20,431</td> <td style="text-align: center;">19,368</td> <td style="text-align: center;">18,004</td> <td style="text-align: center;">17,389</td> <td style="text-align: center;">16,502</td> <td style="text-align: center;">15,905</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">厚生労働省「人口動態統計」</p>						年次	2017	2018	2019	2020	2021	2022	全国	946,146	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759	本県	20,431	19,368	18,004	17,389	16,502	15,905
年次	2017	2018	2019	2020	2021	2022																					
全国	946,146	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759																					
本県	20,431	19,368	18,004	17,389	16,502	15,905																					



児童手当負担金

【R6当初予算額 5,830百万円】
(R5当初予算額 6,140百万円)

福祉部子ども政策局少子化対策課
企画・結婚支援G (029-301-3261)

所得制限の撤廃や高校生年代までの支給期間の延長、多子加算の増額（第3子以降3万円）など、児童手当の抜本的拡充により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

1	拡充時期 2024年10月分以降（拡充後の初回支給は同年12月）		
2	主な内容		
		拡充前（2024年9月分まで）	拡充後（2024年10月分以降）
支給対象	中学校修了（15歳到達後の最初の年度末）まで	高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）まで	
所得制限	年収 960万円未満（夫婦と子ども2人の例） ※年収 1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし	
手当月額	・ 3歳未満 一律：15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・ 中学生 一律：10,000円 ・ 所得制限以上 一律：5,000円（特例給付） ※多子加算のカウント対象：高校生年代まで	・ 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・ 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 ※多子加算のカウント対象： 22歳年度末まで（親等の経済的負担がある場合）	
支払期月	年3回（2月、6月、10月）	年6回（偶数月）	
費用負担	国2/3、県1/6、市町村1/6 等	支援納付金（※）1/3、国4/9、県1/9、市町村1/9 等 ※「全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える分かち合い・連帯の仕組み」として、公的医療保険料に上乘せして徴収するもの。	

主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 少子化対策課

事業名	出産・子育て応援事業																										
1 予算額	324,852千円																										
2 現況・課題	<p>核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。</p>																										
3 必要性・ねらい	<p>妊娠期から出産子育て期において、切れ目なく相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に講じることにより、安心して出産・子育てができる環境を整備する。</p>																										
4 事業の内容	<p>(1) 対象者：全ての妊産婦や子育て家庭</p> <p>(2) 支援内容 等</p> <table border="1" data-bbox="491 976 1428 1615"> <thead> <tr> <th>支援内容</th> <th>支援時期</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伴走型 相談支援</td> <td>以下の①～③の時期に、面談を実施し、継続的に支援を実施 ①妊娠届出時 ②妊娠8か月前後 ③出生届出後</td> <td>国:1/2 県:1/4 市町村:1/4</td> </tr> <tr> <td>経済的 支援*</td> <td>以下の①、③の時期に、経済的支援（現金支給可）を実施 ①妊娠届出時：出産応援ギフト（妊婦1人当たり5万円相当） ③出生届出後：子育て応援ギフト（こども1人当たり5万円相当）</td> <td>国:2/3 県:1/6 市町村:1/6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経済的支援を受けるためには①妊娠届出時、③出生届出後の面談が必要</p> <p>(3) 実施主体：市町村</p>						支援内容	支援時期	負担割合	伴走型 相談支援	以下の①～③の時期に、面談を実施し、継続的に支援を実施 ①妊娠届出時 ②妊娠8か月前後 ③出生届出後	国:1/2 県:1/4 市町村:1/4	経済的 支援*	以下の①、③の時期に、経済的支援（現金支給可）を実施 ①妊娠届出時：出産応援ギフト（妊婦1人当たり5万円相当） ③出生届出後：子育て応援ギフト（こども1人当たり5万円相当）	国:2/3 県:1/6 市町村:1/6												
支援内容	支援時期	負担割合																									
伴走型 相談支援	以下の①～③の時期に、面談を実施し、継続的に支援を実施 ①妊娠届出時 ②妊娠8か月前後 ③出生届出後	国:1/2 県:1/4 市町村:1/4																									
経済的 支援*	以下の①、③の時期に、経済的支援（現金支給可）を実施 ①妊娠届出時：出産応援ギフト（妊婦1人当たり5万円相当） ③出生届出後：子育て応援ギフト（こども1人当たり5万円相当）	国:2/3 県:1/6 市町村:1/6																									
5 参考事項	<p>出生数の推移 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="491 1865 1428 2000"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>946,146</td> <td>918,400</td> <td>865,239</td> <td>840,835</td> <td>811,622</td> <td>770,759</td> </tr> <tr> <td>本県</td> <td>20,431</td> <td>19,368</td> <td>18,004</td> <td>17,389</td> <td>16,502</td> <td>15,905</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省「人口動態統計」</p>						年次	2017	2018	2019	2020	2021	2022	全国	946,146	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759	本県	20,431	19,368	18,004	17,389	16,502	15,905
年次	2017	2018	2019	2020	2021	2022																					
全国	946,146	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759																					
本県	20,431	19,368	18,004	17,389	16,502	15,905																					

出産・子育て応援事業

【R6当初予算額 325百万円】

(R5当初予算額 177百万円)

福祉部子ども政策局少子化対策課

母子保健G (029-301-3257)

妊娠期から出産・子育て期において、切れ目なく身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ
伴走型の相談支援と経済的支援を一体として講じることにより、安心して出産・子育てがで
きる環境を整備します。

◇対象者 : 全ての妊婦や子育て家庭 (妊娠届出もしくは出産届出があった方)

◇実施主体 : 市町村 (経済的支援を受けるためには妊娠届出時、出生届出後の面談が必要)

①伴走型相談支援

33百万円

【対象となる費用】

- ・相談支援を実施する職員人件費 等
- ・相談支援の事務に要する活動費 等

【内容】

①～③の時期に、面談等を実施し、継続的に
支援を実施

①妊娠届出時

②妊娠8か月前後

③出生届から乳児家庭全戸訪問までの間

【負担割合】

国1/2、県1/4、市町村1/4

※国負担分は国から市町村へ直接補助

※令和5年度当初予算は令和5年10月～令和6年3月までの6月分の予算であったことから、令和6年度は満年度化分を計上



②経済的支援

292百万円

※現金支給可

①妊娠届出時 : 出産応援ギフト (妊婦1人当たり
5万円相当) を妊娠届出時の面談
実施後に支給

③出生届出後 : 子育て応援ギフト (こども1人当
たり5万円相当) を出生届出～
乳児家庭全戸訪問までの間の面談
実施後に支給

【負担割合】

国2/3、県1/6、市町村1/6

主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

事業名	こどもの権利擁護環境整備事業														
1 予算額	9, 8 4 1 千円														
2 現況・課題	<p>児童福祉法の改正により、社会的養護を必要とするこどもに対して、一時保護や児童養護施設等への入所措置を行う場面や、入所中の日常生活の場面等において当該児童の意見・意向を勘案して支援を行うことが県の業務として規定されたことを踏まえ、こどもの意見表明等の支援(アドボカシー)に取り組む必要がある。</p>														
3 必要性・ねらい	<p>社会的養護を必要とするこどもに対して、意見の形成・表明支援を行い、表明された意見・意向を児童相談所や施設等関係者と共有して各種支援に反映する仕組みを構築し、こどもの権利擁護の強化を図る。</p>														
4 事業の内容	<p>(1) 意見表明等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見表明等支援員（アドボケイト）の養成・研修 ・ 一時保護所、児童養護施設・里親等の下で養護されているこどもに対し、意見表明等支援員を派遣し、聴き取ったこどもの意見を支援内容にフィードバックさせるために児童相談所等関係者と共有 <p>(2) こどもの権利についての啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの権利や、意見表明支援の仕組みを説明した「こどもの権利ノート」の改定 ・ 里親・施設等関係者及びこどもへ周知啓発、理解促進 														
5 参考事項	<p>【本県の児童福祉施設等】 (令和6年2月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設種別</th> <th style="text-align: center;">か所・数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児院</td> <td style="text-align: center;">3か所</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td style="text-align: center;">19か所</td> </tr> <tr> <td>児童心理治療施設</td> <td style="text-align: center;">1か所</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td style="text-align: center;">1か所</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td style="text-align: center;">9か所</td> </tr> <tr> <td>里親（児童委託中のみ）</td> <td style="text-align: center;">約100組</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	か所・数	乳児院	3か所	児童養護施設	19か所	児童心理治療施設	1か所	児童自立支援施設	1か所	ファミリーホーム	9か所	里親（児童委託中のみ）	約100組
施設種別	か所・数														
乳児院	3か所														
児童養護施設	19か所														
児童心理治療施設	1か所														
児童自立支援施設	1か所														
ファミリーホーム	9か所														
里親（児童委託中のみ）	約100組														

こどもの権利擁護環境整備事業（新規）

【R6当初予算額 10百万円】

福祉部子ども政策局青少年家庭課児童育成G（029-301-3247）

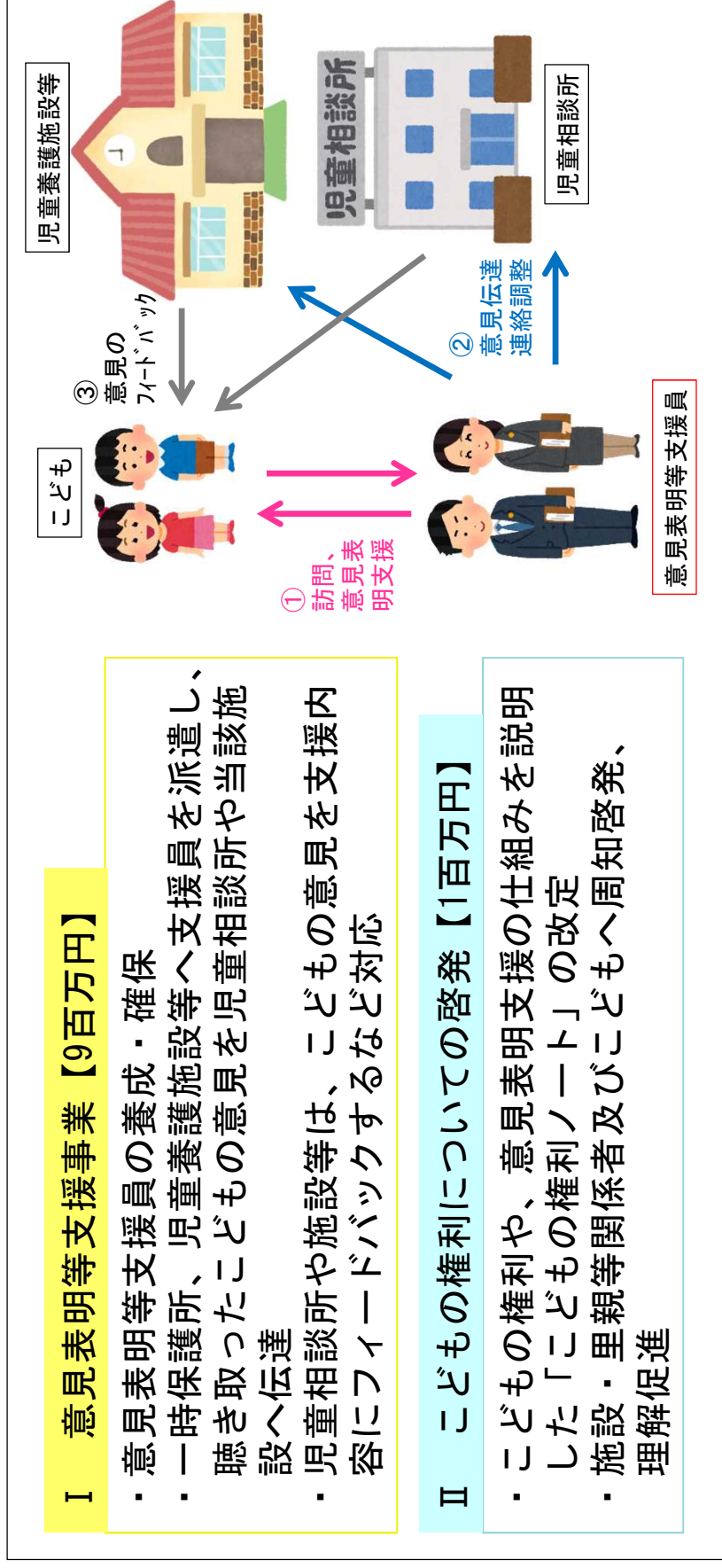
児童養護施設や里親のもとで養育されるこどもの権利擁護の強化を図るため、こどもの意見・意向を聴き取り、支援内容に反映する仕組みを構築します。

I 意見表明等支援事業【9百万円】

- ・意見表明等支援員の養成・確保
- ・一時保護所、児童養護施設等へ支援員を派遣し、聴き取ったこどもの意見を児童相談所や当該施設へ伝達
- ・児童相談所や施設等は、こどもの意見を支援内容にフィードバックするなど対応

II こどもの権利についての啓発【1百万円】

- ・こどもの権利や、意見表明支援の仕組みを説明した「こどもの権利ノート」の改定
- ・施設・里親等関係者及びこどもへ周知啓発、理解促進



第 42 号議案

条 例 (案) の 概 要

福祉部 福祉政策課

<p>条例の名称</p>	<p>茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】 (使用料の改定)</p>																																								
<p>1 制定(改正)の理由・根拠</p>	<p>使用料等については、原則3～4年毎に見直しを検討しているが、令和6年度が見直し時期にあたることから、改定作業を行ったところ、電気料金等の高騰を踏まえ、今回、総合福祉会館のコミュニティホール、研修室等(以下「施設等」という。)の使用料の改定を行おうとするもの。 使用料見直しは、消費税改定による値上げを除き、平成12年以来。</p>																																								
<p>2 制定(改正)の目的</p>	<p>使用料等の見直し年度にあたることから、電気料金等の高騰を踏まえ、使用料を改定し、受益者負担の適正化を図る。</p>																																								
<p>3 背景・必要性</p>	<p>電気料金、施設等の維持管理に要する経費が増加していることから、使用料を改定し、受益者負担の適正化を図る必要がある。</p>																																								
<p>4 内 容</p>	<p>○使用料の主な改定内容 電気料金等の高騰による影響を踏まえて、施設等の使用料を一律5%値上げする改定を行う。</p> <p>①コミュニティホール(社会福祉関係者が全日利用する場合) 5,970円 → 6,260円(290円増額) ②大研修室(同上) 5,020円 → 5,260円(240円増額)</p>																																								
<p>5 効果・影響</p>	<p>・増収見込み額：688千円</p>																																								
<p>6 施行日</p>	<p>・2024(R6)年10月1日</p>																																								
<p>7 参考事項</p>	<p>①利用件数及び収入支出の推移 (単位：人、千円)</p> <table border="1" data-bbox="175 1601 1460 1859"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用件数</th> <th>収 入</th> <th>うち使用料</th> <th>うち指定管理料</th> <th>支出</th> <th>うち光熱水費及び燃料費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>3,041</td> <td>114,502</td> <td>16,797</td> <td>97,688</td> <td>114,502</td> <td>23,410</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1,695</td> <td>106,982</td> <td>8,553</td> <td>97,688</td> <td>106,982</td> <td>18,723</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1,985</td> <td>105,994</td> <td>9,994</td> <td>95,853</td> <td>105,994</td> <td>23,427</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2,385</td> <td>106,887</td> <td>13,453</td> <td>87,651</td> <td>106,887</td> <td>33,377</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R5年1月以降の光熱水費には、電気・ガス価格激変緩和対策に伴う値引き減が含まれる。</p> <p>②減免等の状況 社会福祉関係者が利用する場合の使用料は、その他の者が利用する場合の4分の1の額として規定している。</p>							利用件数	収 入	うち使用料	うち指定管理料	支出	うち光熱水費及び燃料費	R1	3,041	114,502	16,797	97,688	114,502	23,410	R2	1,695	106,982	8,553	97,688	106,982	18,723	R3	1,985	105,994	9,994	95,853	105,994	23,427	R4	2,385	106,887	13,453	87,651	106,887	33,377
	利用件数	収 入	うち使用料	うち指定管理料	支出	うち光熱水費及び燃料費																																			
R1	3,041	114,502	16,797	97,688	114,502	23,410																																			
R2	1,695	106,982	8,553	97,688	106,982	18,723																																			
R3	1,985	105,994	9,994	95,853	105,994	23,427																																			
R4	2,385	106,887	13,453	87,651	106,887	33,377																																			

第 43 号議案

条 例 (案) の 概 要

福祉部 長寿福祉課

<p>条例の名称</p>	<p>介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例【一部改正】</p>										
<p>1 制定（改正）の理由・根拠</p>	<p>国において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）等の介護サービスの基準に係る関係省令が改正されることに伴い、所要の改正をするもの。</p>										
<p>2 制定（改正）の目的</p>	<p>令和 6 年度の介護報酬改定に併せ、介護保険事業所等の人員、設備及び運営に関する基準を改正し、利用者の自立支援・重度化防止等を図るとともに、効率的なサービス提供の推進により、制度の安定性・持続可能性の確保を図る。</p>										
<p>3 背景・必要性</p>	<p>国では、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護保険制度の改正を行われる予定である。</p>										
<p>4 内 容</p>	<p>(1) 改正条例（9 条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例 他 8 条例 <p>(2) 改正内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、ウェブサイトに掲載することを義務付け。 ②管理者が兼務できる範囲について、同一敷地内に限らず、同一敷地外の事業所、施設等でも差し支えない旨を明確化。 ③身体拘束廃止委員会の設置等、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等の禁止及び行う場合の記録の義務付け。 ④協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化 										
<p>5 効果・影響</p>	<p>良質な介護サービスの効率的な提供が推進され、制度の安定化・持続可能性の確保が期待される。</p>										
<p>6 施行日</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日 （※訪問看護等の医療系サービスは、令和 6 年 6 月 1 日）</p>										
<p>7 参考事項</p>	<p>○県内の介護サービス事業所数（R6. 2. 1 現在）</p> <table border="1" data-bbox="512 1682 1177 1895"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅サービス事業者</td> <td>2, 198</td> </tr> <tr> <td>介護老人福祉施設</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例」については、旧介護保険法に係る経過規定が令和 6 年 3 月 3 1 日限りで失効するため、廃止する。</p>	事業種別	事業所数	居宅サービス事業者	2, 198	介護老人福祉施設	235	介護老人保健施設	129	介護医療院	11
事業種別	事業所数										
居宅サービス事業者	2, 198										
介護老人福祉施設	235										
介護老人保健施設	129										
介護医療院	11										

第 44 号議案

条 例（案） の 概 要

福祉部 長寿福祉課

条例の名称	旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例【廃止】
1 制定（改正） の理由・根拠	旧介護保険法に係る経過規定が令和6年3月31日で失効し、指定介護療養型医療施設が廃止されることに伴う廃止。
2 制定（改正） の目的	旧介護保険法に係る経過規定が令和6年3月31日限りで失効し、指定介護療養型医療施設も廃止されるため、その設備及び運営に関する基準を定めた条例を廃止する。
3 背景・必要性	慢性期における医療ニーズに対応する医療・介護サービス提供体制について検討する国の「療養病床・慢性期医療の在り方等検討会」及び「社会保障審議会療養病床のあり方等に関する特別部会」において、長期の療養生活を送るのにふさわしい新たな施設類型の制度的枠組みが整理されたことによる。
4 内 容	指定介護療養型医療施設の廃止に伴い、その設備及び運営に関する基準を定めた本条例を廃止する。
5 効果・影響	既存の指定介護療養型医療施設は、介護医療院等の別サービスに移行されるため、本条例の廃止による影響はない。
6 施行日	令和6年4月1日
7 参考事項	本条例の廃止に伴い、以下の規則を廃止する (施行日：令和6年4月1日) ・旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年茨城県規則第28号）

第 45 号議案

条 例（案） の 概 要

福祉部 障害福祉課・青少年家庭課

条例の名称	社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】（使用料の改定）																																								
1 制定（改正）の理由・根拠	使用料等については、原則 3～4 年毎に見直しを検討しているが、令和 6 年度が見直し時期にあたることから、改定作業を行ったところ、電気料金の高騰などを踏まえ、今回利用料金の改定を行おうとするもの。																																								
2 制定（改正）の目的	料金の見直しは、消費税改定による値上げを除き、平成 12 年以来。使用料の見直し年度にあたることから、電気料金等の高騰を踏まえ、使用料等を改定し、受益者負担の適正化を図る。																																								
3 背景・必要性	電気料金、施設等の維持管理に要する経費が増加していることから、使用料等改定し、受益者負担の適正化を図る。																																								
4 内 容	<p>○使用料の主な改定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰による影響を踏まえて、研修室等の使用料の改定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①ラーク・ハイツ <ul style="list-style-type: none"> 大研修室（午前を使用する場合） 4,310 円 → 4,500 円（190 円増額） ②茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ <ul style="list-style-type: none"> 研修室（和室）（全日・社会福祉関係者が使用する場合） 1,260 円 → 1,510 円（250 円増額） ③茨城県立視覚障害者福祉センター <ul style="list-style-type: none"> 室料（午前 9 時から午後 4 時まで・身体障害者及びその同伴者並びに身体障害者福祉関係者が使用する場合） 60 円 → 70 円（10 円増額） 																																								
5 効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> ・増収見込み額：65 千円 （茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの場合） 																																								
6 施行日	・ 2 0 2 4（R 6）年 10 月 1 日																																								
7 参考事項	<p>① 利用者及び収入支出の推移（以下、茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ） （単位：人、千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用者数</th> <th>収入</th> <th>うち利用料</th> <th>うち指定管理料</th> <th>支出</th> <th>うち光熱水費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>832</td> <td>30,911</td> <td>59</td> <td>29,707</td> <td>28,448</td> <td>903</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1,781</td> <td>33,458</td> <td>50</td> <td>30,256</td> <td>34,264</td> <td>832</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1,936</td> <td>30,971</td> <td>54</td> <td>30,256</td> <td>33,037</td> <td>948</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2,252</td> <td>31,032</td> <td>59</td> <td>30,256</td> <td>31,213</td> <td>1,012</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R5 年 1 月以降の光熱水費には、電気・ガス価格激変緩和対策に伴う値引き減が含まれる。</p> <p>② 減免等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラーク・ハイツについては、母子家庭等や母子・父子福祉関係者の室料は徴収しないなどの免除規定が設けられている。 ・視覚及び聴覚障害者福祉センターについては、減免申請により免除規定が設けられている。 							利用者数	収入	うち利用料	うち指定管理料	支出	うち光熱水費	R1	832	30,911	59	29,707	28,448	903	R2	1,781	33,458	50	30,256	34,264	832	R3	1,936	30,971	54	30,256	33,037	948	R4	2,252	31,032	59	30,256	31,213	1,012
	利用者数	収入	うち利用料	うち指定管理料	支出	うち光熱水費																																			
R1	832	30,911	59	29,707	28,448	903																																			
R2	1,781	33,458	50	30,256	34,264	832																																			
R3	1,936	30,971	54	30,256	33,037	948																																			
R4	2,252	31,032	59	30,256	31,213	1,012																																			

第 46 号議案

条 例（案） の 概 要

福祉部 障害福祉課

条例の名称	児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例【一部改正】												
1 改正の理由・根拠	国において、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）等が改正されることに伴い、所要の改正をするもの。												
2 改正の目的	令和 6 年度の報酬改定に向けて、人員配置基準や新興感染症発生時における対応を改正し、利用者の安全性、サービスの持続性を図るため。												
3 背景・必要性	国では、報酬改定に向けて「障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」や「社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細やかな対応」の議論がされ、所要の障害者サービス制度の改正が行われる予定である。												
4 内 容	<p>(1) 改正条例（3 条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例 ②児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ③児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例 <p>(2) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童発達支援の類型の一元化及び福祉型における 3 類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分の一元化 ②管理者が兼務できる範囲について、同一敷地外の事業所、施設でも差し支えない旨を明確化 ③協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化 ④15 歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることの義務化 												
5 効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援の一元化による障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の充実 ・医療機関との連携による新興感染症発生時等の対応強化 ・入所児童に対する移行支援計画の義務化による、成人期への移行の推進 など 												
6 施行日	令和 6 年 4 月 1 日												
7 参考事項	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">児童発達支援</td> <td style="text-align: right;">3 3 8 か所</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービス</td> <td style="text-align: right;">5 4 3 か所</td> </tr> <tr> <td>保育所等訪問支援</td> <td style="text-align: right;">5 2 か所</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型児童発達支援</td> <td style="text-align: right;">5 か所</td> </tr> <tr> <td>福祉型障害児入所施設</td> <td style="text-align: right;">7 か所</td> </tr> <tr> <td>医療型障害児入所施設</td> <td style="text-align: right;">5 か所</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（令和 6 年 2 月 1 日現在）</p>	児童発達支援	3 3 8 か所	放課後等デイサービス	5 4 3 か所	保育所等訪問支援	5 2 か所	居宅訪問型児童発達支援	5 か所	福祉型障害児入所施設	7 か所	医療型障害児入所施設	5 か所
児童発達支援	3 3 8 か所												
放課後等デイサービス	5 4 3 か所												
保育所等訪問支援	5 2 か所												
居宅訪問型児童発達支援	5 か所												
福祉型障害児入所施設	7 か所												
医療型障害児入所施設	5 か所												

第 47 号議案

条 例（案） の 概 要

福祉部 障害福祉課

<p>条例の名称</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>【一部改正】</p>
<p>1 制定（改正）の理由・根拠</p>	<p>国において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等が改正されることに伴い、所要の改正をするもの。</p>
<p>2 制定（改正）の目的</p>	<p>令和 6 年度の報酬改定に向けて、新たなサービスの創設や人員配置基準、新興感染症発生時等における対応を改正し、利用者の利便性、サービスの持続性を図るため。</p>
<p>3 背景・必要性</p>	<p>国では、報酬改定に向けて「障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」や「社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」、「持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し」の議論がされ、所要の障害者サービス制度の改正が行われる予定である。</p>
<p>4 内 容</p>	<p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 利用者の意思決定の支援への配慮を義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業の指定基準に、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、利用者の意思決定の支援に配慮することを明記 <p>(2) 管理者が兼務できる範囲について、同一敷地内に限らず、同一敷地外の事業所、施設等でも差し支えない旨を明確化</p> <p>(3) 就労選択支援（※）の創設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 障害者本人が就労先・働き方について、良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス <p>(4) 生活介護及び自立訓練（機能訓練）の人員配置基準に言語聴覚士を追加</p> <p>(5) 協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時の対応を取り決めることの努力義務化</p>
<p>5 効果・影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなサービスの創設等による障害者の利便性の向上 ・ 人員配置基準に言語聴覚士を追加することによるサービスの質の確保 ・ 医療機関との連携による新興感染症発生時等の対応強化 など
<p>6 施行日</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日</p>
<p>7 参考事項</p>	<p>指定居宅介護事業所：319 か所 指定生活介護事業所：342 か所 指定自立訓練（機能訓練）事業所：26 か所 （令和 6 年 2 月 1 日現在）</p>

第 48 号議案

条 例（案） の 概 要

福祉部 障害福祉課

<p>条例の名称</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】</p>
<p>1 制定（改正）の理由・根拠</p>	<p>国において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）等が改正されることに伴い、所要の改正をするもの。</p>
<p>2 制定（改正）の目的</p>	<p>令和 6 年度の報酬改定に向けて、人員配置基準や新興感染症発生時等における対応を改正し、利用者の利便性、サービスの持続性を図るため。</p>
<p>3 背景・必要性</p>	<p>国では、報酬改定に向けて「障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」や「社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」、「持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し」の議論がされ、所要の障害者サービス制度の改正が行われる予定である。</p>
<p>4 内 容</p>	<p>【主な改正内容】</p> <p>(1) 利用者の意思決定の支援への配慮を義務化 ・障害福祉サービス事業の指定基準に、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、利用者の意思決定の支援に配慮することを明記</p> <p>(2) 生活介護及び自立訓練（機能訓練）の人員配置基準に言語聴覚士を追加</p> <p>(3) 協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時の対応を取り決めることでの努力義務化</p>
<p>5 効果・影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意思決定の支援への配慮を明記することによる障害者の利便性の向上 ・人員配置基準に言語聴覚士を追加することによるサービスの質の確保 ・医療機関との連携による新興感染症発生時等の対応強化 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>6 施行日</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日</p>
<p>7 参考事項</p>	<p>指定障害者支援施設：82 か所</p> <p style="text-align: right;">（令和 6 年 2 月 1 日現在）</p>

第 49 号議案

条 例 (案) の 概 要

福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

条例の名称	社会福祉法に基づき女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例【新規】
1 制定（改正） の理由・根拠	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日から施行され、同法で「女性自立支援施設」が位置づけられるとともに「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」が制定されたことに伴い、社会福祉法第65条に基づき同施設の設備及び運営に関する基準を定めるもの。
2 制定（改正） の目的	女性自立支援施設は、困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う施設。国省令の基準に適合した施設により、入所者に対して適切な支援の提供を図る。
3 背景・必要性	売春防止法の「婦人保護施設」から「女性自立支援施設」へ改められ、社会福祉法の社会福祉施設として位置づけられることとなったもの。本県の施設名は「茨城県立若葉寮」。
4 内 容	<p>(1) 職員配置の基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長、入所者の自立支援を行う職員、栄養士又は調理員、看護師又は心理療法担当職員、事務員をおくことを規定 ・施設長の資格要件（社会福祉主事、社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性支援に3年以上従事した者）を規定 <p>(2) 設備の基準</p> <p>建物は原則として耐火建築物又は準耐火建築物とし、事務室、相談室、宿直室等その他必要な設備を設けることを規定</p> <p>(3) 自立支援等</p> <p>入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活に関する支援等を行うことを規定</p> <p>(4) その他</p> <p>付則において、「社会福祉法に基づき婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を廃止</p>
5 効果・影響	女性自立支援施設に関する基準を定め、順守することで、入所者へ適切な支援の提供が図られる。
6 施行日	令和6年4月1日
7 参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第65条 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。 ・規則で定める事項 施設の基準の変更（1人当たり床面積4.95㎡→9.9㎡） 居室の入居定員の変更（一の居室の定員 4人以下→1人）

第 49 号議案

社会福祉法に基づき女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 65 条第 1 項の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和 5 年厚生労働省令第 36 号）で使用する用語の例による。

(基本方針)

第 3 条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第 4 条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第 5 条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第 6 条 女性自立支援施設は、非常災害が発生した場合において、円滑かつ迅速な避難、救護等を確保するため、あらかじめ、関係機関への通報、避難誘導、救護活動等に関する具体的な計画（第 17 条第 4 項において「非常災害計画」という。）を定め、当該計画を定期的に職員に周知しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救護等の訓練を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際し必要な設備を設けなければならない。

4 女性自立支援施設は、食品、飲料水、医薬品その他非常災害に際し必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第 7 条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第 17 条第 4 項にお

いて「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第8条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第9条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第10条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
- (2) 入所者の自立支援を行う職員 2以上
- (3) 栄養士又は調理員 1以上
- (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上
- (5) 事務員 1以上
- (6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

- 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第11条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。
- (2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- (3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第12条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 入所者1人当たりの床面積は、規則で定める基準を満たすこと。
 - イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納

することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

(2) 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室

食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔に保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第 13 条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所人員)

第 14 条 一の居室に入所させる人員は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(自立支援等)

第 15 条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第 16 条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 女性自立支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第 18 条 女性自立支援施設は、入所者に対し、毎年 2 回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第 19 条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関等との連携)

第 20 条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体のほか、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第 21 条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(社会福祉法に基づき婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 社会福祉法に基づき婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 62 号）は、廃止する。

令和 6 年 2 月 29 日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 50 号議案

条 例 (案) の 概 要

福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

条例の名称	茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】 (使用料等の改定)					
1 制定(改正)の理由・根拠	茨城県立青少年会館について、宿泊事業の終了及び研修室の利用料金の改定のため、所要の改正を行うもの。 料金の見直しは、消費税改定による値上げを除き、平成 20 年以来。					
2 制定(改正)の目的	利用者の減少が続く宿泊事業を終了し、青少年会館の収支の改善を図る。また、使用料の見直し年度にあたることから、電気料金等の高騰を踏まえ、研修室の使用料を改定し、受益者負担の適正化を図る。					
3 背景・必要性	<p>宿泊事業については、長年利用率が低迷しており、また、成人利用が利用者の大半で、青少年の利用割合が少ない状況が続いている。</p> <p>研修室事業については、電気料金、施設等の維持管理に要する経費が増加していることから、使用料を改定し、受益者負担の適正化を図る必要がある。</p>					
4 内容	<p>(1) 宿泊事業の終了 宿泊事業を終了することに伴い、宿泊事業に係る規定の削除、その他所要の改正を行う。</p> <p>(2) 使用料の改定 物価高騰による影響を踏まえて、研修室の使用料を一律 5% 値上げする改定を行う。 (主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大研修室(青少年等が午前利用する場合) 2,210 円 → 2,320 円(110 円増額) ・大研修室(青少年等以外の者が午前利用する場合) 5,180 円 → 5,440 円(260 円増額) 					
5 効果・影響	・増収見込み額：300 千円					
6 施行日	<p>(1) 宿泊事業の終了：2024 (R6) 年 4 月 1 日</p> <p>(2) 利用料金の改定：2024 (R6) 年 10 月 1 日</p>					
7 参考事項	利用者及び収入支出の推移 (単位：人、千円)					
	利用者数	収入	うち利用料	うち指定管理料	支出	うち光熱水費
R1	54,937	39,479	12,868	26,610	41,103	2,933
R2	15,863	33,013	5,553	26,610	33,644	1,776
R3	30,347	34,338	6,586	26,610	37,727	2,869
R4	44,951	41,366	10,028	26,610	39,210	4,380
※R5 年 1 月以降の光熱水費には、電気・ガス価格激変緩和対策に伴う値引き減が含まれる。						

第 51 号議案

条 例（案） の 概 要

福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

<p>条例の名称</p>	<p>茨城県青少年の健全育成等に関する条例の一部を改正する条例 【一部改正】</p>
<p>1 制定（改正） の理由・根拠</p>	<p>民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）により、女性の婚姻開始年齢が引き上げられたことに伴い、青少年の定義を改正するもの。</p>
<p>2 制定（改正） の目的</p>	<p>本条例は、青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制すること等により、青少年を保護することを目的としている。 青少年の定義を民法に合わせ修正することで、本条例を適切に運用する。</p>
<p>3 背景・必要性</p>	<p>条例で青少年の定義を「18 歳に達するまでの者（配偶者のある女子を除く。）をいう。」としているところ、民法改正に伴い、令和 4 年 4 月から女性の婚姻開始年齢が 16 歳から 18 歳に引き上げられ、本年 3 月末をもって経過措置も終了することから、青少年の定義から「配偶者のある女子を除く」を削除するもの。</p>
<p>4 内 容</p>	<p>青少年の定義の改正</p> <p>「18 歳に達するまでの者（配偶者のある女子を除く）をいう。」 → 「18 歳に達するまでの者をいう。」</p>
<p>5 効果・影響</p>	<p>青少年の定義を民法に合わせ修正することで、本条例の適切な運用が図られる。</p>
<p>6 施行日</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日</p>
<p>7 参考事項</p>	<p>民法第 731 条 婚姻は、18 歳にならないと、することができない。</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）附則第 3 条第 2 項 この法律の施行の際に 16 歳以上 18 歳未満の女は、新法第 731 条の規定にかかわらず、婚姻をすることができる</p>

第 52 号議案

条 例 (案) の 概 要

福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

条例の名称	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】														
1 制定（改正）の理由・根拠	国において、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。														
2 制定（改正）の目的	里親支援センターが新たに児童福祉施設として位置付けられたことにより、他の児童福祉施設と同様に設置の基準や職員などの規定を設けること及び自立支援計画策定の際に入所者の意見等を勘案するよう改正される省令に合わせて規定を設けるため。														
3 背景・必要性	家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、法改正により、里親支援機関が新たに児童福祉施設として位置づけられることとなった。 また、社会的養護に係るこどもの権利擁護の強化を図るため、法改正により、自立支援計画の策定時において当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置を行う規定を設けることとなった。														
4 内 容	新たに児童福祉施設として位置付けられた里親支援センターについて、設備及び運営に関する基準等を新設する。 また、児童養護施設等の長に義務付けられている自立支援計画の策定の際、入所者の年齢、発達の状況その他の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、入所者の意見等を勘案することを義務付ける。														
5 効果・影響	里親支援センターが児童福祉施設として位置付けられるとともに、自立支援計画策定の際にこどもの意見聴取を行うことにより、児童の最善の利益の考慮と意見又は意向を勘案して措置を行うことが明確化される。														
6 施行日	令和 6 年 4 月 1 日														
7 参考事項	○条例改正に係る対象施設数 (令和 6 年 2 月 1 日現在)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児院</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>児童心理治療施設</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>里親支援センター（R6.4.1 施行）</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	施設数	乳児院	3	母子生活支援施設	3	児童養護施設	19	児童心理治療施設	1	児童自立支援施設	1	里親支援センター（R6.4.1 施行）	0
施設種別	施設数														
乳児院	3														
母子生活支援施設	3														
児童養護施設	19														
児童心理治療施設	1														
児童自立支援施設	1														
里親支援センター（R6.4.1 施行）	0														

第 53 号議案

条 例（案） の 概 要

福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

条例の名称	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【一部改正】
1 制定（改正）の理由・根拠	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、用語の整理を行うもの。
2 制定（改正）の目的	（新法制定の趣旨・背景） 女性をめぐる課題は複雑化、多様化しており、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、新たな支援の枠組みを構築するもの。
3 背景・必要性	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、本県の女性支援の枠組みを変更する必要がある。
4 内 容	（1）改正する関係条例（4 条例） ・ 職員の特殊勤務手当に関する条例 ・ 茨城県行政組織条例 ・ 社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例 ・ 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 （2）改正の概要 ①根拠法の変更に伴う改正 ・ 「売春防止法」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に改める。 ②用語の変更に伴う改正 ・ 「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。 ・ 「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。 ・ 「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。
5 効果・影響	困難な問題を抱える女性への支援を、新法を踏まえた新たな枠組みで実施する。
6 施行日	令和6年4月1日
7 参考事項	（1）女性相談支援センター（茨城県女性相談センター） 対象女性の立場に立った相談、一時保護、医学的・心理学的な援助、自立して生活するための関連制度に関する情報提供等を行う。 （2）女性相談支援員 困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う。 （3）女性自立支援施設（茨城県立若葉寮） 困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う。

条例改正議案「新旧対照表」目次

議案	改正条例の名称	頁
第 95 号議案	茨城県健やか子ども基金条例の一部を改正する条例	45
第 42 号議案	茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	46
第 43 号議案	介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	49
	社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	71
	老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	73
	老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	75
	介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	79
	介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	82
	介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	85
	介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	106
	介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	108
第 45 号議案	社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	111
第 46 号議案	児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	113
	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	126
	児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	131
第 47 号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	135
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	158

第 48 号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	166
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	169
第 50 号議案	茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	172
第 51 号議案	茨城県青少年の健全育成等に関する条例の一部を改正する条例	176
第 52 号議案	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	177
第 53 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	182
	茨城県行政組織条例の一部を改正する条例	182
	社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	183
	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	184

茨城県健やか子ども基金条例新旧対照表

改正案	現行
<p>○茨城県健やか子ども基金条例</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 3 月 17 日 茨城県条例第 3 号</p> <p>茨城県健やか子ども基金条例を公布する。</p> <p>茨城県健やか子ども基金条例</p> <p>第 1 条から第 7 条 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>限り，その効力を失う。</p> <p>3 略</p>	<p>○茨城県健やか子ども基金条例</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 3 月 17 日 茨城県条例第 3 号</p> <p>茨城県健やか子ども基金条例を公布する。</p> <p>茨城県健やか子ども基金条例</p> <p>第 1 条から第 7 条 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、<u>令和 6 年 3 月 31 日</u>限り，その効力を失う。</p> <p>3 略</p>

改正案							現行								
第1条～第20条 略 別表(第7条, 第15条, 第19条関係) この表における社会福祉関係者の欄は, 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を営業者又は県民の福祉の増進を目的とする団体で知事の指定するものがその事業を行うために会館の施設又は付属設備を使用する場合に適用する。 1 施設利用料金 その1 (単位 円)							第1条～第20条 略 別表(第7条, 第15条, 第19条関係) この表における社会福祉関係者の欄は, 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を営業者又は県民の福祉の増進を目的とする団体で知事の指定するものがその事業を行うために会館の施設又は付属設備を使用する場合に適用する。 1 施設利用料金 その1 (単位 円)								
施設 の 名 称	社会福祉関係者						施設 の 名 称	社会福祉関係者							
	午前 (午前 9時から 正 午 まで)	午後 (午後 1時 から 午後 5時 まで)	夜間 (午後 6時 から 午後 9時 まで)	午前・ 午後 (午前 9時 から 午後 5時 まで)	午後・夜 間 (午後 1時 から 午後 9時 まで)	全日 (午前 9時 から 午後 9時 まで)		午前 (午前 9時から 正 午 まで)	午後 (午後 1時 から 午後 5時 まで)	夜間 (午後 6時 から 午後 9時 まで)	午前・ 午後 (午前 9時 から 午後 5時 まで)	午後・夜 間 (午後 1時 から 午後 9時 まで)	全日 (午前 9時 から 午後 9時 まで)		
	コ ミュ ニ ティ ホー ル	1,740	2,320	2,200	4,060	4,520		6,260	コ ミュ ニ ティ ホー ル	1,670	2,210	2,100	3,880	4,310	5,970
	楽 屋	290	400	400	690	800		1,090	楽 屋	280	390	390	660	770	1,050
大 研	1,460	1,940	1,860	3,400	3,800	5,260	大 研	1,400	1,850	1,770	3,250	3,630	5,020		

修室						
中 研 修 室	980	1,320	1,260	2,290	2,580	3,550
小 研 修 室 (A)	690	920	860	1,610	1,770	2,460
小 研 修 室 (B)	290	400	400	690	800	1,090
多 目 的 の ホ ー ル	1,290	1,690	1,600	2,980	3,290	4,580
高 齢 者 研 修 室	830	1,120	1,030	1,950	2,150	2,980

その他の者					
午前 (午前 9時から 正 午 まで)	午後 (午後 1時 から 午後 5時 まで)	夜間 (午後 6時 から 午後 9時 まで)	午前・ 午後 (午前 9時 から 午後 5時 まで)	午後・ 夜 間 (午後 1時 から 午後 9時 まで)	全日 (午前 9時 から 午後 9時 まで)

修室						
中 研 修 室	940	1,250	1,200	2,190	2,460	3,390
小 研 修 室 (A)	660	870	810	1,530	1,690	2,340
小 研 修 室 (B)	280	390	390	660	770	1,050
多 目 的 の ホ ー ル	1,220	1,600	1,530	2,830	3,140	4,360
高 齢 者 研 修 室	790	1,070	990	1,860	2,060	2,850

その他の者					
午前 (午前 9時から 正 午 まで)	午後 (午後 1時 から 午後 5時 まで)	夜間 (午後 6時 から 午後 9時 まで)	午前・ 午後 (午前 9時 から 午後 5時 まで)	午後・ 夜 間 (午後 1時 から 午後 9時 まで)	全日 (午前 9時 から 午後 9時 まで)

6,970	9,270	8,810	16,240	18,080	25,050
1,140	1,610	1,610	2,750	3,210	4,360
5,830	7,770	7,430	13,610	15,210	21,040
3,900	5,260	5,040	9,160	10,300	14,200
2,750	3,660	3,430	6,420	7,090	9,850
1,140	1,610	1,610	2,750	3,210	4,360
5,150	6,750	6,410	11,900	13,150	18,300
3,330	4,470	4,120	7,780	8,580	11,910

その2

(単位 円)

施設の名称	社会福祉関係者	その他の者
ギャラリー	1日につき <u>2,720</u>	1日につき <u>10,860</u>

2 付属設備利用料金

(単位 円)

付属設備の名称	単位	社会福祉関係者	その他の者	備考
		「午前(午前9時から正午まで)」「午後(午後1時から午後5時	「午前(午前9時から正午まで)」「午後(午後1時から午後5時	

6,640	8,830	8,390	15,470	17,220	23,860
1,090	1,530	1,530	2,620	3,060	4,150
5,550	7,400	7,080	12,960	14,490	20,040
3,710	5,010	4,800	8,720	9,810	13,520
2,620	3,490	3,270	6,110	6,750	9,380
1,090	1,530	1,530	2,620	3,060	4,150
4,900	6,430	6,100	11,330	12,520	17,430
3,170	4,260	3,920	7,410	8,170	11,340

その2

(単位 円)

施設の名称	社会福祉関係者	その他の者
ギャラリー	1日につき <u>2,590</u>	1日につき <u>10,340</u>

2 付属設備利用料金

(単位 円)

付属設備の名称	単位	社会福祉関係者	その他の者	備考
		「午前(午前9時から正午まで)」「午後(午後1時から午後5時	「午前(午前9時から正午まで)」「午後(午後1時から午後5時	

			まで)又は「夜間(午後6時から午後9時まで)の使用につき	まで)又は「夜間(午後6時から午後9時まで)の使用につき	
舞台設備	ピアノ	1台	730	2,920	「午前・午後(午前9時から午後5時まで)」「午後・夜間(午後1時から午後9時まで)」を用いての2相する額とし、日9時から9時までの間に使用する場合は、左の3相する額にす
	反響板	1式	1,040	4,140	
	演壇	1台	140	590	
	譜面台	1台	30	100	
	平台	1枚	60	230	
	金びょうぶ	1双	340	1,350	
照明設備	調光装置	1式	<u>740</u>	<u>2,940</u>	「午前・午後(午前9時から午後5時まで)」「午後・夜間(午後1時から午後9時まで)」を用いての2相する額とし、日9時から9時までの間に使用する場合は、左の3相する額にす
	ボーダライト	1列	<u>210</u>	<u>850</u>	
	シングライフト(ライト付)	1列	<u>770</u>	<u>3,070</u>	
	サシヨラクト(ライト付)	1列	<u>770</u>	<u>3,070</u>	

			まで)又は「夜間(午後6時から午後9時まで)の使用につき	まで)又は「夜間(午後6時から午後9時まで)の使用につき	
舞台設備	ピアノ	1台	730	2,920	「午前・午後(午前9時から午後5時まで)」「午後・夜間(午後1時から午後9時まで)」を用いての2相する額とし、日9時から9時までの間に使用する場合は、左の3相する額にす
	反響板	1式	1,040	4,140	
	演壇	1台	140	590	
	譜面台	1台	30	100	
	平台	1枚	60	230	
	金びょうぶ	1双	340	1,350	
照明設備	調光装置	1式	<u>700</u>	<u>2,800</u>	「午前・午後(午前9時から午後5時まで)」「午後・夜間(午後1時から午後9時まで)」を用いての2相する額とし、日9時から9時までの間に使用する場合は、左の3相する額にす
	ボーダライト	1列	<u>210</u>	<u>810</u>	
	シングライフト(ライト付)	1列	<u>730</u>	<u>2,920</u>	
	サシヨラクト(ライト付)	1列	<u>730</u>	<u>2,920</u>	

	ア パ リ ト ト	ッ ホ ン イ ソ ラ イ	1 式	<u>770</u>	<u>3,070</u>	額とす る。
	ロ リ ト ト	ア ソ ラ イ ホ ン イ	1 式	<u>370</u>	<u>1,490</u>	
	フ ッ ト ラ イ ト		1 式	<u>310</u>	<u>1,220</u>	
	フ ロ ボ ッ ト ラ イ ト	オ ス ト	1 台	<u>100</u>	<u>380</u>	
音響 設備	音 整 卓	音 声 調 整 卓	1 式	<u>370</u>	<u>1,490</u>	
	音 装 置	音 声 装 置	1 式	<u>950</u>	<u>3,800</u>	
	ビ デ オ デ ッ キ	ビ デ オ デ ッ キ	1 式	<u>370</u>	<u>1,490</u>	
	テ ー プ レ コ ー ダ ー	テ ー プ レ コ ー ダ ー	1 式	<u>370</u>	<u>1,490</u>	
	マ イ ク ロ ホ ン	マ イ ク ロ ホ ン	1 本	<u>190</u>	<u>740</u>	
	コ ン デ ン サ ー マ イ ク ロ ホ ン	コ ン デ ン サ ー マ イ ク ロ ホ ン	1 本	<u>370</u>	<u>1,490</u>	
	ワ イ レ イ ホ ン	ワ イ レ イ ホ ン	1 本	<u>770</u>	<u>3,070</u>	

	ア パ リ ト ト	ッ ホ ン イ ソ ラ イ	1 式	<u>730</u>	<u>2,920</u>	額とす る。
	ロ リ ト ト	ア ソ ラ イ ホ ン イ	1 式	<u>360</u>	<u>1,420</u>	
	フ ッ ト ラ イ ト		1 式	<u>300</u>	<u>1,160</u>	
	フ ロ ボ ッ ト ラ イ ト	オ ス ト	1 台	<u>90</u>	<u>360</u>	
音響 設備	音 整 卓	音 声 調 整 卓	1 式	<u>360</u>	<u>1,420</u>	
	音 装 置	音 声 装 置	1 式	<u>900</u>	<u>3,620</u>	
	ビ デ オ デ ッ キ	ビ デ オ デ ッ キ	1 式	<u>360</u>	<u>1,420</u>	
	テ ー プ レ コ ー ダ ー	テ ー プ レ コ ー ダ ー	1 式	<u>360</u>	<u>1,420</u>	
	マ イ ク ロ ホ ン	マ イ ク ロ ホ ン	1 本	<u>170</u>	<u>700</u>	
	コ ン デ ン サ ー マ イ ク ロ ホ ン	コ ン デ ン サ ー マ イ ク ロ ホ ン	1 本	<u>360</u>	<u>1,420</u>	
	ワ イ レ イ ホ ン	ワ イ レ イ ホ ン	1 本	<u>730</u>	<u>2,920</u>	

	つ り マ ロ 装 ホ ン 置		1 式	<u>190</u>	<u>740</u>	
	マ イ ク ン タ ン ド		1 本	<u>30</u>	<u>100</u>	
映 写 機	映 写 機 (16 ミ リ メ ー ト ル)	映 写 機 (16 ミ リ メ ー ト ル)	1 式	<u>1,140</u>	<u>4,550</u>	
	ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー	ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー	1 式	<u>370</u>	<u>1,490</u>	
	O H P	O H P	1 式	<u>370</u>	<u>1,490</u>	
	O A プ ロ ジ ェ ク タ ー	O A プ ロ ジ ェ ク タ ー	1 式	<u>370</u>	<u>1,490</u>	
	ス ラ イ プ ロ ジ ェ ク タ ー	ス ラ イ プ ロ ジ ェ ク タ ー	1 式	<u>370</u>	<u>1,490</u>	
	イ タ ー カ ム	イ タ ー カ ム	1 式	<u>610</u>	<u>2,440</u>	
そ の 他	シ ャ ワ ー 室	シ ャ ワ ー 室	1 回	<u>370</u>	<u>1,490</u>	
	持 込 機 器	持 込 機 器	1 キロ ワットま でごとに	<u>60</u>	<u>240</u>	

	つ り マ ロ 装 ホ ン 置		1 式	<u>170</u>	<u>700</u>	
	マ イ ク ン タ ン ド		1 本	<u>30</u>	<u>100</u>	
映 写 機	映 写 機 (16 ミ リ メ ー ト ル)	映 写 機 (16 ミ リ メ ー ト ル)	1 式	<u>1,080</u>	<u>4,330</u>	
	ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー	ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー	1 式	<u>360</u>	<u>1,420</u>	
	O H P	O H P	1 式	<u>360</u>	<u>1,420</u>	
	O A プ ロ ジ ェ ク タ ー	O A プ ロ ジ ェ ク タ ー	1 式	<u>360</u>	<u>1,420</u>	
	ス ラ イ プ ロ ジ ェ ク タ ー	ス ラ イ プ ロ ジ ェ ク タ ー	1 式	<u>360</u>	<u>1,420</u>	
	イ タ ー カ ム	イ タ ー カ ム	1 式	<u>590</u>	<u>2,320</u>	
そ の 他	シ ャ ワ ー 室	シ ャ ワ ー 室	1 回	<u>360</u>	<u>1,420</u>	
	持 込 機 器	持 込 機 器	1 キロ ワットま でごとに	<u>60</u>	<u>230</u>	

改正案	現行
<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第23条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(5) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第23条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</u></p>
<p><u>(6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第33条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、第29条に規定する運営規程の概要、第31条第1項に規定する訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定訪問介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p><u>(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第33条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、第29条に規定する運営規程の概要、第31条第1項に規定する訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定訪問介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

(3) 第 23 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(5) 第 37 条第 2 項の規定による記録

(6) 第 38 条第 2 項の規定による記録

(中略)

(管理者)

第 42 条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(管理者)

第 48 条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第 52 条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に

掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定訪問入浴介護の提供は、1 回の訪問につき、看護職員 1 人及び介護職員 2 人をもって行うものとし、これらの者のうち 1 人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

(7) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

(中略)

(記録の整備)

(新設)

(3) 第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(4) 第 37 条第 2 項の規定による記録

(5) 第 38 条第 2 項の規定による記録

(中略)

(管理者)

第 42 条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(管理者)

第 48 条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第 52 条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に

掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定訪問入浴介護の提供は、1 回の訪問につき、看護職員 1 人及び介護職員 2 人をもって行うものとし、これらの者のうち 1 人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

(5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

(中略)

(記録の整備)

第 56 条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定訪問入浴介護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 52 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(4) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による記録

(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による記録

(中略)

(管理者)

第 59 条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は _____ 他~~の~~事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(管理者)

第 99 条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定

第 56 条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定訪問入浴介護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(新設)

(2) 次条において準用する第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(3) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による記録

(4) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による記録

(中略)

(管理者)

第 59 条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他~~の~~事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(管理者)

第 99 条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定

通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は _____ 他~~の~~事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第 103 条 指定通所介護の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(中略)

(記録等の整備)

通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他~~の~~事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第 103 条 指定通所介護の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(中略)

(記録等の整備)

第110条 (略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定通所介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 第103条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による記録

(6) 前条第2項の規定による記録

(中略)

(準用)

第113条 第9条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第38条の2、第39条、第54条、第97条、第99条及び第100条第4項並びに前節(第111条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第113条において準用する第105条に規定する運営規程をいう。第33条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第27条、第31条の2第2項及び第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「共生

第110条 (略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定通所介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(2) (略)

(新設)

(3) 次条において準用する第26条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項の規定による記録

(5) 前条第2項の規定による記録

(中略)

(準用)

第113条 第9条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第38条の2、第39条、第54条、第97条、第99条及び第100条第4項並びに前節(第111条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第113条において準用する第105条に規定する運営規程をいう。第33条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第27条、第31条の2第2項及び第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「共生

型通所介護従業者」と、第100条第4項中「前項ただし書の規定に基づき、第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合」とあるのは「共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第103条第2号、第104条第5項並びに第106条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第110条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第113条において準用する第19条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第113条において準用する第26条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第113条において準用する第37条第2項」と読み替えるものとする。

(中略)

(管理者)

第131条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(管理者)

第147条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければなら

型通所介護従業者」と、第100条第4項中「前項ただし書の規定に基づき、第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合」とあるのは「共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第103条第2号、第104条第5項並びに第106条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第110条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第113条において準用する第19条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第113条において準用する第26条」と、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第113条において準用する第37条第2項」と読み替えるものとする。

(中略)

(管理者)

第131条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(管理者)

第147条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければなら

い。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第 153 条

1～3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 (略)

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

7 指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(中略)

(地域等との連携)

第 164 条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に

い。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第 153 条

1～3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 (略)

(新設)

6 指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(中略)

(地域等との連携)

第 164 条 (略)

(新設)

資する方策を検討するための委員会の設置)

第 164 条の 2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(中略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第 172 条

1～7 (略)

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

9 (略)

(中略)

(勤務体制の確保等)

第 177 条

1～4 (略)

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短

(新設)

(中略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第 172 条

1～7 (略)

(新設)

8 (略)

(中略)

(勤務体制の確保等)

第 177 条

1～4 (略)

(新設)

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短

期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(中略)

(管理者)

第 182 条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

第 188 条 指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) (略)

(削除)

期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(中略)

(管理者)

第 182 条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

第 188 条 指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) (略)

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法(以下「平成 18 年旧介護保険法」という。)第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療

(2) 療養病床を有する病院又は診療所_____である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

2～3 (略)

第 3 節 設備に関する基準

第 189 条 指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

(1) (略)

(削除)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所_____である指定短期入所療養介護事業所 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する療養病床を有する病院又は診療所と

施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 療養病床を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(4) 診療所(前 2 号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

2～3 (略)

第 3 節 設備に関する基準

第 189 条 指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。)

(3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する療養病床を有する病院又は診療所と

して必要とされる設備

(3) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する規則で定める床面積を有する病室、浴室及び機能訓練を行うための場所

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年茨城県条例第 号)第 43 条に規定するユニット型介護医療院をいう。第 205 条及び第 213 条において同じ。))に関するものを除く。)

2 前項第 2 号及び第 3 号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

第 4 節 運営に関する基準

(対象者)

第 190 条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室

して必要とされる設備

(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 指定短期入所療養介護を提供する規則で定める床面積を有する病室、浴室及び機能訓練を行うための場所

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年茨城県条例第 号)第 43 条に規定するユニット型介護医療院をいう。第 205 条及び第 213 条において同じ。))に関するものを除く。)

2 前項第 3 号及び第 4 号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

第 4 節 運営に関する基準

(対象者)

第 190 条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症

において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(中略)

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第 192 条

1~5 (略)

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

7 指定短期入所療養介護事業者は、提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(中略)

(定員の遵守)

第 200 条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

疾患療養病棟において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(中略)

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第 192 条

1~5 (略)

(新設)

6 指定短期入所療養介護事業者は、提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(中略)

(定員の遵守)

第 200 条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)～(4) (略)

(準用)

第 202 条 第 10 条から第 13 条まで、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 31 条の 2、第 33 条、第 34 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条から第 39 条まで、第 54 条、第 106 条、第 108 条、第 142 条、第 150 条、第 151 条第 2 項、第 164 条及び第 164 条の 2の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 31 条の 2 第 2 項及び第 33 条第 1 項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第 106 条第 3 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第 150 条第 1 項中「第 162 条」とあるのは「第 199 条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(中略)

第 205 条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を設けなければならない。

(削除)

(削除)

(3)～(4) (略)

(準用)

第 202 条 第 10 条から第 13 条まで、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 31 条の 2、第 33 条、第 34 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条から第 39 条まで、第 54 条、第 106 条、第 108 条、第 142 条、第 150 条、第 151 条第 2 項及び第 164 条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 31 条の 2 第 2 項及び第 33 条第 1 項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第 106 条第 3 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第 150 条第 1 項中「第 162 条」とあるのは「第 199 条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(中略)

第 205 条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療

施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。))に関するものに限る。)

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。))に関するものに限る。)

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(削除)

(削除)

(削除)

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 病室、共同生活室、洗面設備及び便所

(2) 前号に掲げるもののほか、廊下、機能訓練室、浴室及び消火設備その他災害に際して必要な設備

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 病室、共同生活室、洗面設備及び便所

(2) 前号に掲げるもののほか、廊下、機能訓練室、浴室及び消火設備その他災害に際して必要な設備

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を設けなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する設備は、規則で定める基準に適合しなければならない。

6 第2項第2号及び第3項第2号の廊下、機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

7 第2項第1号及び第3項第1号の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号(同令第21条の4において準用する場合を含む。)に規定する食堂とみなす。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第190条第1項から第7項までに規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第188条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第190条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第190条第1項_____に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第188条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第190条第1項_____に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(中略)

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第207条

1～7 (略)

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

9 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(中略)

(勤務体制の確保等)

第212条

1～4 (略)

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用

(中略)

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第207条

1～7 (略)

(新設)

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(中略)

(勤務体制の確保等)

第212条

1～4 (略)

(新設)

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用

者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(削除)

(2) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(中略)

(管理者)

第 217 条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他

者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(中略)

(管理者)

第 217 条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他

の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(介護)

第 226 条

1～4 (略)

(口腔衛生の管理)

第 226 条の 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(中略)

(協力医療機関等)

第 232 条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条

の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(介護)

第 226 条

1～4 (略)

(新設)

(新設)

(中略)

(協力医療機関等)

第 232 条 (略)

(新設)

(新設)

第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(新設)

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

(新設)

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(中略)

(中略)

(準用)

(準用)

第235条 第12条、第13条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第38条から第39条まで、第53条、第54条、第108条、第109条、第157条及び第164条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項及び第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第53条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第235条 第12条、第13条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第38条から第39条まで、第53条、第54条、第108条、第109条及び第157条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項及び第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第53条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(中略)

(中略)

(管理者)

第239条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第239条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(中略)

(管理者)

(管理者)

第249条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第249条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(中略)

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第253条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるとおりとする。

第253条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(1) (略)

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用

(新設)

者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

- (3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- (4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した書面を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- (5) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。
- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (8) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるととも

(2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した書面を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。

(新設)

(新設)

(5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるととも

に、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

- (9) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第254条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状態及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した福祉用具貸与に関する計画(以下「福祉用具貸与計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第272条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2~4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援

に、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第254条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状態及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与に関する計画(以下「福祉用具貸与計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第272条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2~4 (略)

(新設)

(新設)

事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(中略)

(揭示及び目録の備付け)

第259条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第255条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録等の整備)

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(中略)

(揭示及び目録の備付け)

第259条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第255条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録等の整備)

第260条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与に関する次に掲げる記録等を整備し、指定福祉用具貸与の提供の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 第253条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第258条第4項の規定による記録

(5) 次条において準用する第26条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による記録

(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による記録

(中略)

(管理者)

第266条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第260条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与に関する次に掲げる記録等を整備し、指定福祉用具貸与の提供の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(2) (略)

(新設)

(3) 第258条第4項の規定による記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による記録

(中略)

(管理者)

第266条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第 271 条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

(4) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した書面を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させるとともに使用方法の指導を行うものとする。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の

第 271 条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(新設)

(2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した書面を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させるとともに使用方法の指導を行うものとする。

(新設)

(新設)

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第 272 条

1～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(記録等の整備)

第 273 条 (略)

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具の販売に関する次に掲げる記録等を整備し、指定特定福祉用具販売の提供の日から 5 年間保存しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 第 271 条第 7 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(新設)

(4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第 272 条

1～4 (略)

(新設)

(記録等の整備)

第 273 条 (略)

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具の販売に関する次に掲げる記録等を整備し、指定特定福祉用具販売の提供の日から 5 年間保存しなければならない。

(1)～(2) (略)

(新設)

- (4) 次条において準用する第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録
- (5) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による記録
- (6) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による記録
(以下略)

- (3) 次条において準用する第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録
- (4) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による記録
- (5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による記録
(以下略)

改正案	現行
<p>(管理者)</p> <p>第 64 条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第 70 条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(5) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第 64 条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第 70 条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うものとする。</p>
<p>(6) 特殊な看護等を行ってはならないこと。</p> <p>(中略)</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第 76 条 (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定訪問看護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第 70 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録</p> <p>(7) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による記録</p> <p>(8) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による記録</p> <p>(中略)</p> <p>第 79 条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>指定訪問リハビリテーション事業所が法第 72 条第 1 項の規定により法第 41 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年茨城県条例第 68 号。第 135 条第 4 項において「介護老人保健施設基</u></p>	<p>(4) 特殊な看護等を行ってはならないこと。</p> <p>(中略)</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第 76 条 (略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定訪問看護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 次条において準用する第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による記録</p> <p>(7) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による記録</p> <p>(中略)</p> <p>第 79 条</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

準条例」という。)第4条又は介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年茨城県条例第13号。同項において「介護医療院基準条例」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第78条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第77条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第78条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(中略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第83条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又

- 4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第78条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第77条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第78条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(中略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第83条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(新設)

は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(6) それぞれの利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。

(7) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第139条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(新設)

(3) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第139条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(8) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（テレビ電話装置等を用いて行われるものに限る。）に利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の使用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第 84 条

1～3（略）

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合にあっては、第 139 条第 1 項から第 5 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を

(6) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（テレビ電話装置等を用いて行われるものに限る。）に利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の使用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第 84 条

1～3（略）

（新設）

4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合にあっては、第 139 条第 1 項から第 4 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を

満たしているものとみなすことができる。

（中略）

（記録等の整備）

第 86 条（略）

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定訪問リハビリテーションを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1)～(2)（略）

(3) 第 83 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(5) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による記録

(6) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による記録

（中略）

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第 93 条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2)（略）

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

満たしているものとみなすことができる。

（中略）

（記録等の整備）

第 86 条（略）

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定訪問リハビリテーションを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1)～(2)（略）

（新設）

(3) 次条において準用する第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(4) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による記録

(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による記録

（中略）

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第 93 条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2)（略）

（新設）

き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(6) 前号に規定する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うものとする。この場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した書面を交付して行わなければならない。

(7) それぞれの利用者に対し提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

(新設)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(4) 前号に規定する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うものとする。この場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した書面を交付して行わなければならない。

(5) それぞれの利用者に対し提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(新設)

き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(6) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(7) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(8) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(9) それぞれの利用者に対し提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次

(新設)

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) それぞれの利用者に対し提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次

に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(6) それぞれの利用者に対し、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

(中略)

(記録の整備)

第 95 条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定居宅療養管理指導を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 93 条第 1 項第 4 号、第 2 項第 4 号及び第 3 項第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並

に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者に対し、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

(中略)

(記録の整備)

第 95 条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定居宅療養管理指導を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(新設)

びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(4) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による記録

(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による記録

(中略)

第 135 条

1～3 (略)

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第 72 条第 1 項の規定により法第 41 条第 1 項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第 4 条又は介護医療院基準条例第 4 条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第 116 条第 1 項から第 4 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(中略)

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

(2) 次条において準用する第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(3) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による記録

(4) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による記録

(中略)

第 135 条

1～3 (略)

(新設)

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第 116 条第 1 項から第 3 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前 3 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(中略)

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第 138 条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。

(6) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第 139 条

1～3 (略)

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たって

第 138 条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第 139 条

1～3 (略)

(新設)

は、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

6 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載するものとする。

7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合にあっては、第 84 条第 1 項から第 5 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 5 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(中略)

(記録等の整備)

第 143 条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載するものとする。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合にあっては、第 84 条第 1 項から第 4 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 4 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(中略)

(記録等の整備)

第 143 条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定通所リハビリテーションを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 通所リハビリテーション計画

(2) 次条において準用する第 19 条第 2 項の規定による記録

(3) 第 138 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(5) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による記録

(6) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による記録

(以下略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定通所リハビリテーションを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 通所リハビリテーション計画

(2) 次条において準用する第 19 条第 2 項の規定による記録

(新設)

(3) 次条において準用する第 26 条の規定による市町村への情報提供に係る記録

(4) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による記録

(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による記録

(以下略)

社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第12条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、<u> </u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>4～12 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第28条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>規則で定めるところにより、協力医療機関を定めておかなければならない。</u></p> <p>2 <u>軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感</u></p>	<p>(職員配置の基準)</p> <p>第12条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>4～12 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第28条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>入所者が医療を必要とした際に連携協力すべき医療機関を定めなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</p> <p>4 <u>軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 <u>軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項<u> </u>を揭示しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(中略)</p>
---	--

(電磁的記録等)

第 35 条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成 _____, 保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面 _____

_____で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 _____

_____により行うことができる。

- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法 _____
_____によることができる。

(中略)

付 則

(施行期日)

1～13 (略)

- 14 付則第 12 項第 1 号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホーム A 型の管理上支障

がない場合には、 _____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

15～27 (略)

(以下略)

(電磁的記録等)

第 35 条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、

文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(中略)

付 則

(施行期日)

1～13 (略)

- 14 付則第 12 項第 1 号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホーム A 型の管理上支障

がない場合には、 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

15～27 (略)

(以下略)

(以下略)

(以下略)

老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第3条—第32条の3)</p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>付則</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 特別養護老人ホーム(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。次項において同じ。)に規則で定める指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。</p> <p>8 特別養護老人ホームに規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第3条—第32条の2)</p> <p>第3章～第6章 (略)</p> <p>付則</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>又は調理員その他の従業者については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条の3までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第28条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、協力医療機関を定めておかななければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入</p>	<p>(中略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師 _____ との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(協力病院等)</p> <p>第28条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、入所者が医療を必要とした際に連携協力すべき病院を定めなければならない。</p> <p>(新設)</p>
---	---

所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

(新設)

- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(新設)

- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

(新設)

6 (略)

(中略)

(虐待の防止)

第32条の2 (略)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける

2 (略)

(中略)

(虐待の防止)

第32条の2 (略)

(新設)

(新設)

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(中略)

(勤務体制の確保等)

第41条

1~4 (略)

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(中略)

(準用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から第32条の3までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第3項」とあるのは「第43条において準用する第30条第3項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の3まで」とあるのは「第35条及び第37条か

(中略)

(勤務体制の確保等)

第41条

1~4 (略)

(新設)

5 (略)

(中略)

(準用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から第32条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第3項」とあるのは「第43条において準用する第30条第3項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第35条及び第37条か

ら第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から第32条の3まで」と読み替えるものとする。

(中略)

(準用)

第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び第32条から第32条の3までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と、同項第4号中「第30条第3項」とあるのは「第49条において準用する第30条第3項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の3まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び第32条から第32条の3まで」と読み替えるものとする。

(中略)

(準用)

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条から第32条の3まで、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型

ら第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から第32条の2まで」と読み替えるものとする。

(中略)

(準用)

第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、第32条及び第32条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と、同項第4号中「第30条第3項」とあるのは「第49条において準用する第30条第3項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、第32条及び第32条の2」と読み替えるものとする。

(中略)

(準用)

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32条の2、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域

地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第3項」とあるのは「第53条において準用する第30条第3項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の3まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条から第32条の3まで、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。

(中略)

(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面_____で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____により行うことができる。

密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第3項」とあるのは「第53条において準用する第30条第3項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32条の2、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。

(中略)

(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法 _____
_____ によることができる。

(以下略)

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(以下略)

改正案	現行
<p>第5条</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 指定介護老人福祉施設（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に規則で定める指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。</p> <p>10 指定介護老人福祉施設に規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。</p> <p>11 指定介護老人福祉施設に規則で定める事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要</p>	<p>第5条</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要</p>

な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない

(管理者による管理)

第26条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、_____他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(中略)

(協力医療機関等)

第34条 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二

な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師_____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(新設)

(管理者による管理)

第26条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(中略)

(医療機関等との連携協力)

第34条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、規則で定めるところにより、利用者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関を定めておかなければならない。

(新設)

(新設)

<p><u>種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、規則で定めるところにより、利用者が歯科医療を必要とした際に連携協力ができる歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u> (揭示)</p> <p>第35条 <u>指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、第29条に規定する運営規程の概要、第30条第1項に規定する従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関等、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、規則で定めるところにより、利用者が歯科医療を必要とした際に連携協力ができる歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u> (揭示)</p> <p>第35条 <u>指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、第29条に規定する運営規程の概要、第30条第1項に規定する従業者の勤務の体制、前条の医療機関等、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項</u> <u>を揭示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該</u></p>
<p>人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (中略) (虐待の防止)</p> <p>第41条の2 (略) <u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第41条の3 <u>指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u> (中略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第53条 1～4 (略)</p> <p>5 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>	<p>指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中略) (虐待の防止)</p> <p>第41条の2 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中略) (勤務体制の確保等)</p> <p>第53条 1～4 (略) (新設)</p>

<p>6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護老人福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護老人福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(以下略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>第4条 1～4（略）</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) <u>病院 医師又は栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)</u></p> <p>6（略）</p>	<p>第4条 1～4（略）</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) <u>病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)</u><u>又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</u></p> <p>6（略）</p>
<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>協力医療機関</u>その他適切な医療機関への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診をを求める等適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>(中略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、<u> </u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のないときは、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設又はサテライト型居住施設の職務に従事することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、<u>協力医療機関</u>を定めておかなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所</p>	<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>利用者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関</u>その他適切な医療機関への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>(中略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所</u>、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のないときは、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設又はサテライト型居住施設の職務に従事することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(医療機関との連携協力)</p> <p>第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、<u>利用者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関</u>を定めておかなければならない。</p> <p>(新設)</p>

者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

- 6 介護老人保健施設は、あらかじめ、規則で定めるところにより、利用者が歯科医療を必要とした際に連携協力ができる歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第35条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、第29条に規定する運営規程の概要、第30条第1項に規定する従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関等、利用料その他のサービスの選

(新設)

(新設)

(新設)

- 2 介護老人保健施設は、あらかじめ、規則で定めるところにより、利用者が歯科医療を必要とした際に連携協力ができる歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第35条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、第29条に規定する運営規程の概要、第30条第1項に規定する従業者の勤務の体制、前条の医療機関等、利用料その他のサービスの選

の選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

- 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(中略)

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護老人保健施設の従業者は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(中略)

(勤務体制の確保等)

第53条

択に資すると認められる重要事項

を揭示しなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

(中略)

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(新設)

(新設)

(中略)

(勤務体制の確保等)

第53条

1～4 (略)

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(以下略)

1～4 (略)

(新設)

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(以下略)

改正案	現行
<p>(管理者)</p> <p>第 48 条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第 53 条の 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第 53 条に規定する運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第 48 条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第 53 条の 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第 53 条に規定する運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(新設)</p>
<p>(中略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 54 条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定介護予防訪問入浴介護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 57 条第 4 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(3) 第 50 条の 3 第 2 項の規定による記録</p> <p>(4) 第 53 条の 8 第 3 項の規定による記録</p> <p>(5) 第 53 条の 9 第 2 項の規定による記録</p> <p>(中略)</p> <p>(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 57 条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけれ</p>	<p>(中略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 54 条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定介護予防訪問入浴介護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 第 50 条の 3 第 2 項の規定による記録</p> <p>(3) 第 53 条の 8 第 3 項の規定による記録</p> <p>(4) 第 53 条の 9 第 2 項の規定による記録</p> <p>(中略)</p> <p>(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 57 条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(身体的拘束等の禁止)

第 135 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

(中略)

(定員の遵守)

第 138 条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第 2 条第 1 項に規定する担当職員及び同条第 2 項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該

入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(身体的拘束等の禁止)

第 135 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

(新設)

(中略)

(定員の遵守)

第 138 条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第 2 条に規定する担当職員_____が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該

利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができる。

(中略)

(地域等との連携)

第 139 条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 139 条の 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(中略)

(勤務体制の確保等)

第 156 条

1~4 (略)

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット

利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができる。

(中略)

(地域等との連携)

第 139 条 (略)

(新設)

(新設)

(中略)

(勤務体制の確保等)

第 156 条

1~4 (略)

(新設)

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット

型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(中略)

(管理者)

第 166 条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

第 172 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、次に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

(1) (略)

(削除)

型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(中略)

(管理者)

第 166 条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

第 172 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、次に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

(1) (略)

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 129 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 201 条の規定による改正前の法(以下「平成 18 年旧介護保険法」という。)第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医

(2) 療養病床を有する病院又は診療所_____
である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

2~3 (略)

(中略)

第 173 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる設備を設けなければならない。

(1) (略)

(削除)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所_____

療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 療養病床を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(4) 診療所(前 2 号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

2~3 (略)

(中略)

第 173 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる設備を設けなければならない。

(1) (略)

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。)

(3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であ

_____である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備

(3) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護予防短期入所療養介護を提供する規則で定める床面積を有する病室、浴室及び機能訓練を行うための場所

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年茨城県条例第 号)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第190条及び第194条において同じ。))に関するものを除く。)

2 (略)

3 第1項第2号及び第3号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備を有するものとする。

4 (略)

第4節 運営に関する基準

(対象者)

第174条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練そ

るものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備

(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護予防短期入所療養介護を提供する規則で定める床面積を有する病室、浴室及び機能訓練を行うための場所

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年茨城県条例第 号)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第190条及び第194条において同じ。))に関するものを除く。)

2 (略)

3 第1項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備を有するものとする。

4 (略)

第4節 運営に関する基準

(対象者)

第174条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練そ

の他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室 _____において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(中略)

(身体的拘束等の禁止)

第176条

1～2 (略)

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

(中略)

(定員の遵守)

第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して、同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

の他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(中略)

(身体的拘束等の禁止)

第176条

1～2 (略)

(新設)

(中略)

(定員の遵守)

第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して、同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)～(4) (略)

(中略)

(準用)

第 180 条 第 49 条の 3 から第 49 条の 6 まで、第 49 条の 7 第 2 項、第 49 条の 8、第 49 条の 9、第 49 条の 12、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 52 条、第 53 条の 2 の 2、第 53 条の 4、第 53 条の 5、第 53 条の 7、第 53 条の 8、第 53 条の 9 から第 53 条の 10 まで、第 119 条の 2、第 119 条の 4、第 120 条、第 132 条、第 133 条第 2 項、第 139 条及び第 139 条の 2 の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 53 条の 2 の 2 第 2 項及び第 53 条の 4 第 1 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、同項中「第 53 条」とあるのは「第 177 条」と、第 119 条の 2 第 3 項及び第 4 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 132 条第 1 項中「第 137 条」とあるのは「第 177 条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(中略)

第 190 条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を設けなければならない。

(削除)

(3)～(4) (略)

(中略)

(準用)

第 180 条 第 49 条の 3 から第 49 条の 6 まで、第 49 条の 7 第 2 項、第 49 条の 8、第 49 条の 9、第 49 条の 12、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 52 条、第 53 条の 2 の 2、第 53 条の 4、第 53 条の 5、第 53 条の 7、第 53 条の 8、第 53 条の 9 から第 53 条の 10 まで、第 119 条の 2、第 119 条の 4、第 120 条、第 132 条、第 133 条第 2 項及び第 139 条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 53 条の 2 の 2 第 2 項及び第 53 条の 4 第 1 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、同項中「第 53 条」とあるのは「第 177 条」と、第 119 条の 2 第 3 項及び第 4 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 132 条第 1 項中「第 137 条」とあるのは「第 177 条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(中略)

第 190 条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 病室、共同生活室、洗面設備及び便所

(2) 前号に掲げるもののほか、廊下、機能訓練室、浴室及び消火設備その他災害に際して必要な設備

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療

介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。))に関するものに限る。)

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。))に関するものに限る。)

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

養介護事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 病室、共同生活室、洗面設備及び便所を設けなければならない。

(2) 前号に掲げるもののほか、廊下、機能訓練室、浴室及び消火設備
その他災害に際して必要な設備

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を設けなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する設備は、規則で定める基準に適合しなければならない。

6 第2項第2号及び第3項第2号の廊下、機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

7 第2項第1号及び第3項第1号の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号(同令第21条の4において適用する場合を含む。)に規定する食堂とみなす。

8 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第205条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第203条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第205条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第203条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について

ては、指定居宅サービス等基準条例第205条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準に適合していることをもって、前各項に規定する基準に適合しているものとみなすことができる。

(中略)

(勤務体制の確保等)

第193条

1~4 (略)

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下

ては、指定居宅サービス等基準条例第205条第1項に規定する設備に関する基準に適合していることをもって、前項に規定する基準に適合しているものとみなすことができる。

(中略)

(勤務体制の確保等)

第193条

1~4 (略)

(新設)

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下

この条において同じ。)数以上の利用者に対して、同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(削除)

(2) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(中略)

(管理者)

第 203 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(利用料等の受領)

第 209 条

この条において同じ。)数以上の利用者に対して、同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(中略)

(管理者)

第 203 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(利用料等の受領)

第 209 条

1~4 (略)

(口腔衛生の管理)

第 209 条の 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(中略)

(協力医療機関等)

第 213 条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

1~4 (略)

(新設)

(新設)

(中略)

(協力医療機関等)

第 213 条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。

(中略)

(準用)

第 216 条 第 49 条の 5、第 49 条の 6、第 50 条の 2 から第 52 条まで、第 53 条の 2 の 2、第 53 条の 4 から第 53 条の 8 まで、第 53 条の 9 から第 53 条の 10 まで、第 119 条の 4、第 138 条の 2 及び第 139 条の 2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 51 条、第 53 条の 2 の 2 第 2 項及び第 53 条の 4 第 1 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第 53 条の 4 第 1 項中「第 53 条」とあるのは「第 211 条」と読み替えるものとする。

(中略)

(管理者)

第 227 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従

(新設)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。

(中略)

(準用)

第 216 条 第 49 条の 5、第 49 条の 6、第 50 条の 2 から第 52 条まで、第 53 条の 2 の 2、第 53 条の 4 から第 53 条の 8 まで、第 53 条の 9 から第 53 条の 10 まで、第 119 条の 4 及び第 138 条の 2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 51 条、第 53 条の 2 の 2 第 2 項及び第 53 条の 4 第 1 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第 53 条」とあるのは「第 211 条」と読み替えるものとする。

(中略)

(管理者)

第 227 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従

事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(準用)

第 233 条 第 49 条の 5、第 49 条の 6、第 50 条の 2 から第 52 条まで、第 53 条の 2 の 2、第 53 条の 4 から第 53 条の 8 まで、第 53 条の 9 から第 53 条の 10 まで、第 119 条の 4、第 138 条の 2、第 206 条から第 209 条まで、第 210 条及び第 212 条から第 214 条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 51 条及び第 53 条の 2 の 2 第 2 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第 53 条の 4 第 1 項中「第 53 条」とあるのは「第 230 条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第 53 条の 6 中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第 208 条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 212 条第 1 項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第 3 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(中略)

事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(準用)

第 233 条 第 49 条の 5、第 49 条の 6、第 50 条の 2 から第 52 条まで、第 53 条の 2 の 2、第 53 条の 4 から第 53 条の 8 まで、第 53 条の 9 から第 53 条の 10 まで、第 119 条の 4、第 138 条の 2、第 206 条から第 210 条まで及び第 212 条から第 214 条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 51 条及び第 53 条の 2 の 2 第 2 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第 53 条の 4 第 1 項中「第 53 条」とあるのは「第 230 条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第 53 条の 6 中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第 208 条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 212 条第 1 項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第 3 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(中略)

(管理者)

第 238 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(揭示及び目録の備え付け)

第 245 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第 241 条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

(管理者)

第 238 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(揭示及び目録の備え付け)

第 245 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第 241 条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第 246 条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定介護予防福祉用具貸与を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 249 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第 250 条第 1 項に規定する介護予防福祉用具貸与計画

(4) 次条において準用する第 49 条の 12 第 2 項の規定による記録

(5) 次条において準用する第 50 条の 3 第 2 項の規定による記録

(6) 次条において準用する第 53 条の 8 第 3 項の規定による記録

(7) 次条において準用する第 53 条の 9 第 2 項の規定による記録

(中略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第 249 条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 法第 8 条の 2 第 10 項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第 11 項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることにつ

第 246 条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定介護予防福祉用具貸与を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(新設)

(2) 第 250 条第 1 項に規定する介護予防福祉用具貸与計画

(3) 次条において準用する第 49 条の 12 第 2 項の規定による記録

(4) 次条において準用する第 50 条の 3 第 2 項の規定による記録

(5) 次条において準用する第 53 条の 8 第 3 項の規定による記録

(6) 次条において準用する第 53 条の 9 第 2 項の規定による記録

(中略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第 249 条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(新設)

いて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

- (5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- (6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した書面を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、実際に利用者^に当該福祉用具を使用させながら、使用法の指導を行うものとする。
- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用法の指導、修理等を行うものとする。
- (8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目にお

- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- (5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した書面を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、実際に利用者^に当該福祉用具を使用させながら、使用法の指導を行うものとする。
- (6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用法の指導、修理等を行うものとする。

(新設)

(新設)

- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目にお

ける機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者^に提供するものとする。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第 250 条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与に関する計画(以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第 264 条第 1 項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から 6 月以内に少なくとも 1 回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6～8 (略)

(中略)

(管理者)

ける機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者^に提供するものとする。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第 250 条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与に関する計画(以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第 264 条第 1 項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

6～8 (略)

(中略)

(管理者)

第 255 条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(記録の整備)

第 260 条 (略)

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定特定介護予防福祉用具販売の提供の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 263 条第 8 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第 264 条第 1 項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画

(4) 次条において準用する第 50 条の 3 第 2 項の規定による記録

(5) 次条において準用する第 53 条の 8 第 3 項の規定による記録

(6) 次条において準用する第 53 条の 9 第 2 項の規定による記録

(中略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第 255 条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(中略)

(記録の整備)

第 260 条 (略)

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定特定介護予防福祉用具販売の提供の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(新設)

(2) 第 264 条第 1 項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画

(3) 次条において準用する第 50 条の 3 第 2 項の規定による記録

(4) 次条において準用する第 53 条の 8 第 3 項の規定による記録

(5) 次条において準用する第 53 条の 9 第 2 項の規定による記録

(中略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第 263 条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

(4) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

(5) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該指定特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した書面を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、実際に利用者に当該指定特定介護予防福祉用具を使用させながら、使用方法の指導を行うものとする。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の

第 263 条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(新設)

(3) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。

(4) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該指定特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した書面を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、実際に利用者に当該指定特定介護予防福祉用具を使用させながら、使用方法の指導を行うものとする。

(新設)

指導，修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(9) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には，当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように，必要な措置を講じるものとする。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第 264 条

1～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は，対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては，特定介護予防福祉用具販売計画の作成後，当該指定特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(以下略)

(新設)

(新設)

(5) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には，当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように，必要な措置を講じるものとする。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第 264 条

1～4 (略)

(新設)

(以下略)

改正案	現行
<p>(管理者)</p> <p>第 64 条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 72 条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定介護予防訪問看護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第 75 条 第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第 50 条の 3 第 2 項の規定による記録</p> <p>(7) 次条において準用する第 53 条の 8 第 3 項の規定による記録</p> <p>(8) 次条において準用する第 53 条の 9 第 2 項の規定による記録</p>	<p>(管理者)</p> <p>第 64 条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一の敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 72 条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定介護予防訪問看護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 次条において準用する第 50 条の 3 第 2 項の規定による記録</p> <p>(6) 次条において準用する第 53 条の 8 第 3 項の規定による記録</p> <p>(7) 次条において準用する第 53 条の 9 第 2 項の規定による記録</p>

<p>(中略)</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第 75 条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(9) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(10) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(11) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。</p> <p>(12) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が満了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。</p> <p>(13) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護に関する報告書(以下「介護予防訪問看護報告書」という。)を作成し、介護予防訪問看護報告書の内容について、介護予防サービス計画を作成した指定介護</p>	<p>(中略)</p> <p>(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第 75 条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(9) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。</p> <p>(10) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が満了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。</p> <p>(11) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護に関する報告書(以下「介護予防訪問看護報告書」という。)を作成し、介護予防訪問看護報告書の内容について、介護予防サービス計画を作成した指定介護</p>
---	---

予支援事業者に報告するとともに、介護予防訪問看護報告書について、主治の医師に定期的に提出しなければならない。

(14) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

(15) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の介護予防訪問看護計画書を主治の医師に提出しなければならない。

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

(17) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで、第9号及び第12号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第76条

1～3 (略)

4 前条第17号の規定は、第2項に規定する主治の医師の書面による指示について準用する。

(中略)

第78条

予支援事業者に報告するとともに、介護予防訪問看護報告書について、主治の医師に定期的に提出しなければならない。

(12) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

(13) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の介護予防訪問看護計画書を主治の医師に提出しなければならない。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

(15) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで及び第10号から第14号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第76条

1～3 (略)

4 前条第15号の規定は、第2項に規定する主治の医師の書面による指示について準用する。

(中略)

第78条

1～3 (略)

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第68号。第116条第4項において「介護老人保健施設基準条例」という。)第4条又は介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年茨城県条例第13号。同項において「介護医療院基準条例」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第78条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第79条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準に適合していることをもって、第1項から第3項までに規定する基準に適合しているものとみなすことができる。

(中略)

1～3 (略)

(新設)

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第78条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第79条第1項に規定する人員に関する基準に適合していることをもって、前3項に規定する基準に適合しているものとみなすことができる。

(中略)

(記録の整備)

第 82 条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 第 85 条第 12 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 50 条の 3 第 2 項の規定による記録

(5) 次条において準用する第 53 条の 8 第 3 項の規定による記録

(6) 次条において準用する第 53 条の 9 第 2 項の規定による記録

(中略)

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第 85 条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に

係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(7) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(8) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第 124 条第 2 号から第 6 号までに規定する基準を満たすことをもって、第 3 号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、適切に指導又は説明を行うものとする。

(11) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ

(記録の整備)

第 82 条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1)～(2) (略)

(新設)

(3) 次条において準用する第 50 条の 3 第 2 項の規定による記録

(4) 次条において準用する第 53 条の 8 第 3 項の規定による記録

(5) 次条において準用する第 53 条の 9 第 2 項の規定による記録

(中略)

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第 85 条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) (略)

(新設)

(6) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第 124 条第 2 号から第 5 号までに規定する基準を満たすことをもって、第 3 号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。

(9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、適切に指導又は説明を行うものとする。

(新設)

を得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (12) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (13) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (14) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに、診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。
- (15) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が満了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (16) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (17) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテ

ション計画の変更を行うものとする。

- (18) 第1号から第16号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。
- (中略)
- (記録の整備)
- 第91条 (略)
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定介護予防居宅療養管理指導を提供した日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第94条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 次条において準用する第50条の3第2項の規定による記録
- (4) 次条において準用する第53条の8第3項の規定による記録
- (5) 次条において準用する第53条の9第2項の規定による記録
- (中略)
- (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
- 第94条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。
- (1)～(2) (略)

(新設)

- (10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに、診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。
- (12) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が満了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (13) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (14) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテ

ション計画の変更を行うものとする。

- (15) 第1号から第13号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。
- (中略)
- (記録の整備)
- 第91条 (略)
- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定介護予防居宅療養管理指導を提供した日から5年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (新設)
- (2) 次条において準用する第50条の3第2項の規定による記録
- (3) 次条において準用する第53条の8第3項の規定による記録
- (4) 次条において準用する第53条の9第2項の規定による記録
- (中略)
- (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
- 第94条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。
- (1)～(2) (略)

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (5) 第2号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した書面を交付するように努めなければならない。
- (6) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
- (7) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議において行わなければならない。
- (8) 前号の場合において、サービス担当者会議に参加することが困難なときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した書面を交付して行わなければならない。
- (9) 提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに、

(新設)

(新設)

- (3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した書面を交付するように努めなければならない。
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議において行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議に参加することが困難なときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した書面を交付して行わなければならない。
- (7) 提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに、

に、診療録に記録するものとする。

- 2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。
- (1)～(2) (略)
- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (5) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。
- (6) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
- (7) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (8) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが

に、診療録に記録するものとする。

- 2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(新設)

(新設)

- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。
- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが

困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(9) それぞれの利用者に対し提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(6) それぞれの利用者に対し提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

(中略)

第 116 条

困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) それぞれの利用者に対し提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者に対し提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

(中略)

第 116 条

1～3 (略)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第 115 条の 11 の規定により準用される法第 72 条第 1 項の規定により法第 53 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例第 4 条又は介護医療院基準条例第 4 条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第 135 条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第 134 条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 135 条第 1 項から第 4 項までに規定する人員に関する基準に適合していることをもって、前各項に規定する基準に適合しているものとみなすことができる。

(中略)

(記録の整備)

第 121 条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定介護予防通所リハビリテーションを提供した日から 5 年間

1～3 (略)

(新設)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第 135 条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第 134 条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 135 条第 1 項から第 3 項までに規定する人員に関する基準に適合していることをもって、前 3 項に規定する基準に適合しているものとみなすことができる。

(中略)

(記録の整備)

第 121 条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、指定介護予防通所リハビリテーションを提供した日から 5 年間

保存しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 第124条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第50条の3第2項の規定による記録

(5) 次条において準用する第53条の8第3項の規定による記録

(6) 次条において準用する第53条の9第2項の規定による記録

(中略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第124条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリ

保存しなければならない。

(1)～(2) (略)

(新設)

(3) 次条において準用する第50条の3第2項の規定による記録

(4) 次条において準用する第53条の8第3項の規定による記録

(5) 次条において準用する第53条の9第2項の規定による記録

(中略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第124条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

(5) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリ

テーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第85条第2号から第6号までに規定する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(9) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、適切に指導又は説明を行うものとする。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を

テーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第85条第2号から第5号までに規定する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(8) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、適切に指導又は説明を行うものとする。

(新設)

(新設)

(9) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行

行うものとする。

(13) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が満了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(14) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(15) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(以下略)

うものとする。

(10) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が満了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(11) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(12) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。

(13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(以下略)

改正案	現行
<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第 19 条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>協力医療機関</u>その他適切な医療機関への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第 26 条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、<u> </u>他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設若しくはサテライト型居住施設の職務に従事することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第 34 条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、<u>協力医療機関</u>を定めておかなければならない。</p> <p><u>2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病</u></p>	<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第 19 条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>入所者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関</u>その他適切な医療機関への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第 26 条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所</u>若しくは施設等又はサテライト型特定施設若しくはサテライト型居住施設の職務に従事することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(医療機関との連携)</p> <p>第 34 条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、<u>入所者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関</u>を定めておかなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p><u>状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p>6 介護医療院は、あらかじめ、規則で定めるところにより、入所者が歯科医療を必要とした際に連携協力ができる歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第 35 条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、第 30 条第 1 項に規定する従業者の勤務の体制、前条の<u>協力医療機関等</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 介護医療院は、あらかじめ、規則で定めるところにより、入所者が歯科医療を必要とした際に連携協力ができる歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>(掲示)</p> <p>第 35 条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、第 30 条第 1 項に規定する従業者の勤務の体制、前条の<u>医療機関等</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事</p>

要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 介護医療院は、重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(中略)

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(中略)

(勤務体制の確保等)

第53条

1～4 (略)

項_____を掲示しなければならない。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(中略)

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(新設)

(新設)

(中略)

(勤務体制の確保等)

第53条

1～4 (略)

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(以下略)

(新設)

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(以下略)

介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年茨城県条例第14号）新旧対照表（第11条関係）

改正案	現行
<p>付 則（令和3年条例第14号） （中略） （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第38条の2（新指定居宅サービス等基準条例第96条において準用する場合に限る。）、第7条の規定による改正後の介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第87条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第53条の9の2（新指定介護予防サービス等基準条例第92条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例</p>	<p>付 則（令和3年条例第14号） （中略） （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新指定居宅サービス等基準条例第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条（新指定居宅サービス等基準条例第179条において準用する場合を含む。）、第179条の3、第186条、第202条（新指定居宅サービス等基準条例第214条において準用する場合を含む。）、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第34条の2（新軽費老人ホーム基準条例付則第27項において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び</p>

第94条及び新指定介護予防サービス等基準条例第90条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

運営に関する基準等を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第31条、第4条の規定による改正後の老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項（新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。）、第32条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び第34条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第53条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第3条第4項、第41条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）及び第45条第3項、第6条の規定による改正後の介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項、第7条の規定による改正後の介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第53条の9の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条（新指定介護予防サービス等基準条例第158条において準用する場合を含む。）、第163条の3、第170条、第180条（新指定介護予防サービス等基準条例第

195条において準用する場合を含む。)、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。))第3条第4項、第38条の2(新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。))及び第42条第3項並びに第9条の規定による改正後の介護保険法に基づき介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。))第3条第4項、第40条の2(新介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。))及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第29条(新指定居宅サービス等基準条例第40条の3及び第45条において準用する場合を含む。)、第55条(新指定居宅サービス等基準条例第61条において準用する場合を含む。)、第75条、第85条、第94条、第105条(新指定居宅サービス等基準条例第113条及び第133条において準用する場合を含む。)、第141条、第162条(新指定居宅サービス等基準条例第179条の3及び第186条において準用する場合を含む。)、第176条、第199条、第211条、第230条、第243条及び第255条(新指定居宅サービス等基準条例第263条及び第274条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第8条(新軽費老人ホーム基準条例付則第27項において準用する場合を含む。)、新介護老人ホーム基準条例第8条、新特別介護老人ホーム基準条例第8条(新特別介護

老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。))及び第35条(新特別介護老人ホーム基準条例第53条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第29条及び第52条、新介護老人保健施設基準条例第29条及び第52条、新指定介護予防サービス等基準条例第53条(新指定介護予防サービス等基準条例第61条において準用する場合を含む。)、第71条、第81条、第90条、第119条、第137条(新指定介護予防サービス等基準条例第163条の3及び第170条において準用する場合を含む。)、第155条、第177条、第192条、第211条、第230条及び第241条(新指定介護予防サービス等基準条例第252条及び第261条において準用する場合を含む。))並びに新指定介護療養型医療施設基準条例第27条及び第50条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「事項に」とあるのは「事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。))に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。))」とし、新介護療養型医療施設基準条例第29条及び第52条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。))」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第31条の2(新指定居宅サービス等基準条例第96条において準用する場合に限る。))の規定及び新指定介護予防サービス等基準条例第5

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第31条の2(新指定居宅サービス等基準条例第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133

3条の2の2（新指定介護予防サービス等基準条例第92条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

条、第144条、第166条（新指定居宅サービス等基準条例第179条において準用する場合を含む。）、第179条の3、第186条、第202条（新指定居宅サービス等基準条例第214条において準用する場合を含む。）、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2（新軽費老人ホーム基準条例付則第27項において準用する場合を含む。）、新介護老人ホーム基準条例第24条の2、新特別介護老人ホーム基準条例第25条の2（新特別介護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第30条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第30条の2（新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第53条の2の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条（新指定介護予防サービス等基準条例第158条において準用する場合を含む。）、第163条の3、第170条、第180条（新指定介護予防サービス等基準条例第195条において準用する場合を含む。）、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第28条の2（新指定介護療養型医療施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の2（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(以下略)

とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(以下略)

社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第10号）新旧対照表

改正案				現行									
○社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例 第1条～第15条（略） 別表第1～第2（略） 別表第3 ラーク・ハイツ				○社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例 第1条～第15条（略） 別表第1～第2（略） 別表第3 ラーク・ハイツ									
使用料 （単位 円） 区分	室料			宿泊料			使用料 （単位 円） 区分	室料			宿泊料		
	午前 （午前9 時から 正午ま で）	午後 （午後1 時から 午後5 時ま で）	夜間 （午後5 時から 午後9 時ま で。同 一施設 におけ る宿泊 を伴う 場合を 除く。）	午後5時から翌日の午前9時まで				午前 （午前9 時から 正午ま で）	午後 （午後1 時から 午後5 時ま で）	夜間 （午後5 時から 午後9 時ま で。同 一施設 におけ る宿泊 を伴う 場合を 除く。）	午後5時から翌日の午前9時まで		
大会議室	4,500	5,980	7,590				大会議室	4,310	5,730	7,280			
小会議室	1,630	2,130	2,620				小会議室	1,560	2,040	2,510			
和室	1,500	1,740	1,860	母子家庭の母	16歳以上の者	1人につき 940	和室	1,440	1,670	1,780	母子家庭の母	16歳以上の者	1人につき 900

				及び児童、父子家庭の父及び児童、寡婦及びこれに準ずる者並びに母子・父子福祉関係者	16歳未満の者	1人につき 540				及び児童、父子家庭の父及び児童、寡婦及びこれに準ずる者並びに母子・父子福祉関係者	16歳未満の者	1人につき 520
				その他の者	16歳以上の者	1人につき 1,860				その他の者	16歳以上の者	1人につき 1,780
					16歳未満の者	1人につき 940					16歳未満の者	1人につき 900
調理実習室	2,860	3,980	4,990				調理実習室	2,740	3,820	4,780		
備考				備考								
1 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、寡婦及びこれに準ずる者並びに母子・父子福祉関係者については、室料は徴収しない。				1 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、寡婦及びこれに準ずる者並びに母子・父子福祉関係者については、室料は徴収しない。								
2 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に就学する前の児童（以下「小学校未就学児童」という。）については、使用料は徴収しない。				2 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に就学する前の児童（以下「小学校未就学児童」という。）については、使用料は徴収しない。								

別表4 (1) 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ

区分	利用料金 (単位 円)	午前	午後	夜間	午前・午	午後・夜	全日
		(午前9 時から正 午まで)	(午後1 時から午 後5時ま で)	(午後6 時から午 後10時ま で)	後 (午前9 時から午 後5時ま で)	間 (午後1 時から午 後10時ま で)	(午前9 時から午 後10時ま で)
社 会 福 祉 関 係 者 そ の 他 の 者	研修室 (和 室)	620	620	780	980	1,150	1,510
	研修室 (洋 室)	580	580	700	900	1,020	1,350
	実習室	580	580	700	900	1,020	1,350
	会議室	950	950	1,450	1,660	2,150	2,860
	研修室 (和 の 室)	1,750	2,210	2,820	3,700	4,770	6,270
	研修室 (洋 の 室)	1,550	1,910	2,450	3,200	4,110	5,400
	実習室	1,550	1,910	2,450	3,200	4,110	5,400
	会議室	3,910	5,340	6,750	9,000	11,840	15,500

別表4 (1) 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ

区分	利用料金 (単位 円)	午前	午後	夜間	午前・午	午後・夜	全日
		(午前9 時から正 午まで)	(午後1 時から午 後5時ま で)	(午後6 時から午 後10時ま で)	後 (午前9 時から午 後5時ま で)	間 (午後1 時から午 後10時ま で)	(午前9 時から午 後10時ま で)
社 会 福 祉 関 係 者 そ の 他 の 者	研修室 (和 室)	370	370	530	730	900	1,260
	研修室 (洋 室)	330	330	450	650	770	1,100
	実習室	330	330	450	650	770	1,100
	会議室	700	700	1,200	1,410	1,900	2,610
	研修室 (和 の 室)	1,500	1,960	2,570	3,450	4,520	6,020
	研修室 (洋 の 室)	1,300	1,660	2,200	2,950	3,860	5,150
	実習室	1,300	1,660	2,200	2,950	3,860	5,150
	会議室	3,660	5,090	6,500	8,750	11,590	15,250

(2) 茨城県立視覚障害者福祉センター

区分	利用料金 (単位 円)	室料	宿泊料
		午前9時から午後4 時まで	午後4時から翌日 の午前9時まで
身体障害者及びその同伴者並びに 身体障害者福祉関係者		1人につき 70	1人につき 290
その他の者		1人につき 130	1人につき 910

備考 小学校未就学児童については、利用料金は徴収しない。
以下(略)

(2) 茨城県立視覚障害者福祉センター

区分	利用料金 (単位 円)	室料	宿泊料
		午前9時から午後4 時まで	午後4時から翌日 の午前9時まで
身体障害者及びその同伴者並びに 身体障害者福祉関係者		1人につき 60	1人につき 280
その他の者		1人につき 120	1人につき 870

備考 小学校未就学児童については、利用料金は徴収しない。
以下(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 <u>削除</u></p> <p>第4章～第8章（略）</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（指定障害児通所支援事業者の指定）</p> <p>第4条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、<u>法第6条の2の2第2項に規定する</u> 児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>第5条 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>支援</u>をし、又はこれに併せて治療（<u>上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 <u>医療型児童発達支援</u></p> <p>第1節 <u>基本方針（第60条）</u></p> <p>第2節 <u>人員に関する基準（第61条・第62条）</u></p> <p>第3節 <u>設備に関する基準（第63条）</u></p> <p>第4節 <u>運営に関する基準（第64条―第69条）</u></p> <p>第4章～第8章（略）</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（指定障害児通所支援事業者の指定）</p> <p>第4条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、<u>法第6条の2の2第3項に規定する</u>医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>第5条 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>指導及び訓練</u>を行うものでなければならない。</p>

<p><u>以下同じ。）</u>を行うものでなければならない。</p> <p>第6条（略）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>第1項及び前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。</u></p> <p>5 <u>第3項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>第6条（略）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>4 <u>前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者（第3項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u></p> <p><u>（1）言語聴覚士</u></p> <p><u>（2）機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</u></p> <p><u>（3）看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）</u></p>
--	--

(削除)

(削除)

(削除)

6 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号に掲げる児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項(第1号を除く。)、第3項及び第5項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

8 (略)

9 第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置

6 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

7 第3項及び第4項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員

(2) 機能訓練担当職員

8 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

9 第4項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号に掲げる児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

10 第1項(第1号を除く。)から第8項までに規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

11 (略)

(新設)

する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

10 第7項及び前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第9条 (略)

第10条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第11条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)は、発達支援室、遊戯室、屋外遊

12 第10項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にあ

る他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第9条 (略)

第10条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第11条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊

劇場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。_____）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。_____

2 指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 第1項に規定する設備は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。_____

（削除）

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第2項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準
（利用定員）

劇場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けなければならない。

（新設）

2 前項に規定する設備は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は_____、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準
（利用定員）

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

第13条～第22条 （略）
（通所利用者負担額の受領）

第23条 （略）

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けなければならない。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3～5 （略）

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の額を通知しなけ

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所_____にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

第13条～第22条 （略）
（通所利用者負担額の受領）

第23条 （略）

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けなければならない。

（新設）

（新設）

3～5 （略）

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第25条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費_____の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費_____の額を通知しなけ

ればならない。

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第26条 指定児童発達支援事業者は、第27条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 (略)

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上

ればならない。

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第26条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

(新設)

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価

で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)～(7) (略)

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるように、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第27条 (略)

を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)～(7) (略)

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(児童発達支援計画の作成等)

第27条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 (略)

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の案について意見

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行い、

_____障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 (略)

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、

_____指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、_____、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等に対し、児童発達支援計画の案について意見を求めなければならない。

を求めなければならない。

6 (略)

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなければならない。

8～10 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第28条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第29条 (略)

(支援)

第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切に支援を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に支援を行わな

6 (略)

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者_____に交付しなければならない。

8～10 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第28条 (略)

(新設)

第29条 (略)

(指導、訓練等)

第30条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切に指導、訓練等を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導、訓練等を

ればならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

第31条～第34条 (略)

(通所給付決定保護者に関する市町村への情報提供)

第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に情報提供しなければならない。

第36条～第38条 (略)

(定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第40条 (略)

(安全計画の策定等)

第40条の2 (略)

行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

第31条～第34条 (略)

(通所給付決定保護者に関する市町村への情報提供)

第35条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費_____の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に情報提供しなければならない。

第36条～第38条 (略)

(定員の遵守)

第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第40条 (略)

(安全計画の策定等)

第40条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

第40条の3・第41条 (略)

(協力医療機関)

第42条 指定児童発達支援事業者 (治療を行うものを除く。) は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、障害児が医療を必要とした際に連携協力すべき医療機関を定めなければならない。

第43条～第48条 (略)

(利益供与等の禁止)

第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第19項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

第50条～第54条 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

第40条の3・第41条 (略)

(協力医療機関)

第42条 指定児童発達支援事業者_____は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、障害児が医療を必要とした際に連携協力すべき医療機関を定めなければならない。

第43条～第48条 (略)

(利益供与等の禁止)

第49条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

第50条～第54条 (略)

(設備)

第55条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第56条～第59条の2 (略)

第3章 削除

第60条から第69条まで 削除

(設備)

第55条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第56条～第59条の2 (略)

第3章 医療型児童発達支援

第60条 指定医療型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第61条 指定医療型児童発達支援事業所は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者
- (2) 児童指導員

- (3) 保育士
- (4) 看護職員
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

4 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

5 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第62条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第63条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室及び便所を有すること。
- (3) 便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第64条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第65条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲

げる費用の額の支払を受けなければならない。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定医療型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第66条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付

決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への情報提供)

第67条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に情報提供しなければならない。

(運営規程)

第68条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事項について運営規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から

受領する費用の種類及びその額

- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項（情報の提供等）

第68条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第69条 第13条から第22条まで、第24条、第26条（第4項及び第5項を除く。）から第34条まで、第36条、第38条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第51条まで及び第53条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条

第4章 放課後等デイサービス

第70条 指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第71条・第72条 (略)

第73条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第1項中「第37条」とあるのは「第68条」と、第17条中「いう。第37条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第65条」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第34条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第67条」と読み替えるものとする。

第4章 放課後等デイサービス

第70条 指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第71条・第72条 (略)

第73条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第74条～第77条 (略)

(設備)

第78条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第78条の2～第79条の2 (略)

(従業者の員数)

第79条の3 (略)

2 (略)

3 第1項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援

第74条～第77条 (略)

(設備)

第78条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第78条の2～第79条の2 (略)

(従業者の員数)

第79条の3 (略)

2 (略)

3 第1項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その

(以下この項において単に「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

4 (略)

第79条の4～第79条の8 (略)

(準用)

第79条の9 第13条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第6項及び第7項を除く。)、第26条の2、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条から第45条まで、第47条から第50条まで、第50条の2第1項及び第51条から第53条まで_____の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第37条」とあるのは「第79条の8」と、第17条中「いう。第37条第6号及び第50条の2第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第79条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第79条の7第2項」と、第26条第1項並びに第27条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支

他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

4 (略)

第79条の4～第79条の8 (略)

(準用)

第79条の9 第13条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、_____, 第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第50条の2第1項、第51条から第53条まで及び第68条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第37条」とあるのは「第79条の8」と、第17条中「いう。第37条第6号及び第50条の2第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第79条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第79条の7第2項」と、第26条第1項、第27条及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

援計画」と、同条第5項から第10項までの規定中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第80条～第86条 (略)

(準用)

第87条 第13条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項_____を除く。)、第26条の3、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条、第43条から第45条まで、第47条から第50条まで、第50条の2第1項、第51条から第53条まで_____及び第79条の6から第79条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第37条」とあるのは「第87条において準用する第79条の8」と、第17条中「いう。第37条第6号及び第50条の2第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第87条において準用する第79条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第87条において準用する第79条の7第2項」と、第26条第1項_____中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下

第80条～第86条 (略)

(準用)

第87条 第13条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、_____, 第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条、第43条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第50条の2第1項、第51条から第53条まで、第68条の2及び第79条の6から第79条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第37条」とあるのは「第87条において準用する第79条の8」と、第17条中「いう。第37条第6号及び第50条の2第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第87条において準用する第79条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第87条において準用する第79条の7第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と_____

「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第27条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第5項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第6項から第10項までの規定中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第88条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第3項、第4項、第7項及び第11項、第7条(第5項及び第6項を除く。)、____、第71条第1項、第3項、第4項及び第7項、第79条の3第1

____、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と____、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第88条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第3項、第4項、第7項及び第11項、第7条(第4項及び第9項を除く。)、____第61条、第71条第1項、第3項、第4項及び第7項、第79条の3第1

項及び第4項並びに第81条第1項及び第3項の規定の適用については、第6条第1項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第4項及び第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第11項並びに第7条第1項、第3項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第9項及び第10項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、

____、第71条第1項及び第3項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第4項及び第7項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第79条の3第1項及び第4項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第81条第1項及び第3項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2・3 (略)

第89条 (略)

(利用定員に関する特例)

第90条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第12条____及び第74条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事

項及び第4項並びに第81条第1項及び第3項の規定の適用については、第6条第1項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第4項及び第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第11項並びに第7条第1項、第3項、第5項及び第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第10項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第12項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第61条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第71条第1項及び第3項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第4項及び第7項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第79条の3第1項及び第4項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第81条第1項及び第3項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2・3 (略)

第89条 (略)

(利用定員に関する特例)

第90条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第12条、第64条及び第74条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事

業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条_____及び第74条の規定にかかわらず、指定児童発達支援_____又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業_____又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条_____及び第74条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第12条_____及び第74条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

（電磁的記録等）

第91条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている

業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、第64条及び第74条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第64条及び第74条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第12条、第64条及び第74条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

（電磁的記録等）

第91条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている

もの又は想定されるもの（第14条第1項（第53条の5、第57条_____、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。）及び第18条（第53条の5、第57条_____、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 （略）

第92条 （略）

もの又は想定されるもの（第14条第1項（第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。）及び第18条（第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 （略）

第92条 （略）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第9章（略）</p> <p>第10章 <u>児童発達支援センター</u>（第81条―第86条）</p> <p>第11章 <u>削除</u></p> <p>第12章～第15章（略）</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（最低基準の目的）</p> <p>第3条 最低基準は、知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>第4条～第66条（略）</p> <p>第8章 <u>福祉型障害児入所施設</u></p> <p>（設備の基準）</p> <p>第67条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章（略）</p> <p>第10章 <u>福祉型児童発達支援センター</u>（第81条―第86条）</p> <p>第11章 <u>医療型児童発達支援センター</u>（第87条―第90条）</p> <p>第12章～第15章（略）</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（最低基準の目的）</p> <p>第3条 最低基準は、知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導_____により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>第4条～第66条（略）</p> <p>第8章 <u>福祉型障害児入所施設</u></p> <p>（設備の基準）</p> <p>第67条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を</p>

設けること。

ア 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ（略）

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 支援室及び屋外遊戯場

イ（略）

(6)～(8)（略）

2（略）

（職員）

第68条（略）

2～8（略）

9 心理支援を行う必要があると認められる児童5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

10 心理担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するも

設けること。

ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ（略）

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ（略）

(6)～(8)（略）

2（略）

（職員）

第68条（略）

2～8（略）

9 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

10 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有す

の又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

11 (略)

第69条～第75条 (略)

第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第76条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室、浴室及び便所を設けること。
- (2) (略)
- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

(4) (略)

(職員)

第77条 (略)

2・3 (略)

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、

るもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

11 (略)

第69条～第75条 (略)

第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第76条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室、浴室及び便所を設けること。
- (2) (略)
- (3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

(4) (略)

(職員)

第77条 (略)

2・3 (略)

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、

第2項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。

5・6 (略)

第78条～第80条 (略)

第10章 児童発達支援センター

(設備の基準)

第81条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けることとする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第2項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

5・6 (略)

第78条～第80条 (略)

第10章 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第81条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (2) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
- (3) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- (4) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項に掲げる設備のうち、発達支援室の定員及び面積並びに遊戯室の面積は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。
(職員)

第82条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下この項において同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1)～(2) (略)

(3) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
看護職員

要な設備及び備品を設けること。

(新設)

2 前項各号に掲げる設備のうち、指導訓練室の定員及び面積並びに遊戯室の面積は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。
(職員)

第82条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下この項において同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1)～(2) (略)

(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
看護職員

(4) 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合
看護職員

(5) 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合
看護職員

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(削除)

(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合
看護職員

(5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合
看護職員

(新設)

2 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置

(削除)

(削除)

(削除)

- 4 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の数は、規則で定める。
- 5 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。_____）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童

かないことができる。

- 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 6 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 7 前各項に規定する職員のうち、児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の数は、規則で定める。
- 8 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第88条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童

と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（生活指導及び計画の作成）

第83条 児童発達支援センターにおける生活指導及び児童発達支援センターの長の計画の作成については、第69条第1項及び第71条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第84条 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

第85条 削除

（心理学的及び精神医学的診査）

第86条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（生活指導及び計画の作成）

第83条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第69条第1項及び第71条の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第84条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第85条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第16条第1項に規定する入所時の健康診断 _____ に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第86条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第74条の規定を準用する。

第11章 削除

第87条から第90条まで 削除

第11章 医療型児童発達支援センター

第87条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 階段の傾斜を緩やかにするほか、便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第88条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(令5条例10・一部改正)

(入所した児童に対する健康診断)

第89条 医療型児童発達支援センターにおいては、第16条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮

しなければならない。

(生活指導等)

第90条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び計画の作成については、第69条第1項、第71条及び第84条の規定を準用する。

改正案	現行
<p>(指定障害児入所施設の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。</p> <p>4 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこ</p>	<p>(指定障害児入所施設の一般原則)</p> <p>第3条 指定障害児入所施設は、入所支援計画_____を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。</p> <p>4 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこ</p>
<p>れと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第7条～第20条 (略)</p> <p>(指定入所支援の取扱方針)</p> <p>第21条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が画一的なものとならないよう配慮</p>	<p>これと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第7条～第20条 (略)</p> <p>(指定入所支援の取扱方針)</p> <p>第21条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画_____に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が画一的なものとならないよう配慮</p>

しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、適切な説明を行わなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(入所支援計画の作成等)

第22条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児についてアセスメントを行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 (略)

4 (略)

しなければならない。

(新設)

(新設)

2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、適切な説明を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(入所支援計画の作成等)

第22条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児についてアセスメントを行い、
_____障害児
_____の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の案について意見を求めなければならない。

6～10 (略)

(移行支援計画の作成等)

第22条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の案を作成しなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては

_____, 障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等
_____に対し

_____, 入所支援計画の案について意見を求めなければならない。

6～10 (略)

(新設)

(新設)

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第23条 児童発達支援管理責任者は、前2条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第24条・第25条 (略)

（支援）

第26条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切に支援を行わなければならない。

（児童発達支援管理責任者の責務）

第23条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1)・(2) (略)

（新設）

第24条・第25条 (略)

（指導、訓練等）

第26条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切に指導、訓練を行わなければならない。

なければならない。

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に支援を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を指導、支援に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

第27条～第39条 (略)

（協力医療機関等）

第40条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、障害児が医療を必要とした際に連携協力すべき医療機関（第4項において「協力医療機関」という。）を定めなければならない。

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

等を行わなければならない。

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

第27条～第39条 (略)

（協力医療機関等）

第40条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、障害児が医療を必要とした際に連携協力すべき医療機関 _____ を定めなければならない。

2 (略)

（新設）

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第41条～第50条 (略)

(記録の整備)

第51条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 入所支援計画及び移行支援計画

(2)～(6) (略)

第52条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 心理支援を担当する職員

(4)・(5) (略)

2～5 (略)

第53条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 支援室、浴室及び便所を有すること。

2 次に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げ

(新設)

第41条～第50条 (略)

(記録の整備)

第51条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 入所支援計画_____

(2)～(6) (略)

第52条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 心理指導を担当する職員

(4)・(5) (略)

2～5 (略)

第53条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 訓練室、浴室及び便所を有すること。

2 次に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げ

る設備のほか、それぞれ次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3～5 (略)

第54条～第59条 (略)

る設備のほか、それぞれ次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3～5 (略)

第54条～第59条 (略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第8章 自立訓練(機能訓練)</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第149条の2—<u>第149条の5</u>)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第9章～第13章 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>第2章 居宅介護，重度訪問介護，同行援護及び行動援護</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ，又は<u>当該指定居宅介護事業所以外の事業所，施設等の職務に従事させることができる。</u></p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(指定居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は，次に掲げるとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第8章 自立訓練(機能訓練)</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第149条の2—<u>第149条の4</u>)</p> <p>第6節 (略)</p> <p>第9章～第13章 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>第2章 居宅介護，重度訪問介護，同行援護及び行動援護</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ，又は<u>同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事させることができる。</u></p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(指定居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は，次に掲げるとおりとする。</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定居宅介護の提供に当たっては，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u></p> <p>(3) 指定居宅介護事業所の従業者は，指定居宅介護の提供に当たっては，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，適切な説明を行うこと。</p> <p>(4) 指定居宅介護の提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p> <p>(5) 常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，適切な相談及び助言を行うこと。</p> <p>(居宅介護計画の作成)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 サービス提供責任者は，前項の居宅介護計画を作成した際は，利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに，当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者(以下これらを「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は，<u>第1項の居宅介護計画の作成後</u>においても，当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い，必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行わなければならない。</p>
--

<p>(1) (略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(2) 指定居宅介護事業所の従業者は，指定居宅介護の提供に当たっては，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について，適切な説明を行うこと。</p> <p>(3) 指定居宅介護の提供に当たっては，介護技術の進歩に対応し，適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。</p> <p>(4) 常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，適切な相談及び助言を行うこと。</p> <p>(居宅介護計画の作成)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 サービス提供責任者は，前項の居宅介護計画を作成した際は，利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに，当該居宅介護計画を _____ 交付しなければならない。</p> <p>3 サービス提供責任者は，<u>居宅介護計画作成後</u>においても，当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い，必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行わなければならない。</p>
--

4 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3章 療養介護

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第51条 (略)

2～7 (略)

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関の設置者である場

4 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 (略)

2・3 (略)

(新設)

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第3章 療養介護

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第51条 (略)

2～7 (略)

8 指定療養介護事業者が、指定医療機関の設置者である場合であつ

合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(指定療養介護の取扱方針)

第59条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(療養介護計画の作成等)

第60条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握

て、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(指定療養介護の取扱方針)

第59条 (略)

(新設)

2・3 (略)

(療養介護計画の作成等)

第60条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように適切な支援内容の検討をしなければならない。

(新設)

しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の案の内容について意見を求めなければならない。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

9, 10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第61条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等から、前項に規定する療養介護計画の案の内容について意見を求めなければならない。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者_____に交付しなければならない。

8, 9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第61条 (略)

(新設)

第4章 生活介護

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第80条 指定生活介護事業者が指定生活介護事業所におくべき従業者は、次に掲げる者とする。

(1)～(2) (略)

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
(削除)

(4) 生活支援員

(5) サービス管理責任者

2 (略)

3 第1項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4～7 (略)

(準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条及び第77条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、「第34条第1項」とあるのは「第95条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中

第4章 生活介護

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第80条 指定生活介護事業者が指定生活介護事業所におくべき従業者は、次に掲げる者とする。

(1)～(2) (略)

(3) 理学療法士

(4) 作業療法士

(5) 生活支援員

(6) サービス管理責任者

2 (略)

3 第1項第3号の理学療法士又は同項第4号の作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4～7 (略)

(準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条及び第77条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、「第34条第1項」とあるのは「第95条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中

「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「生活介護に関する計画」と、第61条第1項中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

第95条の2・第95条の3（略）

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「生活介護に関する計画」と、第61条第1項中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

第95条の2・第95条の3（略）

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)(若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援(指定障害児通所支援基準条例第53条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)(若しくは共生型放課後等デイサービス(指定障害児通所支援基準条例第76条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の4及び第159条の3において同じ。))を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあっては、18人)以下とすること。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)(若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援(指定障害児通所支援基準条例第53条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)(若しくは共生型放課後等デイサービス(指定障害児通所支援基準条例第76条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。))を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあっては、18人)以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条, 第149条の4及び第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては, 登録定員に応じて, 次の表に定める利用定員, サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては, 12人)までの範囲内とすること。

(略)

(3)～(5) (略)

第5章 短期入所

第4節 運営に関する基準

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 (略)

2 指定短期入所事業者は, 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう, 利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条, 第149条の3及び第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては, 登録定員に応じて, 次の表に定める利用定員, サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては, 12人)までの範囲内とすること。

(略)

(3)～(5) (略)

第5章 短期入所

第4節 運営に関する基準

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 (略)

(新設)

3・4 (略)

第6章 重度障害者等包括支援

第2節 人員に関する基準

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 (略)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は, 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう, 利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 (略)

2 サービス提供責任者は, 重度障害者等包括支援計画を作成した際は, 利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに, 当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第123条 第10条から第22条まで, 第24条, 第29条, 第30条, 第31条第4項, 第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条まで及び第68条の規定は, 指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項及び第36条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と, 「第34条第1項」とあるのは「第123条において準用する第34条第1項」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第

2・3 (略)

第6章 重度障害者等包括支援

第2節 人員に関する基準

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 (略)

(新設)

2・3 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 (略)

2 サービス提供責任者は, 重度障害者等包括支援計画を作成した際は, 利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに, 当該重度障害者等包括支援計画を _____ 交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第123条 第10条から第22条まで, 第24条, 第29条, 第30条 _____, 第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条まで及び第68条の規定は, 指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において, 第10条第1項及び第36条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と, 「第34条第1項」とあるのは「第123条において準用する第34条第1項」と, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第

1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

第8章 自立訓練(機能訓練)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第143条 指定自立訓練(機能訓練)事業者が指定自立訓練(機能訓練)事業所に置くべき従業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 看護職員
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- (3) 生活支援員
- (4) サービス管理責任者

2 (略)

3 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4～7 (略)

(準用)

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、「第34条第1項」とあるのは「第149条において準用する第70条第1

1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

第8章 自立訓練(機能訓練)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第143条 指定自立訓練(機能訓練)事業者が指定自立訓練(機能訓練)事業所に置くべき従業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 看護職員
- (2) 理学療法士又は作業療法士
- (3) 生活支援員
- (4) サービス管理責任者

2 (略)

3 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4～7 (略)

(準用)

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、「第34条第1項」とあるのは「第149条において準用する第70条第1

項」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)に関する計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条第1項中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第149条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、「第95条」とあるのは「第149条」と、「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第150条第2号にお

項」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)に関する計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第149条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、「第95条」とあるのは「第149条」と、「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

いて同じ。)を、指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第149条の4・第149条の5(略)

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第150条 基準該当自立訓練(機能訓練)事業者は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を指定通所介護等

第149条の3・第149条の4(略)

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第150条 基準該当自立訓練(機能訓練)事業者は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 指定通所介護事業者等 _____
であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等 _____ を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室 _____
の面積を指定通所介護等 _____

又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第150条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者は、当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号におい

_____の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等 _____
の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等 _____
が提供する指定通所介護等 _____
の利用者の数を指定通所介護等 _____
の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等 _____として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

て「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置すること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第9章 自立訓練(生活訓練)

第4節 運営に関する基準

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練(生活訓

(新設)

(新設)

第9章 自立訓練(生活訓練)

第4節 運営に関する基準

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練(生活訓

練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、「第34条第1項」とあるのは「第159条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)に関する計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条第1項中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、「第95条」とあるのは「第159条」と、「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、「第34条第1項」とあるのは「第172条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第1項

練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、「第34条第1項」とあるのは「第159条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)に関する計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、「第95条」とあるのは「第159条」と、「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、「第34条第1項」とあるのは「第172条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第1項

中「療養介護に関する計画」とあるのは「就労移行支援に関する計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、「第95条」とあるのは「第172条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

(準用)

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条及び第147条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、「第34条第1項」とあるのは「第185条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1

中「療養介護に関する計画」とあるのは「就労移行支援に関する計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条____中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、「第95条」とあるのは「第172条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

(準用)

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条及び第147条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、「第34条第1項」とあるのは「第185条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1

項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「就労継続支援A型に関する計画」と、第61条第1項中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第184条の2」と、「次条」とあるのは「第185条」と、「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第4節 運営に関する基準

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条にお

項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「就労継続支援A型に関する計画」と、第61条____中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第184条の2」と、「次条」とあるのは「第185条」と、「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第4節 運営に関する基準

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条____及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条にお

いて準用する第91条」と、「第34条第1項」とあるのは「第190条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「就労継続支援B型に関する計画」と、第61条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、「第95条」とあるのは「第190条」と、「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

いて準用する第91条」と、「第34条第1項」とあるのは「第190条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「就労継続支援B型に関する計画」と、第61条____中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、「第95条」とあるのは「第190条」と、「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と

_____, 第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、「第34条第1項」とあるのは「第194条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型に関する計画」と、第61条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条_____, 第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、「第34条第1項」とあるのは「第194条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型に関する計画」と、第61条____中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と

と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 194 条」と、第 94 条第 1 項中「第 91 条」とあるのは「第 192 条」と、「第 95 条」とあるのは「第 194 条」と、「前条」とあるのは「第 194 条において準用する前条」と、第 180 条第 6 項中「賃金及び第 3 項に規定する工賃」とあるのは「第 193 条第 1 項の工賃」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 194 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

第 13 章 就労定着支援

第 4 節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第 194 条の 6 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(実施主体)

第 194 条の 7 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

第 14 章 自立生活援助

第 2 節 人員に関する基準

と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 194 条」と、第 94 条第 1 項中「第 91 条」とあるのは「第 192 条」と、「第 95 条」とあるのは「第 194 条」と、「前条」とあるのは「第 194 条において準用する前条」と

_____, 第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 194 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

第 13 章 就労定着支援

第 4 節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第 194 条の 6 (略)

(新設)

(実施主体)

第 194 条の 7 指定就労定着支援事業者は、過去 3 年間ににおいて平均 1 人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

第 14 章 自立生活援助

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 194 条の 14 (略)

2 (略)

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。)第 3 条第 1 項の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第 1 項第 2 号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第 40 条において準用する指定地域相談支援基準第 3 条第 1 項の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第 1 項第 2 号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

5 (略)

第 4 節 運営に関する基準

(実施主体)

第 194 条の 17 削除

(従業者の員数)

第 194 条の 14 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

3 (略)

第 4 節 運営に関する基準

(実施主体)

第 194 条の 17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事

(定期的な訪問等による支援)

第 194 条の 18 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

第 194 条の 18 (略)

(準用)

第 194 条の 20 第 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条から第 42 条まで、第 59 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 194 条の 6、第 194 条の 10 及び第 194 条の 11 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する第 194 条の 10」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する次条第 1 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第 9 項中「6 月」とあるのは「3 月」と読み替えるものとする。

第 15 章 共同生活援助

第 1 節 基本方針

第 195 条 指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利

業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第 194 条の 18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に 1 回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

第 194 条の 19 (略)

(準用)

第 194 条の 20 第 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条から第 42 条まで、第 59 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 194 条の 6、第 194 条の 10 及び第 194 条の 11 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する第 194 条の 10」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する次条第 1 項」と

、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と読み替えるものとする。

第 15 章 共同生活援助

第 1 節 基本方針

第 195 条 指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利

用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第 4 節 運営に関する基準

(入退居)

第 198 条の 2 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第 198 条の 5 (略)

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3～5 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第 198 条の 6 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決

用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に

行うものでなければならない。

第 4 節 運営に関する基準

(入退居)

第 198 条の 2 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第 198 条の 5 (略)

(新設)

2～4 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第 198 条の 6 (略)

(新設)

定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第 198 条の 7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第 201 条の 10 において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じて

(新設)

(新設)

いる場合には、適用しない。

(医療機関等との連携協力)

第 200 条の 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、利用者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関（第 4 項において「協力医療機関」という。）を定めておかななければならない。

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(準用)

第 201 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 77 条、第 90 条、第 92 条、第 94 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 199 条の 3」と、

(医療機関等との連携協力)

第 200 条の 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、利用者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関_____を定めておかななければならない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(準用)

第 201 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 76 条、第 77 条、第 90 条、第 92 条、第 94 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 199 条の 3」と、

「第34条第1項」とあるのは「第200条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「共同生活援助に関する計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第199条の3」と、「次条において準用する第70条第1項」とあるのは「第200条第1項」と、「前条の医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の医療機関及び同条第2項の歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準

と、「第34条第1項」とあるのは「第200条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「共同生活援助に関する計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第199条の3」と、「次条において準用する第70条第1項」とあるのは「第200条第1項」と、「前条の医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の医療機関及び同条第2項の歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第4款 運営に関する基準

(地域との連携等)

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助 _____ を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第4款 運営に関する基準

(協議の場の設置等)

第201条の10 (新設)

(新設)

(新設)

議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は _____ ，法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下 _____ 「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第 2 項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

（新設）

（新設）

____ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等 _____

を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の _____ 報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第 201 条の 11 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条 _____ ，第 77 条、第 90 条、第 92 条、第 94 条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から第 198 条の 6 まで及び第 199 条の 3 から第 200 条の 4 までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 199 条の 3」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 55 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 201 条の 11」と、第 94 条第 1 項中「前条の医療機関」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 200 条の 4 第 1 項の医療機関及び同条第 2 項の歯科医療機関」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害

第 201 条の 11 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 76 条、第 77 条、第 90 条、第 92 条、第 94 条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から第 198 条の 6 まで及び第 199 条の 3 から第 200 条の 4 までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 199 条の 3」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 55 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 201 条の 11」と、第 94 条第 1 項中「前条の医療機関」とあるのは「第 201 条の 11 において準用する第 200 条の 4 第 1 項の医療機関及び同条第 2 項の歯科医療機関」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、

者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(基本方針)

第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第4款 運営に関する基準

第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の

同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(基本方針)

第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助 _____ を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第4款 運営に関する基準

第201条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第76条、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の

2から第198条の7まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助に関する計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の医療機関及び同条第2項の歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中

2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助に関する計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の医療機関及び同条第2項の歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中

「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第16章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所

及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第5項及び第6項、第153条第5項、第163条第4項並びに第174条第4項(第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所

及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第80条第1項第5号、第2項及び第7項、第143条第1項第4号、第2項及び第7項、第153条第1項第3号、第3項及び第6項、第163条第1項第3号、第2項及び第5項並びに第174条第1項第2号、第2項及び第5項(第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に、規則で定める員数の基準によりサービス管理責任者を置くことができる。この場合、そのうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第16章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定障害児通所支援基準条例第61条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第5項及び第6項、第153条第5項、第163条第4項並びに第174条第4項(第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第80条第1項第6号、第2項及び第7項、第143条第1項第4号、第2項及び第7項、第153条第1項第3号、第3項及び第6項、第163条第1項第3号、第2項及び第5項並びに第174条第1項第2号、第2項及び第5項(第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に、規則で定める員数の基準によりサービス管理責任者を置くことができる。この場合、そのうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

第17章 雑則

(電磁的記録等)

第204条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11並びに第201条の22において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。))及び第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録

第17章 雑則

(電磁的記録等)

第204条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11並びに第201条の22において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。))及び第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録

であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

付則

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

7 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第 201 条又は第 201 条の 22 において準用する第 60 条の規定を適用する場合においては、同条第 2 項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から付則第 3 項に定める期間内に付則第 4 項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第 5 項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

12 第 199 条第 3 項及び第 201 条の 8 第 4 項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成 26 年厚生労働省令第 5 号)第 1 条第 5 号に規定する区分 4、同条第 6 号に規定する区分 5 又は同条第 7 号に規定する区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、適用しない。

であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

付則

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

7 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第 201 条又は第 201 条の 22 において準用する第 60 条の規定を適用する場合においては、同条第 2 項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から付則第 3 項に定める期間内に付則第 4 項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第 4 項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

12 第 199 条第 3 項及び第 201 条の 8 第 4 項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成 26 年厚生労働省令第 5 号)第 1 条第 5 号に規定する区分 4、同条第 6 号に規定する区分 5 又は同条第 7 号に規定する区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、適用しない。

13 第 199 条第 3 項及び第 201 条の 8 第 4 項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第 1 条第 5 号に規定する区分 4、同条第 6 号に規定する区分 5 又は同条第 7 号に規定する区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) (略)

13 第 199 条第 3 項及び第 201 条の 8 第 4 項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第 1 条第 5 号に規定する区分 4、同条第 6 号に規定する区分 5 又は同条第 7 号に規定する区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) (略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第9章（略）</p> <p>第9章の2 <u>就労選択支援</u></p> <p>第1節 <u>基本方針(第161条の2)</u></p> <p>第2節 <u>人員に関する基準(第161条の3・第161条の4)</u></p> <p>第3節 <u>設備に関する基準(第161条の5)</u></p> <p>第4節 <u>運営に関する基準(第161条の6—第161条の9)</u></p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 <u>指定障害福祉サービス事業者（第3章，第4章，第8章，</u> <u>第9章及び第10章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。）は，個別支援計画を作成し，これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p><u>第9章の2 就労選択支援</u></p> <p><u>第1節 基本方針</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第3条 <u>指定障害福祉サービス事業者（第3章，第4章及び第7章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。）は，個別支援計画を作成し，これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

<p><u>第161条の2 指定就労選択支援の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，省令第6条の7の2に規定する者につき，短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて，就労に関する適性，知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い，又はこれに併せて，当該評価及び当該整理の結果に基づき，省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第2節 人員に関する基準</u></p> <p><u>(従業者の員数)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第161条の3 指定就労選択支援事業者が指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の員数は，規則で定める。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>2 前項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は，専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(準用)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第161条の4 第52条の規定は，指定就労選択支援の事業について準用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第3節 設備に関する基準</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(準用)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第161条の5 第83条の規定は，指定就労選択支援の事業について準用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第4節 運営に関する基準</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

(実施主体)

第 161 条の 6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第 161 条の 7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理（以下この条及び次条において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第 161 条の 8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第 161 条の 9 第 10 条から第 21 条まで、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 59 条、第 62 条、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条(第 2 項第 1 号を除く。)、第 86 条、第 87 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 161 条の 9 において準用する第 91 条」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

項」とあるのは「第 161 条の 9 において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 161 条の 9 において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 161 条の 9 において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 161 条の 9 において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 161 条の 9」と、第 94 条第 1 項中「前条」とあるのは「第 161 条の 9 において準用する前条」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」と、同条第 2 項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

第 10 章 就労移行支援

第 4 節 運営に関する基準

(就労選択支援に関する情報提供)

第 171 条の 2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第 10 章 就労移行支援

第 4 節 運営に関する基準

(新設)

(新設)

第 11 章 就労継続支援 A 型

第 4 節 運営に関する基準

(準用)

第 185 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条、第 88 条から第 90 条まで、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 171 条の 2 の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 184 条の 2」と、「第 34 条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 70 条第 1 項」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同条第 1 項中「療養介護に関する計画」とあるのは「就労継続支援 A 型に関する計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 185 条において準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 185 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 185 条」と、第 94 条第 1 項中「第 91 条」とあるのは「第 184 条の 2」と、「次条」とあるのは「第 185 条」と、「前条」とあるのは「第 185 条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第 12 章 就労継続支援 B 型

第 11 章 就労継続支援 A 型

第 4 節 運営に関する基準

(準用)

第 185 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条、第 88 条から第 90 条まで、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条及び第 147 条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 184 条の 2」と、「第 34 条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 70 条第 1 項」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 60 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同条第 1 項中「療養介護に関する計画」とあるのは「就労継続支援 A 型に関する計画」と、第 61 条中「前条」とあるのは「第 185 条において準用する前条」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 185 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 185 条」と、第 94 条第 1 項中「第 91 条」とあるのは「第 184 条の 2」と、「次条」とあるのは「第 185 条」と、「前条」とあるのは「第 185 条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第 12 章 就労継続支援 B 型

第4節 運営に関する基準

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、第171条の2、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、「第34条第1項」とあるのは「第190条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「就労継続支援B型に関する計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において

第4節 運営に関する基準

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条_____、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、「第34条第1項」とあるのは「第190条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「就労継続支援B型に関する計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において

準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、「第95条」とあるのは「第190条」と、「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第171条の2、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、「第34条第1項」とあるのは「第194条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59

準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、「第95条」とあるのは「第190条」と、「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条_____、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、「第34条第1項」とあるのは「第194条において準用する第70条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59

条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型に関する計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第192条」と、「第95条」とあるのは「第194条」と、「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型に関する計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「第91条」とあるのは「第192条」と、「第95条」とあるのは「第194条」と、「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

員

2, 3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

第49条 第8条から第10条まで、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第32条の2までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第49条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第49条において準用する第30条第3項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第49条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第49条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第1項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「生活介護に関する個別支援計画」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第49条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第4章 自立訓練(機能訓練)

員

2, 3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士 _____ 又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

第49条 第8条から第10条まで、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第32条の2までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第49条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第49条において準用する第30条第3項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第49条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第49条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第1項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「生活介護に関する個別支援計画」と、第18条 _____ 中「前条」とあるのは「第49条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第4章 自立訓練(機能訓練)

(従業者の配置の基準)

第51条 (略)

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援

員

2 (略)

3 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4～8 (略)

(準用)

第54条 第8条、第9条 _____、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第37条まで、第39条、第40条及び第43条の2から第48条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第54条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第54条において準用する第30条第3項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第54条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第54条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」と

(従業者の配置の基準)

第51条 (略)

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士 _____ 又は作業療法士及び生活支援

員

2 (略)

3 第1項第2号の理学療法士 _____ 又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

4～8 (略)

(準用)

第54条 第8条から第10条まで、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第37条まで、第39条、第40条及び第43条の2から第48条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第54条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第54条において準用する第30条第3項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第54条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第54条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」と

あるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第1項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)に関する個別支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第54条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練(生活訓練)
(準用)

第59条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第39条、第40条、第43条の2から第48条まで、第52条及び第53条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第59条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第59条において準用する第30条第3項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第59条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第1項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)に関する個別支援計画」と、同条第9項中「6月」と

あるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第1項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)に関する個別支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条_____中「前条」とあるのは「第54条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練(生活訓練)
(準用)

第59条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第39条、第40条、第43条の2から第48条まで、第52条及び第53条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第59条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第59条において準用する第30条第3項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第59条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第1項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)に関する個別支援計画」と、同条第8項中「6月」と

あるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第39条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援
(規模)

第60条の2 就労移行支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(準用)

第68条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第37条まで、第39条、第40条、第42条、第43条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第68条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第68条において準用する第30条第3項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第68条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第68条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第1項中「療

あるのは「3月」と、第18条_____中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第39条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援
(新設)
(新設)

(準用)

第68条 第8条から第10条まで、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第37条まで、第39条、第40条、第42条、第43条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第68条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第68条において準用する第30条第3項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第68条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第68条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第1

養介護に関する個別支援計画」とあるのは「就労移行支援に関する個別支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第68条において準用する前条」と、第39条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

(準用)

第83条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第40条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第83条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第83条において準用する第30条第3項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第83条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第83条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「就労継続支援A型に関する個別支援計画」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第83条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「就労移行支援に関する個別支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第68条において準用する前条」と、第39条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

(準用)

第83条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第40条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第83条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第83条において準用する第30条第3項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第83条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第83条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「就労継続支援A型に関する個別支援計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第83条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第86条 第8条から第10条まで、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第40条、第42条、第44条から第48条まで、第52条、第70条、第72条から第74条まで及び第79条から第81条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第86条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第86条において準用する第30条第3項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第86条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第86条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「就労継続支援B型に関する個別支援計画」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第86条において準用する前条」と、第79条第1項中「第83条」とあるのは「第86条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型事業所に関する特例

(規模に関する特例)

第87条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定

第86条 第8条から第10条まで、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第40条、第42条、第44条から第48条まで、第52条、第70条、第72条から第74条まで及び第79条から第81条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第86条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第86条において準用する第30条第3項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第86条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第86条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第1項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「就労継続支援B型に関する個別支援計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第86条において準用する前条」と、第79条第1項中「第83条」とあるのは「第86条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型事業所に関する特例

(規模に関する特例)

第87条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定め

める 条例(平成 24 年茨城県条例第 71 号。以下「指定障害児通所支援基準条例」という。)第 5 条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業

又は指定放課後等デイサービス(指定障害児通所支援基準条例第 70 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が 20 人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

る条例(平成 24 年茨城県条例第 71 号。以下「指定障害児通所支援基準条例」という。)第 5 条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援(指定障害児通所支援基準条例第 60 条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定

放課後等デイサービス(指定障害児通所支援基準条例第 70 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が 20 人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第 4 条関係)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 (略)</p> <p>第 5 章の 2 <u>就労選択支援(第 59 条の 2—第 59 条の 8)</u></p> <p>第 6 章～第 10 章 (略)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第 3 条 障害福祉サービス事業者(次章から第 5 章まで及び第 6 章から第 8 章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p><u>第 5 章の 2 就労選択支援</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第 59 条の 2 <u>就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第 6 条の 7 の 2 に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第 6 条の 7 の 4 に規定する便宜を適切</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章～第 10 章 (略)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第 3 条 障害福祉サービス事業者(次章から_____第 8 章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第 59 条の 3 就労選択支援事業所は、10 人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(従業者の配置の基準)

第 59 条の 4 就労選択支援事業所に置くべき従業者は、次に掲げる者とする。

(1) 管理者

(2) 就労選択支援員

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

3 第 1 項第 1 号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第 1 項第 2 号の就労選択支援員は、専ら就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第 59 条の 5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第 59 条の 6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理(以下この条及び次条において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(新設)

(新設)

(関係機関との連絡調整等の実施)

第 59 条の 7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第 59 条の 8 第 8 条、第 9 条(第 2 項第 1 号を除く。)、第 13 条から第 16 条まで、第 19 条、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 まで、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 40 条、第 42 条、第 43 条及び第 44 条から第 48 条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 2 号中「第 28 条第 2 項」とあるのは「第 59 条の 8 において準用する第 28 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 59 条の 8 において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 4 号中「第 32 条第 2 項」とあるのは「第 59 条の 8 において準用する第 32 条第 2 項」と、第 16 条第 1 項中「次条第 1 項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

(就労選択支援に関する情報提供)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第 67 条の 2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第 7 章 就労継続支援 A 型

(準用)

第 83 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 まで、第 34 条、第 40 条、第 44 条から第 48 条まで、第 52 条及び第 67 条の 2 の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第 2 号中「第 28 条第 2 項」とあるのは「第 83 条において準用する第 28 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 30 条第 3 項」とあるのは「第 83 条において準用する第 30 条第 3 項」と、同項第 4 号中「第 32 条第 2 項」とあるのは「第 83 条において準用する第 32 条第 2 項」と、第 16 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 83 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 17 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同条第 1 項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「就労継続支援 A 型に関する個別支援計画」と、第 18 条中「前条」とあるのは「第 83 条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第 8 章 就労継続支援 B 型

(準用)

(新設)

第 7 章 就労継続支援 A 型

(準用)

第 83 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 まで、第 34 条、第 40 条、第 44 条から第 48 条まで _____ 及び第 52 条の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第 2 号中「第 28 条第 2 項」とあるのは「第 83 条において準用する第 28 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 30 条第 3 項」とあるのは「第 83 条において準用する第 30 条第 3 項」と、同項第 4 号中「第 32 条第 2 項」とあるのは「第 83 条において準用する第 32 条第 2 項」と、第 16 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 83 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 17 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同条第 1 項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「就労継続支援 A 型に関する個別支援計画」と、第 18 条中「前条」とあるのは「第 83 条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第 8 章 就労継続支援 B 型

(準用)

第86条 第8条,第9条_____,第13条から第19条まで,第24条から第26条まで,第28条から第32条の2まで,第34条,第36条,第40条,第42条,第44条から第48条まで,第52条,第67条の2,第70条,第72条から第74条まで及び第79条から第81条までの規定は,就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において,第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と,同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第86条において準用する第28条第2項」と,同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第86条において準用する第30条第3項」と,同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第86条において準用する第32条第2項」と,第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第86条において準用する次条第1項」と,「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と,第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と,同条第1項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「就労継続支援B型に関する個別支援計画」と,第18条中「前条」とあるのは「第86条において準用する前条」と,第79条第1項中「第83条」とあるのは「第86条」と,「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第86条 第8条から第10条まで,第13条から第19条まで,第24条から第26条まで,第28条から第32条の2まで,第34条,第36条,第40条,第42条,第44条から第48条まで,第52条_____,第70条,第72条から第74条まで及び第79条から第81条までの規定は,就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において,第9条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と,同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第86条において準用する第28条第2項」と,同項第3号中「第30条第3項」とあるのは「第86条において準用する第30条第3項」と,同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第86条において準用する第32条第2項」と,第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第86条において準用する次条第1項」と,「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と,第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と,同条第1項中「療養介護に関する個別支援計画」とあるのは「就労継続支援B型に関する個別支援計画」と,第18条中「前条」とあるのは「第86条において準用する前条」と,第79条第1項中「第83条」とあるのは「第86条」と,「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(指定障害者支援施設等の一般原則)</p> <p>第3条(略)</p> <p>2・3(略)</p> <p>4 <u>指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条(略)</p> <p>(1) 生活介護</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(理学療法士、作業療法士</u></p>	<p>(指定障害者支援施設等の一般原則)</p> <p>第3条(略)</p> <p>2・3(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条(略)</p> <p>(1) 生活介護</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>理学療法士又は作業療法士(理学療法士又は作業療法士を確保する</u></p>

<p><u>又は言語聴覚士を確保することが困難な場合にあつては、機能訓練指導員(日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。))</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 自立訓練(機能訓練)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合にあつては、機能訓練指導員(日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。))</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2～6(略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第26条(略)</p> <p>2 <u>指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第27条(略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてアセスメントを行うとともに、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支</u></p>
--

<p>ことが困難な場合にあつては、機能訓練指導員(日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。))</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 自立訓練(機能訓練)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>理学療法士又は作業療法士(理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあつては、機能訓練指導員(日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。))</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2～6(略)</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第26条(略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第27条(略)</p> <p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてアセスメントを行い、<u>利用者が自立した日常生活を営むことができるように支</u></p>

援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5(略)

- 6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む。))を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の案の内容について意見を求めなければならない。

- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。

- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。

援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 _____

(新設)

3・4(略)

- 5 サービス管理責任者は、利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等から、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の案の内容について意見を求めなければならない。

- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。

- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者 _____ に交付しなければならない。

9・10(略)

- 11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第28条(略)

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第28条の2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員

8・9(略)

- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第28条(略)

(新設)

(新設)

が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第28条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援

(新設)

事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(医療機関等との連携協力)

第51条 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、利用者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関(第4項において「協力医療機関」という。)を定めておかななければならない。

2 (略)

3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第58条 削除

(医療機関等との連携協力)

第51条 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、利用者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関_____を定めておかななければならない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(地域との連携等)

第58条 指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力により地域との交流を図るよう努めなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表
(第2条関係)

改正案	現行
<p>(障害者支援施設的一般原則) 第3条(略) 2・3(略) 4 <u>障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u> 5 <u>障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u> (従業者の員数) 第11条(略) (1) 生活介護 ア～ウ(略) エ <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合にあっては、機能訓練指導</u></p>	<p>(障害者支援施設的一般原則) 第3条(略) 2・3(略) (新設) (新設) (従業者の員数) 第11条(略) (1) 生活介護 ア～ウ(略) エ <u>理学療法士又は作業療法士(理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあっては、機能訓練指導員(日常生活を営むのに必</u></p>

員(日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。))
オ・カ(略)
(2) 自立訓練(機能訓練)
ア・イ(略)
ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合にあっては、機能訓練指導員(日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。))
エ・オ(略)
(3)～(7)(略)
2～6(略)
(施設障害福祉サービスの取扱方針)
第18条(略)
2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。
3・4(略)
(施設障害福祉サービス計画の作成等)
第19条(略)
2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、アセスメントを行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」とい

要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。))
オ・カ(略)
(2) 自立訓練(機能訓練)
ア・イ(略)
ウ 理学療法士又は作業療法士(理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合にあっては、機能訓練指導員(日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。))
エ・オ(略)
(3)～(7)(略)
2～6(略)
(施設障害福祉サービスの取扱方針)
第18条(略)
(新設)
2・3(略)
(施設障害福祉サービス計画の作成等)
第19条(略)
2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、アセスメントを行い
_____, 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。_____

う。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む。))を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の案の内容について意見を求めなければならない。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。

9・10(略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(新設)

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等から、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の案の内容について意見を求めなければならない。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者_____に交付しなければならない。

8・9(略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第20条(略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第20条(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(医療機関等との連携協力)

第40条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、利用者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関(第4項において「協力医療機関」という。)を定めておかななければならない。

2 (略)

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条 削除

(医療機関等との連携協力)

第40条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、規則で定めるところにより、利用者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関 _____ を定めておかななければならない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(地域との連携等)

第44条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力により地域との交流を図るよう努めなければならない。

茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正案			現行																							
<p>(業務)</p> <p>第3条 会館は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>削除</p> <p>(2) 健やかな青少年の育成に必要な事業を行うこと。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために知事が必要と認める業務</p> <p>(利用日等)</p> <p>第4条 会館を利用することができる日（以下「利用日」という。）及び利用することができる時間（以下「利用時間」という。）は、次の表に定めるとおりとする。</p>			<p>(業務)</p> <p>第3条 会館は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 青少年に対して健全な旅行を奨励するために、低廉な料金で、かつ、規則正しく、青少年を宿泊させ、交歓させる施設を提供すること。</p> <p>(3) 健やかな青少年の育成に必要な事業を行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために知事が必要と認める業務</p> <p>(利用日等)</p> <p>第4条 会館を利用することができる日（以下「利用日」という。）及び利用することができる時間（以下「利用時間」という。）は、次の表に定めるとおりとする。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用日</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の種別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室及び交流サロン</td> <td>12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table>			名称	利用日	利用時間	施設の種別			研修室及び交流サロン	12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日	午前9時から午後10時まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用日</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の種別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室及び交流サロン</td> <td>12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>宿泊室</td> <td>毎週月曜日（当日が国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178</td> <td>午後3時から翌日の午前10時まで</td> </tr> </tbody> </table>			名称	利用日	利用時間	施設の種別			研修室及び交流サロン	12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日	午前9時から午後10時まで	宿泊室	毎週月曜日（当日が国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178	午後3時から翌日の午前10時まで
名称	利用日	利用時間																								
施設の種別																										
研修室及び交流サロン	12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日	午前9時から午後10時まで																								
名称	利用日	利用時間																								
施設の種別																										
研修室及び交流サロン	12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日	午前9時から午後10時まで																								
宿泊室	毎週月曜日（当日が国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178	午後3時から翌日の午前10時まで																								

<p>2 略</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第5条 会館の研修室_____を利用しようとする者は、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認には、<u>研修室</u>の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の不承認)</p> <p>第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>研修室</u>の利用を承認しないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第7条 知事は、第5条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その承認を取り消し、又は承認の内容若しくは条件を変更することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> <p>号）に規定する休日（別表において「休日」という。）に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第5条 会館の研修室又は宿泊室（以下「研修室等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認には、<u>研修室等</u>の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の不承認)</p> <p>第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>研修室等</u>の利用を承認しないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第7条 知事は、第5条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その承認を取り消し、又は承認の内容若しくは条件を変更することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>号）に規定する休日（別表において「休日」という。）に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日</p>
<p>号）に規定する休日（別表において「休日」という。）に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日</p>		

(5) 前各号に掲げる場合のほか、研修室の管理上支障が生じたとき。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) 略
- (2) 研修室の利用の承認に関する業務
- (3) 研修室の利用の承認の取消し等に関する業務
- (4)～(6) 略

2 略

(利用料金の納付等)

第15条 研修室を利用する者は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。_____

2 略

別表（第15条、第18条関係）

略

備考

1 「営利目的」とは、営利、宣伝その他これらに類する目的をいう。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、研修室等の管理上支障が生じたとき。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) 略
- (2) 研修室等の利用の承認に関する業務
- (3) 研修室等の利用の承認の取消し等に関する業務
- (4)～(6) 略

2 略

(利用料金の納付等)

第15条 研修室等を利用する者は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。ただし、宿泊室を利用する者が宿泊室の利用時間中に当該宿泊室を研修室として利用する場合における研修室の利用料金については、この限りでない。

2 略

別表（第15条、第18条関係）

1 研修室の利用料金

略

備考 「営利目的」とは、営利、宣伝その他これらに類する目的をいう。

2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

削除

2 宿泊室の利用料金

区分		金額（単位 円） （午後3時から翌日の午前10時まで）
児童生徒等	中和宿泊室	1人につき 210
	小和宿泊室	1人につき 440
	小洋宿泊室	1人につき 540
青年等	中和宿泊室	1人につき 440
	小和宿泊室	1人につき 880
	小洋宿泊室	1人につき 1,090
青少年関係者等	中和宿泊室	1人につき 880
	小和宿泊室	1人につき 1,630
	小洋宿泊室	1人につき 2,180
その他の者	中和宿泊室（10人以上で利用する場合に限る。）	1人につき 1,470
	小和宿泊室、中和宿泊室（10人未満で利用する場合に限る。）	1人につき 2,920
	小洋宿泊室	1人につき 3,440

備考

- 1 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に就学する前の児童（以下「小学校未就学児童」という。）及びその引率者については、利用料金は徴しない。
- 2 「児童生徒等」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びにこれらの者の引率者をいう。
- 3 「青年等」とは、小学校未就学児童及びその引率者並びに児童生徒等以外の者で25歳未満のもの及びその引率者をいう。
- 4 「青少年関係者等」とは、青少年の健全育成を目的として宿泊室を利用する者で、1から3までに掲げる者以外のものをいう。
- 5 「その他の者」とは、1から4までに掲げる者以外の者をいう。

茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案				現行										
別表（第15条，第18条関係）				別表（第15条，第18条関係）										
区分		金額(単位 円)			区分		金額(単位 円)							
		午前 (午前9時 から正午 まで)	午後 (午後1時 から午後5 時まで)	夜間 (午後6時 から午後 10時まで)			午前 (午前9時 から正午 まで)	午後 (午後1時 から午後5 時まで)	夜間 (午後6時 から午後 10時まで)					
青少年等	大研修室		2,320	2,960	3,740	青少年等	大研修室		2,210	2,820	3,560			
	中研修室1		1,420	1,920	2,440		中研修室1		1,350	1,830	2,320			
	中研修室2		1,790	2,490	3,210		中研修室2		1,700	2,370	3,060			
	小研修室		910	1,270	1,550		小研修室		870	1,210	1,480			
	特別研修室		510	640	770		特別研修室		490	610	730			
	中和研修室		640	770	910		中和研修室		610	730	870			
	小和研修室		430	510	600		小和研修室		410	490	570			
青少年等 以外の者	大研修室	非営利目的	平日	5,440	7,270	8,980	青少年等 以外の者	大研修室	非営利目的	平日	5,180	6,920	8,550	
			土・日曜日，休日	6,530	8,720	10,770				土・日曜日，休日	6,220	8,300	10,260	
		営利目的	平日	8,160	10,890	13,460			営利目的	平日	7,770	10,370	12,820	
			土・日曜日，休日	9,790	13,070	16,150				土・日曜日，休日	9,320	12,450	15,380	
	中研修室1	非営利目的	平日	2,710	3,740	4,750		中研修室1	非営利目的	平日	2,580	3,560	4,520	
			土・日曜日，休日	3,240	4,490	5,700				土・日曜日，休日	3,090	4,280	5,430	
		営利目的	平日	4,060	5,620	7,130			営利目的	平日	3,870	5,350	6,790	
			土・日曜日，休日	4,860	6,730	8,550					土・日曜日，休日	4,630	6,410	8,140
	中研修室2	非営利目的	平日	3,560	4,880	6,200			中研修室2	非営利目的	平日	3,390	4,650	5,900

	的	土・日曜日, 休日	4,260	5,850	7,420
	営利目的	平日	5,340	7,330	9,280
		土・日曜日, 休日	6,420	8,790	11,130
小研修室	非営利目的	平日	1,920	2,570	3,220
		土・日曜日, 休日	2,310	3,080	3,860
	営利目的	平日	2,880	3,860	4,830
		土・日曜日, 休日	3,450	4,630	5,790
特別研修室	非営利目的	平日	910	1,270	1,550
		土・日曜日, 休日	1,090	1,530	1,860
	営利目的	平日	1,370	1,910	2,320
		土・日曜日, 休日	1,630	2,290	2,780
中和研修室	非営利目的	平日	1,050	1,420	1,800
		土・日曜日, 休日	1,250	1,690	2,150
	営利目的	平日	1,560	2,130	2,690
		土・日曜日, 休日	1,870	2,540	3,210
小和研修室	非営利目的	平日	680	950	1,190
		土・日曜日, 休日	810	1,130	1,420
	営利目的	平日	1,030	1,420	1,790
		土・日曜日, 休日	1,220	1,690	2,140

備考

- 1 「営利目的」とは、営利、宣伝その他これらに類する目的をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

	的	土・日曜日, 休日	4,060	5,570	7,070
	営利目的	平日	5,090	6,980	8,840
		土・日曜日, 休日	6,110	8,370	10,600
小研修室	非営利目的	平日	1,830	2,450	3,070
		土・日曜日, 休日	2,200	2,930	3,680
	営利目的	平日	2,740	3,680	4,600
		土・日曜日, 休日	3,290	4,410	5,510
特別研修室	非営利目的	平日	870	1,210	1,480
		土・日曜日, 休日	1,040	1,460	1,770
	営利目的	平日	1,300	1,820	2,210
		土・日曜日, 休日	1,550	2,180	2,650
中和研修室	非営利目的	平日	1,000	1,350	1,710
		土・日曜日, 休日	1,190	1,610	2,050
	営利目的	平日	1,490	2,030	2,560
		土・日曜日, 休日	1,780	2,420	3,060
小和研修室	非営利目的	平日	650	900	1,130
		土・日曜日, 休日	770	1,080	1,350
	営利目的	平日	980	1,350	1,700
		土・日曜日, 休日	1,160	1,610	2,040

備考

- 1 「営利目的」とは、営利、宣伝その他これらに類する目的をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日という。

に規定する休日という。

茨城県青少年の健全育成等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第13条 この章及び第5章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 18歳に達するまでの者 _____ をいう。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>第14条～第48条 (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第13条 この章及び第5章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 18歳に達するまでの者(配偶者のある女子を除く。)をいう。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>第14条～第48条 (略)</p>

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第61号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 ～ 第14章（略）</p> <p><u>第15章 里親支援センター（第113条—第118条）</u></p> <p>第16章 雑則（第119条・第120条）</p> <p>付則</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（安全計画の策定等）</p> <p>第7条の2 <u>児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。</u>以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第7条の3～第15条（略）</p> <p>（入所した者及び職員の健康診断）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 ～ 第14章（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>第15章 雑則（第113条・第114条）</u></p> <p>付則</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（安全計画の策定等）</p> <p>第7条の2 <u>児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センター</u>）を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第7条の3～第15条（略）</p> <p>（入所した者及び職員の健康診断）</p>
<p>第16条 児童福祉施設（児童厚生施設、<u>児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。</u>第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第17条～第32条（略）</p> <p>（自立支援計画の策定）</p> <p>第33条 乳児院の長は、第31条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、<u>年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に</u>応じ意見聴取その他の措置をとることにより、<u>乳幼児の意見又は意向</u>、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第34条（略）</p> <p>（関係機関との連携）</p> <p>第35条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接な連携に努め、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第36条～第40条（略）</p> <p>（自立支援計画の策定）</p>	<p>第16条 児童福祉施設（児童厚生施設及び<u>児童家庭支援センター</u>）を除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第17条～第32条（略）</p> <p>（自立支援計画の策定）</p> <p>第33条 乳児院の長は、第31条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について_____、<u>乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p> <p>第34条（略）</p> <p>（関係機関との連携）</p> <p>第35条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター_____、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接な連携に努め、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第36条～第40条（略）</p> <p>（自立支援計画の策定）</p>

第41条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第42条～第43条（略）

（関係機関との連携）

第44条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに児童家庭支援センター、里親支援センター、二、婦人相談所等関係機関と密接な連携に努め、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第45条～第62条（略）

（自立支援計画の策定）

第63条 児童養護施設の長は、第61条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第64条～第65条（略）

第41条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について_____

_____, 母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第42条～第43条（略）

（関係機関との連携）

第44条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに児童家庭支援センター_____、婦人相談所等関係機関と密接な連携に努め、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第45条～第62条（略）

（自立支援計画の策定）

第63条 児童養護施設の長は、第61条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について_____、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第64条～第65条（略）

第66条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接な連携に努め、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第67条～第94条（略）

（自立支援計画の策定）

第95条 児童心理治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第96条～第97条（略）

（関係機関との連携）

第98条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接な連携に努め、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第99条～第104条（略）

（自立支援計画の策定）

第105条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見

第66条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに児童家庭支援センター_____、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接な連携に努め、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第67条～第94条（略）

（自立支援計画の策定）

第95条 児童心理治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について_____、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第96条～第97条（略）

（関係機関との連携）

第98条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに児童家庭支援センター_____、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接な連携に努め、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第99条～第104条（略）

（自立支援計画の策定）

第105条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について_____

又は意向，児童やその家庭の状況等を勘案して，その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第106条～第107条（略）

（関係機関との連携）

第108条 児童自立支援施設の長は，児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター，里親支援センター，児童委員，公共職業安定所等関係機関と密接な連携に努め，児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第109条～第112条（略）

第15章 里親支援センター

（設備の基準）

第113条 里親支援センターには事務室，相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号及び第118条において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第114条 里親支援センターには，里親制度等普及促進担当者，里親等支援員及び里親研修等担当者を置かななければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は，次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規

____，児童やその家庭の状況等を勘案して，その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第106条～第107条（略）

（関係機関との連携）

第108条 児童自立支援施設の長は，児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター____，児童委員，公共職業安定所等関係機関と密接な連携に努め，児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第109条～第112条（略）

（新設）

模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設，乳児院，児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として，児童の養育に5年以上従事した者であって，里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して，知事が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は，次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設，乳児院，児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として，児童の養育に5年以上従事した者であって，里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して，知事が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は，次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設，乳児院，児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として，児童の

養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第115条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 知事が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
(里親支援)

第116条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親

になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第117条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第118条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接な連携に努め、里親等の支援に当たらなければならない。

第16章 雑則

(電磁的記録)

第119条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することが

第15章 雑則

(電磁的記録)

第113条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することが

できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第120条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第114条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条（略） （福祉業務手当）</p> <p>第4条 福祉業務手当は、県民センター、福祉相談センター、児童相談所又は女性自立支援施設に勤務する職員のうち、人事委員会規則で定める職員が、社会福祉に関する業務のうち、人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき1,000円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>第5条～第31条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （福祉業務手当）</p> <p>第4条 福祉業務手当は、県民センター、福祉相談センター、児童相談所又は婦人保護施設に勤務する職員のうち、人事委員会規則で定める職員が、社会福祉に関する業務のうち、人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき1,000円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>第5条～第31条（略）</p>

茨城県行政組織条例新旧対照表

改正案	現行								
<p>○茨城県行政組織条例 （女性相談支援センター）</p> <p>第9条の3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項の規定により設置する女性相談支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県女性相談センター</td> <td>水戸市</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 茨城県女性相談センターの事務は、福祉相談センターにおいて行うものとする。</p>	名称	位置	茨城県女性相談センター	水戸市	<p>○茨城県行政組織条例 （婦人相談所）</p> <p>第9条の3 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定により設置する婦人相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県女性相談センター</td> <td>水戸市</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 茨城県女性相談センターの事務は、福祉相談センターにおいて行うものとする。</p>	名称	位置	茨城県女性相談センター	水戸市
名称	位置								
茨城県女性相談センター	水戸市								
名称	位置								
茨城県女性相談センター	水戸市								

社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現行																														
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) <u>、</u> 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の定めるところにより、別表第1に掲げる施設及び福祉センターとして別表第2に掲げる施設(以下「社会福祉施設等」という。)を設置する。</u></p> <p>第2条～第15条(略)</p> <p>別表第1(第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の種類</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性自立支援施設</td> <td>茨城県立若葉寮</td> <td>水戸市三の丸3丁目</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設母子・父子福祉センター</td> <td>ラク・ハイツ</td> <td>水戸市八幡町</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>茨城県立茨城学園</td> <td>那珂市後台</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者情報提供施設</td> <td>茨城県立点字図書館</td> <td>水戸市袴塚1丁目</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	名称	位置	女性自立支援施設	茨城県立若葉寮	水戸市三の丸3丁目	母子生活支援施設母子・父子福祉センター	ラク・ハイツ	水戸市八幡町	児童自立支援施設	茨城県立茨城学園	那珂市後台	視覚障害者情報提供施設	茨城県立点字図書館	水戸市袴塚1丁目	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、<u>売春防止法(昭和31年法律第118号)、</u> 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)<u>及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)</u> <u>の定めるところにより、別表第1に掲げる施設及び福祉センターとして別表第2に掲げる施設(以下「社会福祉施設等」という。)を設置する。</u></p> <p>第2条～第15条(略)</p> <p>別表第1(第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の種類</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人保護施設</td> <td>茨城県立若葉寮</td> <td>水戸市三の丸3丁目</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設母子・父子福祉センター</td> <td>ラク・ハイツ</td> <td>水戸市八幡町</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>茨城県立茨城学園</td> <td>那珂市後台</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者情報提供施設</td> <td>茨城県立点字図書館</td> <td>水戸市袴塚1丁目</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	名称	位置	婦人保護施設	茨城県立若葉寮	水戸市三の丸3丁目	母子生活支援施設母子・父子福祉センター	ラク・ハイツ	水戸市八幡町	児童自立支援施設	茨城県立茨城学園	那珂市後台	視覚障害者情報提供施設	茨城県立点字図書館	水戸市袴塚1丁目
施設の種類	名称	位置																													
女性自立支援施設	茨城県立若葉寮	水戸市三の丸3丁目																													
母子生活支援施設母子・父子福祉センター	ラク・ハイツ	水戸市八幡町																													
児童自立支援施設	茨城県立茨城学園	那珂市後台																													
視覚障害者情報提供施設	茨城県立点字図書館	水戸市袴塚1丁目																													
施設の種類	名称	位置																													
婦人保護施設	茨城県立若葉寮	水戸市三の丸3丁目																													
母子生活支援施設母子・父子福祉センター	ラク・ハイツ	水戸市八幡町																													
児童自立支援施設	茨城県立茨城学園	那珂市後台																													
視覚障害者情報提供施設	茨城県立点字図書館	水戸市袴塚1丁目																													

視覚障害者情報提供施設	茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ	水戸市住吉町
障害児入所施設障害者支援施設	茨城県立あすなろの郷	水戸市杉崎町

別表2～4(略)

視覚障害者情報提供施設	茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ	水戸市住吉町
障害児入所施設障害者支援施設	茨城県立あすなろの郷	水戸市杉崎町

別表2～4(略)

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第43条（略） （関係機関との連携）</p> <p>第44条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>女性相談支援センター</u>等関係機関と密接な連携に努め、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>第45条～第111条（略） （支援を行うに当たって遵守すべき事項）</p> <p>第112条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、適切に対応しなければならない。</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、<u>女性相談支援員</u>、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行うように努めなければならない。</p>	<p>第1条～第43条（略） （関係機関との連携）</p> <p>第44条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>等関係機関と密接な連携に努め、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>第45条～第111条（略） （支援を行うに当たって遵守すべき事項）</p> <p>第112条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、適切に対応しなければならない。</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、<u>婦人相談員</u>、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行うように努めなければならない。</p>
<p>3 児童家庭支援センターにおいては、その付置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>3 児童家庭支援センターにおいては、その付置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。</p>

令和6年第1回定例会
保健福祉医療委員会資料

令和5年度 決算特別委員会
事務事業の見直し、改善の申し入れへの対応状況一覧

令和6年3月15日
福 祉 部

令和5年度 決算特別委員会 事務事業の見直し、改善の申し入れへの対応状況一覧

【部局名：福祉部】

No.	申し入れの項目 (担当課)	申し入れの内容	R 6 当初予算への反映状況	その他対応状況
1	保健所、児童相談所について (青少年家庭課) ※保健医療部でも対応	保健師や児童福祉司が増員されているとはいえ、その専門的な役割と業務量からみれば、さらなる増員が必要である。あわせて、施設改修を今後も進めると同時に、土浦児童相談所など県南地域に一時保護所の設置を検討すること。	○児童福祉司等専門職の増員 【配置枠】 ・児童福祉司 R5:136名→R6:+7名 ・児童心理司 R5:58名→R6:+11名 ○児童相談所の改修、修繕は計画的に実施 [参考] ()は一財 ・児童福祉施設等改修費 ※児相分のみ R5当初:33,599千円(7,199千円) R6当初:22,613千円(3,413千円)	○県南地域への一時保護所の設置については、一時保護所の入所状況、及び民間の一時保護専用施設の設置状況(※)を勘案して検討 ※3か所14人分を設置済。R6年度中に2か所8人分を追加設置予定